

あるも主として製糖用に供せん爲め耕地に栽培せらる

二 「ミアン」(Miane)

最も纖小なる甘蔗にして徑十耗乃至十五耗に過ぎず、黄色にして節間長く汁(Vegetable)は甚だ甘くして豊かなり、恐らく前掲甘蔗の一變種たるに過ぎざるべし

三 「ミア、ハアウ」(Mia hau)

即ち南瓜甘蔗「ミア、ヴァン」(Mia-Vang)タイ族は之れを「オイヴァン」(Oi Vang)と云ひ支那にては「ペ、カムシ」(Pe-Kam-Che)と云ふ

莖は長さ一米六乃至二米、大き拳大、外部は赤鼠色、内部は白色、節間は中位、軟色部は水分に富み稍々香氣あり、又稍々甘味ありて酸味ある白下を生ず、此種類は絶対に生食用として栽培せられ殆んど生食用に消費せらるゝものなり、農家は往々之れを市場に食料品として供給せんがため栽培生産することあり

四 「ミア、ランジャン」(Mia lan dian)は「ミア、バアウ」の改良せられし一種類に不過、生食用として珍重せらる

五 「ミア、サンリュオウ」(Mia san ruou)又は「ミア、ソンリュオウ」(Mia son ruou)又は「ミア、ドゥ」(Mia dou)は「ミア、ドゥ」(Mia dou)の改良せられし一種類に不過、生食用として珍重せらる

莖の長さ二米五〇、徑は屢々前掲種類に優れるものあり、外皮の抵抗力は薄弱に、内部は白色なり、地方到る所に存在するも其産類は前二種に比すれば甚だ少額なり、風を避くるため之を庭園に耕作す、各種中尤も高價のものにて普通唯藥料と見做さるゝなり

六 「ミア、オン、ヅアア」又は「ミア、オン、チュオン」(Mia on yai-ou, mia ong taong) (象甘蔗の意)「ミア、オン、ジャ」又は「ミア、オン、ヅアイ」(Mia ong yai ou, mia on yai) (老人枝甘蔗、祖先枝甘蔗の意)「ミア、ラオ」(Mia lao)

矮大の種類にて長さは一米二〇乃至一米六〇、太さは大抵腕大なり、節間短かく外皮は帯緑灰色を呈し髓質部は白色に、水分に富み其儘にて消費せらる

七 「ミア、ジャ、トラー」(Mia gia tre) (竹皮甘蔗の意)

前種より稍小なり、節間短く外皮は黄色を帯び甚だ甘味あり、此種は局限的に栽培せられ象甘蔗に似寄りたる點多し

八 「ミアキア」(Mia kia)稍高き種類にて丈は〇、八〇米乃至一米五〇、徑は三種なり、外皮は多少蒼白(Trang)を帯べる黄色又は黄金色を呈し髓質部は白色なり

「ミュオン」族の市場にて食用として販賣せらる

九 「ミアキア、ガ」(Mia kia ga)

前種に甚だ近き種類なるも唯髓質部は黄色を呈し稍香氣高し

一〇 「ミア、カン、ダン」(Mia can dang)

丈一米五〇乃至二米、徑〇、二〇米外皮は赤色を帯び内部は白色なり

一一 「ミアリュア、キア」(Mia lua kia)

丈け短き甘蔗にして徑は二乃至三種、節間は甚だ長く外部は紫黒、甘味少く多少酸味を有す

一二 「ミア、チュオック」(Mia thuc) (製蔗の意)

丈け短く甚だ稀有の種類にして莖は拳大、節間長く、外皮及葉は赤色を帯び内部は白色なり
以上の各種は第一種を例外とし他は皆生食にて消費せらる

第三節 交趾支那に於ける種類

甘蔗種類八種

- 一 「ミア、ソツン」「ミアジャン」(Mia sot; Mia jian)
- 二 「ミア、ロー」(Mia lau) 支那甘蔗なり黄緑色を呈し徑甚だ小なり、交趾支那に多く栽培せられ東京のミアレー (Miarou) に相當するものなり
- 三 「ミア、コーケー」(Mia coke) 赤き甘蔗なり
- 四 「ミア、ゾオイ、トラン」(Mia voi trau) 所謂象蔗と呼ぶものゝ内にて白色のものなり、其丈けの長く莖の大なるに於て有名なり、色合は透明黄色なり
- 五 「ミア、ゾオイデン」(Mia voi den) 所謂象甘蔗と呼ぶものゝ内にて黒色の方なり
- 六 「ミア、ソン、ヂュー」(Mia son dian) 深紅色の甘蔗にて比較的甘味少し
- 七 「ミア、マイ」(Mia May) 丈高く莖中庸の甘蔗にして薄紅色を帯びたる黄緑色を呈し節間短く其儘にて消費せらるゝも亦製糖にも之を使用す
- 八 「ミア、ラー」(Mia ly) 紫色甘蔗にして交趾支那にて普く栽培せらる、「ヒュー、ミー」(Phu My) 農事試験所に於ては數多の甘蔗に付其收穫に關し研究する所ありたり、其試験地には「ヘクター」に對し厩肥八萬斤を施されたり、今其の結果を示せば左の如し

種 類	生 産 量		種
	甘蔗の間隔 1. Metre	甘蔗の間隔 1. M. X m 1. M. 30	
ミア、ローケー	八一〇〇〇	六〇〇〇〇	
ミア、ロー	五七〇〇〇	四二〇〇〇	
ミア、ヌーアイ	四〇〇〇〇	三〇〇〇〇	
ミア、ツツク	一〇〇〇〇〇	七四〇〇〇	
ミア、タイ	四一〇〇〇	三〇〇〇〇	
ミア、ソンデター	七九〇〇〇	五八〇〇〇	

備考 本項は千九百四年六月及十二月刊行印度支那經濟雜誌紙上「モランシユ」交趾支那の甘蔗「交趾支那地方各種甘蔗の成分」を題する報告に依る

第四節 東蒲塞に於ける種類

甘蔗十種解説

- 一 「アムプー、トム、ラン」(Ampou tom lan) 各種中最も大なるものにして東蒲塞西部に耕作せられ湄昆河岸にも多少存在す、發育力甚だ旺盛にして莖丈三米乃至五米徑五糎乃至六糎に達し節間割裂するものを見ること往々なり、發育中は綠色なるも成熟に近づくに従ひ往々白色若は黒色となる、節間は甚だ短く概して楕形なり、東蒲塞農事掛員「プランダム」(M. Blanchin) 氏の説に據れば此の品種は汁液甚だ豊なるも甘味少なしと、比較的普及せる品種に屬す
- 二 「アムプー、ケオ、ホッタ」(Ampou Keo pok) 皮厚くして破碎し難きが故に多く栽培せられず、莖長三米徑三乃至四糎、節の間隔は十五乃至十八糎なり、光線を受くる部分は薄橙色を呈し他は綠色なり、多汁なるも甘味少なきものに屬す

三 「アムプー、クモー」(Ampon Kinnau)

僅かに耕作せられ東蒲塞の製糖書中に薬剤の一として記載せらる。濃紫色にて發育旺盛早魁に耐ゆ、莖丈三米乃至五米節間十五穗二十穗なり、下部の節間は濃緋色に染められ上部は蒼白の數線を呈す、糖汁は甘味多し

四 「アムプー、クダム」(Ampon Kdom)

東蒲塞に於て主として栽培せらるゝ種類なり、其の莖の蒼褐色を帯べる黄色を呈するが故に一見他の種類と區別することを得、莖丈及節の間隔は前掲の種類に近似するも汁液及甘味共に一層豊富なり、製糖用として土人間に最も貴重視せらる

五 「アムプー、レアック」(Ampon Iaw)

莖は短く且つ硬く濃緋色を呈す、葉は若き時は蒼褐色なり、薬用植物として人家の周圍に栽培せらる、各種の病氣治療に使用せらる(天然痘腎臟病腸病)

六 「アムポートレーム」(Ampon trong)

栽培僅少莖細小にして丈け三米乃至四米徑二乃至三米節間は長し、所々に梅色を帯び緑色なり、汁液はがだ甘味あれども最多からず、主として山地に於て之を栽培し薬用としし使用せらる

七 「アムボー、クヲ、プエー」(Ampon Kio phe)

大なる甘蔗なるも脆し、灰緑色を帯び多く栽培せらる

八 「アムボー、クララム」(Ampon Kraham)

徑小なる甘蔗にて外皮は赤色なり栽培僅少なり

九 「アムボー、クルモー」(Ampon Culmot)

中庸大の甘蔗なり赤白色の線條あり東蒲塞にては多く耕作せらる

一〇 「アムプー、エン」(Ampon hen) (支那種) 中庸大の甘蔗なり、莖は綠色節間は長し輸入せられてより久しき年月を経過せるも栽培僅少なり

第五節 砂糖椰子 (Palme a Sucre)

東蒲塞に於ては地方消費用砂糖を生産する二種の椰子栽培せらる、其の一なる「ボラシユス」(Borassus)は最も廣く栽培せらるゝも「アラング」(Aranga)の栽培は極めて局限せらる

一 「ボラシユス」(Borassus-Borassus, Elaeagnifera Lat 3, Elaeagnifera maritima, Domesticum Rumphio)

俗稱 Palme a Sucre; Rondier, (佛國語)

交趾支那にては「トローノ」(Thot, No)東蒲塞にては「トロー、クマ」(Thot Cimol) (雌木の方) 又は「トロー、スマール」(Thot Skar) (雌木の方) 日本にては「椰子」

印度支那にては南部に限り存する木にして雌雄兩木あり、大にして美麗なり、壯齡に及べば丈十五米乃至十七米に達す、樹幹は圓錐形にして木の根基及頂上に於て膨脹す、葉は掌狀に擴大して多數の小葉に分裂し各小葉は狭長なり、而して葉柄の項に球狀の束をなす、葉柄は厚長にして中央に凹形の小溝あり、其の縁に棘あり、以て保護の用をなす、此椰子は印度に於て普く耕作せらる、印度支那に移植せられたるは「シヤム」人(黑人)(Chinns)及東蒲塞人の手に寄りたるものゝ如し

其嫩き雌肉穂花は截口を附すれば此所より汁液を供給す、印度人は之により「サラ」(Sara)と稱する酒を製し(東蒲塞人は「ヌラ」(Nura)と云ふ又「ジュガラ」(Jugara)と稱する砂糖を製す東蒲塞にては「スカール」(Skaal)と云ふ、

此の椰子は東蒲寨の到る所に栽培せられ殊に西部地方に於て盛んなり。「コムボン、スプー」「コムボン、クナン」「カムボー」「タケラ」及「カングール」、實際東蒲寨には椰子園なるものなく栽培者は畑の端水田の隅若くは道路に沿ふて播種す。

汁の採取法

生産は二十年乃至三十年の間に始まり爾來二十年間繼續せらる。汁の收穫は十一月に初まり翌年四月乃至五月迄に終る、開花するや花序の内主なる花軸を二分し最端の四つの花軸に一竹管を當てがひ夫より流入する液を受けしめ其他の花軸は其儘に附す、側枝の短片を殘したる長き竹製の梯子の如きものを幹に沿ひ寄せかけ籐の丈夫なる紐にて結束す、斯くの如くにして東蒲寨人は木の頂上に昇り收穫作業を行ふなり、同土人は四つの花軸の各端を切斷して木製「ピンセット」にて傷け以て木の組織を破壊し樹の液の流出を促すの方法を用ゆ、此作業は液が愈々流出し初むる迄は朝夕に繼續的に行はるゝを要す、而して注意すべきは毎日其切口を新にせざるべからざる事なり、五日又は六日目に花序の下に竹筒の水約一「リートル」を滿せるものを置き採集中の四花軸をば四十八時間此水に浴せしむ、斯くて後竹筒を取除け二日間朝夕新たに創傷作業を行ふ、以上の作業了るや豫め生木を焼き薰烟消毒したる新たな竹筒「アムホン」(Ampong と稱す)の内に各花軸を集むるときは一夜中に汁の竹筒に滿つるを見るべし、斯くして後、二十四時間毎に各枝より收穫を行ふに當初は汁液は餘り充分ならずと雖も十日目に至れば一枝にて平均一「リートル」乃至一「リートル」半を供給し尙十日乃至十二日間右の状態を繼續することを待、一木にて一箇年間に同一の作業を受け得る花序四乃至五を與ふるを常とし内には花序の十に達するものあり。

椰子酒

生汁(「チュック、トノー」Tuc thuc)は飲料物として使用せらる、但し空氣に觸るれば忽ち酸敗するが故に醱酵の速度を減殺せんため「ドゥムペン」(Dumpep) 學名 *Shorea Cochinchensis Perre* の皮を汁中に混入するの慣習

砂糖製法

あり、醱酵したる汁は椰子酒(「スラ、トノー」Sra thnot)を構成す、市場に於て甚だ廉價に販賣せらる(一圓〇、〇四弗乃至〇、〇五弗)即ち一圓約十二參(「サム」)なり、又椰子酒は胡椒、薑又は「カルゲモーム」により香氣を附せらる、毎朝採集されたる汁は直ちに砂糖製造に供せらる、即ち土人は之を大なる金盃に注ぎ三時間此處にて沸騰せしめ同時に僅少なる砂糖を添加す、東蒲寨人の云ふ所に據れば之結晶に必要な手段なりと、液は盛んに攪拌せられたる後土製容器に移され、此容器内にて右の如く操作を経て濃厚となり、冷却の結果凝結す、斯の如くにして得たる糖塊「スカル、フェース」(Ska Phene)は濃褐色にして美味なる甚だ甘き一生産物なれども惜むらくは甚だ不純なり、然かも土人の消費多く大抵棒砂糖にて販賣せらる(「スカル、スラツク」の「サ」)又は「スカル、ブームペン」(Ska Pua Pen)其の太さは種々ありて一様ならず「カシエー」氏の説に據れば作業の當初の月は木は毎日汁三「リートル」を流出し次の三箇月内は一「リートル」半を産し總量にて約四百五「リートル」に達すべしと、砂糖一疋を得るには汁六乃至七「リートル」を要する割合にて一疋の賣買價格は〇、一〇弗即ち二十五參なるが故に一本にて五弗四〇(十三法五十參乃至七弗一〇(拾七法七十五參)平均六弗二五(十五法六十參)の收入ありと云ふ、但し此收入中より決して少からざる收穫費を差引かざる可らず、又梯子の構造の不完全なるため基づく幾多の災難をも計算に加へざるを得ず、東蒲寨に於ける「ボラシユス」椰子糖は大部分土人の消費する所なるを以て其生産額を知るは甚だ困難なり、又一部分は支那人により酒精醸造用に供せらるゝが之れども亦其額を知るに由なし況や椰子糖の種類雑多にして統計は土人の甘蔗糖をも加へ何等の區別を爲さざるに於てをや「ヴァンデル」及「ファヌ」兩氏が千八百九十七年より千八百九十八年に亘り東蒲寨にて行へる蒸溜の實驗に據れば歐州式により椰子糖を以て酒精を製蒸するときは同糖百瓦に付純酒精三十二「リートル」乃至五十一「リートル」の收穫あるを示せり、椰子糖は充分成熟すれば生にて之れを食するに足る、或は之れを以て羹汁とし或は牛の糧と

す「モラン」氏の云ふ所に據れば其賣價「ナン」乃至二「ナン」(二參半乃至五參)なり、尙此の實は「コロソ」(Carago) 同様卸の製造材料に使用せらるゝに至るならむ、雄木の方は裸にて杭木に供用することを得べし、何となれば昆蟲及濕潤に對して抵抗力あるを以てなり、雌木の方は普通空洞にて雄木に比すれば稍抵抗力劣ると雖も柵材として頗る適當なり

二 「アランガ」(Aranga) Arenga Saccharifera Trill; Barrussus Gomutus Laar; Siguerus Pumphi Roth.

俗稱 Condary, Joutar

東滿洲に「クヤ」(Shu)「クヤ」(That nh) 交趾支那及安南に「クヤ」(Dac) 日本にて砂糖椰子

此種椰子の栽培面積は中央安南より印度支那南境迄の間にありて最も多くの栽培地を有するは東滿洲にて「カンダール」及「タオケ」兩州なり、而して「シヨウドツク」より「ブノンバン」に至る間「バサツク」河岸に良種を發見すべし、安南に在りては「チュア、チエン」「クワン、ナイ」及「クワン、ナム」の諸州の森林地地方に散在す、太く眞直なる其幹は丈七米乃至八米にして其頂には厚く稍蕪ある長き圓錐形の葉柄にて支へらる、長き羽蓋生するを見るべし、小葉は無類にして狭長其の端尖り濃緑にして其葉部に於て耳朶様の葉を作る、花は單性の花被ある肉穂花にして傾垂し下には小枝を附著す、果實は核果にして無毛濃黄色を呈し長き三種の三面を有し壓縮して殆んど稜角狀を示せる卵形骨質の三種子を包蔵す、「ボラシユス」種の如く此肉穂花も切り込まると時は豊なる汁を流出す汁は黒砂糖を製し又醱酵の上酒精を醸造す

「アランガ」は吾人が既に陳述したる如く尙沙袋澱粉の製造材料たるのみならず、亦其強靱なる長き纖維は安南人の帽子を縫ふ用に供せられ且比律賓に於ては之を以て歐洲人の使用する甚だ輕き帽子の製造材料とす、葉柄の纖維は水に浸たし叩きて後之を得べく彼の牛馬の尾毛同様刷毛製造するに足る

水椰子

未だ熟せざる果實の液は粘液の燄衝を起し又は皮膚に堪へ難き痒みを惹起せる場合の藥劑たり或著作者の云ふ所に據れば「モリユク」(Molugues) 人等は此果實を水に浸たし其水を以て防禦具と爲すと、即ち此水を以て惡廠の宿れる水と信するなり

三 水椰子 (Coastal Date) Nipa fruticosa Thunb; Coos, Nypa Lour. 安南語にて Daa nuoc. 東滿洲語にて Chink と言ふ

滿湖の際濕はさるゝ低地の産として知らるゝ此の椰子は交趾支那及東滿洲の河川又は運河の沿岸に多し、其葉は葉の中肋を中心として尖端迄左右に分る、土人は之を小屋の屋根用に供するの外目下何等利用せらるゝなしと雖も其の果實は容積大にして普通小兒の頭大に等しき核果なり、而して上部は短き筋により下部は破碎し難き硬堅なる外殻により保護せらるゝ數多の種子を藏す、但し果實の内部には數多の仁房(種子の發育せるため間隙あるを云ふ)を有するあり

成熟の果實を割るときは種子は甚だ硬く且つ白色にして鳩卵の大きに見受けらるゝ、植物的象眼細工として「コロソ」様の卸製造に利用することを得べし、但し乾燥餘りに急速なる時は割裂して效用を減するが故に徐々に硬殼内に乾燥せしめたる後之を引出の方法を探らば割裂少く且つ商品たり得べし

備考

比律賓に於ては「ニツバ」椰子より糖分醱酵原料約百分の十二を含有する樹液を收穫す

馬尼刺駐在佛國領事「アイメー、マルタン」氏の「ニツバ」將來の貿易と關する報告に依れば椰子の糖液より産する酒精の高は九千萬「リートル」醸造者は六十八人なるが其内「ニツバ」椰子によるもの以上分量の百分の九十五を占むと云ふ

ニツバ椰子

「ニツバ」は五年後に非ざれば切込みを行ふべからず汁は二「リートル」入れの竹筒を幹に當てがひ六箇月間（七月より十二月迄）は定時に收穫することを得べし

「アイメー、マルタン」氏の計算に依れば一「ヘクタール」に二千本とし一本より汁液四十三「リートル」の割合にて八萬六千「リートル」を得べく之より百分の九十五含有の酒精五千「リートル」を醸造するを得べく一「リートル」を〇、二〇「ペツ」(五〇、參)の價格とすれば一「ヘクタール」に付ての粗收入二千五百法に達すべし

比律賓農業雜誌の記事に據れば結實期に入らば栽培者は幼果に成るべく近き箇所の幹を切り後其切口より流出する汁を竹筒に收容す、而して其液脈の閉塞せざらんため毎日其の傷の部分に生ずる薄皮を取除けざる可らずとあり、最初の五十日乃至六十日間は汁の産出は漸次増加し夫れより二十五日間は尙増量するを常とす

一本の總産量は四十「リートル」と計算せらる、純酒精一「リートル」を得るには汁の三十二乃至三十四「リートル」を要すと云ふ、地方の醸造家は中心地たる「マニラ」の醸造家に酒精含有量百分の五十の生産物を送れば中心地にては更に之れを百分の九十五含有の生産物に醸造す「ニツバ」は殊に下部印度支那に多く栽培せらる、其作業方法は一樣ならずと雖も兎に角有益なる事業と謂はざる可らず

カカオ椰子

「カ、オ」(Cacao) The obroma cacao lin 交趾支那土人は「キユ、ラック」(Cu Lao) と呼稱す

近時輸入せられたる植物にて交趾支那三稜州に於ける植物地層の甚だ深き肥沃なる檳榔子林ある土地にて淡水により灌溉を蒙る箇所を擇まざる可らずと鑑識せり

氏曰く交趾支那の此の植物に對しては未だ何等分析の行はれたりと覺へず、余は唯此椰子が牛酪分を多量に含有するとの數多の海軍藥劑家の説あるを聞くのみ、此の植物の敵は鼠及栗鼠にして何等病害の特記すべきものなし、唯幹が黒色に變じ萎衰枯死するは往々見る所なるが余は之れを以て臙脂蟲が其原因たるべしと氣付きたり、

又屢々白蟻の害を蒙れるを見るも手入届かば之を驅除すること困難に非ず余は安南人をして此植物の耕作法及種子の取扱方を知らしめん爲め歐洲人の監督の下に土人の庭園内に一箇所又は二箇所の植付地を設けしめん事を主張するものなりと

讀者は尙交趾支那及東藩嶽に於ける椰子の耕作に缺くべからざる心得を示さん爲め有益なる數多の教訓が印度、支那經濟雜誌に記載せられあるを見るべし（千九百十四年刊行第百七十五號、殊に雨量又は地質に關し詳言する所あり）千八百七十五年及千八百七十六年交趾支那の諸州に此の椰子の種子及苗木を輸送したるが「サデック」郡に於て多少の奏功を收めたる以外此企劃は期待の結果を示さざりき、蓋し是れ各所に於て充分なる注意を缺きたるものあるに因るも殊に乾燥期日の長引きて氣候の不順を致せるは其の原因中特筆すべきもの一たるべし

「カ、オ」樹は過度ならざる且激變なき熱度を要求し又水の多量を希望し雨饒かにして其の度數多き地方に繁生し他木の蔭に處して殊に能く發育す是れ其耕作地として「アッフネー」氏の檳榔子林地を懲憑せる所以なり、「カ、オ」樹を斯かる箇所に植えて良果ありとせば檳榔樹なき他の地方に在りては「カ、オ」と同列に他の工業上有要なる樹を植込み之に對し蔭を興ふるの手段を採るも可ならん

在「ナートラン」「バヌツール」研究所員にして化學家たる農事技師「ヘルネー」氏は吾人に「カ、オ」樹が發育甚だ良好なりしことを報道し來り且つ此の植物は安南々部地方にて耕作すれば必ず成功すべき旨を以てせり

「カ、オ」樹耕作の普及せられん爲め交趾支那官憲が之が耕作地の地租を免除せり、而して當初獎勵手段として一本の收穫をば〇、一〇弗にて買入るゝこととし其後は單に果實一箇に付〇、〇二弗の獎勵金を與ふるに過ぎざりしが當時安南人の「カ、オ」收穫を齊す者頗る多數に達したり、「クルゾ」氏は自千八百九十三年至千八百九十五年間同官憲は當該官廳をして之れが仲介者たらしめ柴棍市場に種子數百基瓦を賣却せしめたることを記憶せりと云ふ

されど此舉は取引の引合はざるため奏功せず餘りに經費を要するとの理由の下に中絶せられ其後此耕作は二、三庭園内の一小部分に行はるゝを見るに過ぎず、蓋し是れ手入の適宜ならざる良種の選擇に迂闊なる其他種々の原因のため收支償はざりし結果に外ならざりしなり

されど最近又々耕作問題起り二、三の佛國移民は稍適當なる手段によりて再び之を試みんことを計畫するに至れり、乾燥時期に當つて灌漑に缺くる所なくして何が故に這般の計畫が得る處失ふ處を償はざるや吾人は偏へに之を疑はざるを得ず、況んや東方の赤土は之を西方の栽培地に比すれば恐らく一層の沃土たるに於ておや、東京にては此種の木は各期に於て萎靡し數年間半樅木の如き狀を呈し後結實せずして枯死す

ヴァアニーニ

「ヴァアニーニ」(Vanille) Vanilla Clavicalata S. M. Val planifolia (Paniculata Andr.を見よ)

「ヴァアニーニ」耕作は柴棍及河内兩市附近に多少試みらる、此植物は他の樹木を副木に利用し之に支へしむるときは發育良好なり(殊に「ジャトロファ、キヌルカスラン」Taro opia curvata Lin.を適當とす)、受精作用は牛に依りて行はる、但し此耕作は能く之に庇蔭を興ふ様設備せられし所に非ざれば成功せず、又細密なる注意を以て耕作すべく其苦心は机上の空論の想像し得る所に非ず

「ヴァアニーニ」は美しき莢を産出す墨西哥國に行はるゝ如く時々之れを日光に浴せしめ同時に之が手入に細密なる注意を要す、氣候の濕潤は之に支障を及ぼすが如くなれども「ブールボン」式を用ひ電爐にて乾燥せば敢て氣遣ひなし、但し東京に於ては颶風及寒暖の急變南部地方にては乾燥期の延引是れ最も耕作上障害を興ふる所のものなり

本文中註解の個所に「Ch. C. et Ch. L.」あるは印度支那重要農作物目録著者「シャル、クレボア」及び「シャル、ルマリエー」(Ch. Grevost et Ch. Lemarie)の略字なり

第四章 甘蔗收穫及砂糖歩留の實狀

收穫三四萬斤
歩留六分乃至
八分

現在印度支那糖業地に於ける一佛町の甘蔗收穫高は普通三萬斤乃至四萬斤にして砂糖としての收量三千斤内外とす、即ち歩留は六分乃至八分なりとす、故に他の甘蔗糖國たる瓜哇、布哇に比すれば極めて低位にありと雖も之を我臺灣に比すれば著しき遜色なし、且つ交趾支那の或栽培地に於ては六萬五千斤乃至八萬五千斤の收穫を得つゝあり、而かも是れ極めて粗放なる耕作(殆んど無肥料)の結果なりとせば如何に同地方の土地の豊沃なるかを推知するに足らん、若し夫れ甘蔗品種の改良と耕作法に多少の改善を加へんか、優に十萬斤の收穫を擧ぐる可と敢て困難ならざるなり、交趾支那に於て若し一佛町當甘蔗收量七、八萬斤に達せば農家の採算上恐らく農産物中甘蔗の右に出するものなかるべし、又製糖法の如き原始的粗笨なる方法によるを以て歩留極めて低く之を現代の進歩せる機械及製造法に改むるときは現在の輸入糖を防止し自然自給し得て餘剰は之を國外に輸出する事決して難事にあらざるべし

甘蔗耕作者の生産費及其收支如何に就き調査する處ありしも豫期の材料を蒐集する能はざりしを遺憾とす、然れども左に掲ぐる事實は印度支那に於ける土人甘蔗耕作收支の一般を窺知するに足るものありと信するが故に參考の爲め茲に記述することとせり

東京のフウチユイ(Phu Thuy)に農事試験場あり此附近一帯は甘蔗の栽培盛なり、此地の一住民九百平方米(九畝歩餘)の土地を興へられ甘蔗を栽培せしに莖の高さ平均三米突に達し(種類は「ミヤ、ヂエ」莖の直径(中央に於て)は〇、〇六米突なりき、葉は飼料に供し梢頭部長さ〇、三米突のもの四千本(三四〇)疇は次期植付用の蔗苗に供せり)而して殘莖を長さ一米突に切斷し製糖所に送れり

殘莖の收穫は九百平方米より四千疋(六、六六七斤)なりしが之の莖は普通土人の慣用する壓搾器にて壓搾せり、而して搾出せる糖汁量は二、二〇〇「リートル」なり、之の糖汁は煮鍋にて處理す、燃料は枯葉及搾殻なりとす、土人は一晝夜二十四時間内に二千「リートル」を處理す、而して土人は收穫期中晝夜働き一氣可成に之を行ふ風あり煮沸蒸發したる凝固汁(結晶したるもの)を他器に移し白下として其儘販賣す、右白下糖生産量は二八〇疋なりしを以て原料に對し七分の歩留となる

以上示せるものを一佛町(日本の一町〇〇八二)に換算すれば

一、蔗	四四、四五疋	七四、〇七六斤
二、糖頭部(一米突長さの苗)	二、六六六疋	四、四四三斤
三、糖汁	二四、四五疋	四〇、七四三斤
四、白下(二、四五「リートル」)	三、一一一疋	五、一八五斤

同地附近の土人は甘蔗を一家族協力して栽培するが故に經濟的なり、即ち子供及婦女子は收穫剩葉運搬(工場へ)の仕事を行し男は工場の運轉煮沸等砂糖製造作業に従事す

又甘蔗を栽培せる農家は一村毎に共同して收穫する處あり従つて他より勞力を備ひ入るゝ必要なく低廉に仕事を爲し得と云ふ、又一個の Mill を四五人にて共有し甘蔗を栽培せる農家より買収製糖するものあり

又或栽培者は右の Mill を借り自身製糖す、其場合には一槽(五〇〇「リートル」)入に對し Mill 所有者に二弗を支拂ふと云ふ、而して之の場合 Mill を運轉する水牛は Mill 所有者の負擔たり

右小舎建の Mill は四、五人の共有財産にして栽培地の中央に建設するも唯收穫時期丈け建て製糖終了と共に取壊し同時に糠子は沼池に浸漬して次期まで放置す、白下は陶器製壺に入れ販賣す、而して普通白下一瓦の價格は〇、一三仙なり、故に九百平方米突の面積より生ずる砂糖の収入は三六弗四〇仙となる、之を一「マウ」(Maui) と

「ミル」の建築と利用

は安南の町にして三六「アール」に當り一「アール」は一〇〇平方米突に當る、即ち一佛町の約三分一に等しに對し一四五弗六〇仙となる、之の外に梢頭部一萬本此代八弗合計一五三弗六〇仙の收入となる、而して「マウ」當純利益は約一〇〇弗なりと云ふ、即ち耕作及製糖生産費は約五三弗六〇仙と見るを得べし

斯くの如く甘蔗栽培は彼等農民に最も有利なる事業なるにも拘らず彼等が米作又は玉蜀黍の栽培を好む所以如何を究むるに米又は玉蜀黍は栽培上注意と手入とを多く要せざるが故なりと

土人の Mill 建設費は左の如し

一、二個の圓筒形輾子(Cylindrical Roller)を運轉するもの	六〇弗〇〇
二、木製槽二個	一〇弗〇〇
三、鑄鐵製輾二個(大さ五〇〇「リートル」容)	一〇弗〇〇
四、曬場(土塊造)の築造費及竹蓋にて造れる小舎建築費	二〇弗〇〇
計	一〇〇弗〇〇

備考 本調査中の Mill は戦前の相場にして二法四〇 參 替なり

第五章 苦力供給状態、賃銀並に衛生状態

既に前章に述べたる如く交趾支那に於ける糖業は其土地、氣候等天然要素に何等缺くる處なく且つ斯業に要する資本潤澤なりとするも若し勞力供給豊富にして之が賃銀低廉なるにあらざれば事業の安定なる進捗と生産費の低廉は到底期する能はざるべし

今印度支那各地方の面積、人口統計を見るに左の如し

勞力必ずしも豊富ならず

地方別	人	面積	一平方哩當
東 京	六、〇〇〇、〇〇〇	四〇、五四三	一四八
交趾支那	三、〇〇〇、〇〇〇	二一、六二三	一三七
安 南	五、〇〇〇、〇〇〇	五七、九一八	八六
東 滿	一、六〇〇、〇〇〇	六七、五七一	二五
老 撾	六三〇、〇〇〇	八二、六三〇	七

備考 佛領印度支那全體を平均一平方哩當は六二人なり

之を英領印度、比律賓、日本、蘭領東印度及臺灣の平均一平方哩當人口と比較對照すれば左の如し

平均一平方哩當	
英領印度	一八七人
比律賓	七四人
蘭領瓜哇	五八七人
日 本	三五七人
臺灣	二四五人

右により印度支那全體としては人口稀薄なるのみならず交趾支那に於ける人口も又甚だ稀薄なりと云はざる可らず、且つ十月より翌年三月頃まで甘蔗の植付、收穫及製糖時期は同地方農産の大宗たる米の收穫(早期作及雨期作)の當時ピノア及チユドモ地方の如き護謨園經營事業の發展に伴ひ、一時に多数の苦力を集むること容易ならざるべし。現に余が視察の當時「ピノア」にありては何れも苦力を東京支那又は瓜哇地方より移住せしめ三箇年契約にて勞役に服せしめつゝありき、此點斯業に對する一故障たるべきも耕作方面は他に之が緩和調節の方法あり即ち挿植期を少しく早め耕鋤は能率高き「トラクター」の如き機械力に據り少くとも畑地の作業を行ひ(短時日に小人数にて)得べく、一面海南島廣東地方より比較的低廉なる勞働者を容易に傭ひ入れ得べきなり

勞働賃銀

風土病少し

勞銀 安南人は勞働能力支那人に及ばざる事遠く當交趾支那に於て支那人の一日勞銀六、七十仙に比し一般勞銀は男三十五仙乃至四十仙、女二十五仙乃至三十仙、小供十五仙見當にして護謨園に於ても該率を標準とし場所により各五仙を増給することありと云ふ、尙ほ護謨園に於ては時種技術を要する作業に従事する勞働者には右勞銀より高率の賃銀を仕拂ひつゝあるは勿論にして製糖業の場合に於ても又同一なりとす、而して水田耕作に於ける勞銀は右一般勞銀率に準ず、但し歐洲戰亂以來諸物價、勞銀騰貴し、從來の率を以て標準となす能はざるを茲に附記す、之れ當國のみにあらずして世界的なれば止むを得ざるなり

勞働者の衛生状態 西貢に近き水田地方に於ては勞働者の衛生状態は概して良好と云ふを得べく馬來半島地方に於けるが如く悪性「マラリヤ」其他の熱病或は脚氣病の如き稀に見る所なりとす、然れどもピノア殊にチユドモ地方より東北部は多少「マラリヤ」其他の熱病の發生を見るが如し、チユドモ地方中「Ma-trach」殊に「Jouinh」地方に至りては「マラリヤ」脚氣病の如き風土病不尠苦力の健康状態頗る不良なり、蓋し該地方は山地にして地味肥沃なるわけ森林深く爲めに諸種の疾病多く單に下級勞働者のみならず、佛人にして護謨園の擔當者の如きものに罹り身體衰弱一見不健康地たるを想はしむ

事業の成否は該企業に従事する人の保健如何によりて決す、南洋地方に於ける日本人企業失敗の原因中事業従事人及勞働者の地方風土病の爲めに冒され或は健康を失し或は死亡する者多きに其くもの多し、從て企業地探定の如き大に慎重なる注意を要すべく幸に交趾支那に於て糖業の適地として認めたるピノア、チユドモ地方は風土病も少く且つ熱帯病學の研究行届ける我國に於ては斯かる地方に施すべき衛生法即ち豫防法既に存するを以て敢て憂ふるに足らざるなり

第六章 土地所有權及其取得方法

農業的企業は土地を基本とす、而して海外に於ける外國領土内に吾資本を投じ事業を經營せんとするに當り土地保有の安定なると否とは投資家の第一に知らんとする所なりとす

本支那は邦人の土地所有權を認む

今印度支那に於て邦人に土地所有權を認むるは前略略記せるが如く唯當交趾支那のみにて從て當地に於て糖業經營をなさんとせば左の二方法により土地所有權を得らるゝものとす

一 個人所有地買収

二 租借(Concession)として官有地拂下

第一の私有地買収方法は最も簡單なりと雖も第二の官有地拂下は其手續極めて面倒にして時日を要すること尠からずと云ふ

余が調査に従事せる當時(一九一八年九月及十月)は英國が馬來半島に於ける土地の拂下賣却に大制限を加へたる時期にして必ずしも其影響と斷ず可らざるも佛國政府に於ても廣大なる土地を個人又は一會社に對し租借地として拂下ぐることは何となく延け居るものゝ如く護謨園の如きは一人に對し、五〇「ヘクタール」以下に限らるゝと云ふ、而して之が出願拂下手續は馬來に於けると同様の手續を要し交趾支那總督の許可を得、然る後數箇月間之を公示し萬一他に希望者あるときは之を競賣に附し拂下價格を定め決定するものなりと云ふ而して出願より決定迄には先づ六箇月を要すと、然して五〇「ヘクタール」以上の租借に對しては前記手續の外に議會の協賛と印度支那總督の承認を要するを以て是れ又一箇年間の日子を要すべしと云ふ、尙糖業に關する租借地の例なきを以て詳細なる事情を窺知する事能はざりしを遺憾とす

外國資本家の投資歡迎

尙印度支那總督官房長及農務局長を訪問の際官有地租借に關し局長の意見を聞きしに「目下白耳義の資本家より」一萬ヘクタール」の護謨園拂下の出願ありて審議中に屬するも與して許可せらるゝや否やは明言し難しとの事なりき、一面交趾支那に外國人の投資企業に對する當局の意嚮を質せしに「交趾支那は恐らく東亞に於て尤も自由の國たりと信ず尙政府は喜んで外國資本家の投資を歡迎す」と語れり、要するに外國資本家の交趾支那に於ける企業に對しては正規の手續を経たる以上他に何等干渉の意志なきが如きも官有地租借に關しては容易の事に非ざる可し、只佛人又は土人と合辦の法人組織により租借を行はゞ比較的容易なるべし

第七章 結論

以上各項に於て論じたるが如く印度支那は概して糖業經營に適せる各般の要素を具備す、就中尤も斯業に適する地方は交趾支那なりと信ず、即ち交趾支那主要地は北緯十一度以南にありて熱帶圈内にあり温度高く旱濕兩期劃然たるものあり、暴風、霜害、洪水の憂なく上部湄昆河の沿岸地方は兩期氾濫の恐ありて蔗作に適せざるも西貢より「ピノア」「チウドモ」地方は此の憂なく蔗作地として有望なり、土地廣大にして肥沃なり

人口は東京に次ぎ比較的多く勞銀も亦低廉なりと雖も未だ充分ならず、且つ勞働能率低きの憾あり、然れども人口の不足は他に調節の方法あるべく勞働能率の缺點は熱帶土人の通有性にして訓練に依りて漸次向上せしむることを得るは瓜哇土人に其の實例あり

又甘蔗耕作は現在に於ては交趾支那全體に於て五千餘佛町に不過、而して其收穫は極めて粗放なるにも不拘他保護國に比し優良にして五、六萬斤に達する所あり、一部には十萬斤の收穫見込ある個所あるを認めたり、實際現狀に於ても普通農作物中最も收益あるものは甘蔗なりとせられ交趾支那農作物の大宗たる米に比し尙一定面積よ

りの収益は大なりと雖も他の農作物に比し甘蔗は手入管理を要すること多きと、甘蔗栽培製糖は古來安南人の習慣として家族的栽培に屬し廣く栽培する能はざる事情存す、故に若し適當なる製造機關はより有利に栽培せらるゝ見込を彼等農民の認むる處とならば、必ず斯業の存立は案外容易にして將來の發展著目すべきものありと信す交通運輸の便否如何を察するに交趾支那は到る處水埠の便ありて船解の往來頻繁殊に甘蔗有望地と余が認めたる西貢ビノア、トジエモット地方にては西貢河「ドナイ」、河の長流ありて水運の便をなすあり、道路も開け或地點は鐵道の貫通せるあり、將來企業の勃興と共に道路が漸次開設せらるべきはシヨーン州管内ヒープ、オン(Hiep Ton)村に一九一八年設置せる「Faz.」氏管理の五十萬法の資本よりなる「Societe Des Sucreries Francaises D'Indo-chine」に對し同州長官の補助政策として自動車を通じ得る大道路及橋梁の公設ありしに徴するも明かなる事實なりとす、本製糖會社定款は「ロッシ」氏新しく余に贈與せられ現場には同氏自ら自動車を禦し交趾支那總督府農商課長ランジ氏も共に余を案内せられたり、同氏は會合當時余に日本資本家と合辦事業として此の甘蔗栽培及製糖業を經營せん事を希望する旨申込まれたり特に茲に附記すべし

企業の主要々素たる土地獲得に就ては交趾支那は私有地買收の權あり、且つ現に買收し得べき土地各所にあり、佛國法の定むる所に準し登記を経て之を獲得し之を中心として糖業の經營をなし得べく或は佛人と合辦の上之を經營するも可なるべし

要するに相當利益を擧げ得る糖業經營を當交趾支那に於て爲し得らるべきを茲に明言す、而して印度支那には關稅に國定稅率、協定稅率及特別稅率の三種ありて日本貨物に對しては國定稅率を課せられ物資の供給に不便宜ならざるものあるべく且つ概して課稅高きが故に結局生産費に影響を來すべく此の點は條約の改定と共に今後最も注意すべき要點なりと信す

糖業經營は相
當有利なる企
業なり

第六編 英領印度の糖業

りの収益は大なりと雖も他の農作物に比し甘蔗は手入管理を要すること多きと、甘蔗栽培製糖は古來安南人の習慣として家族的栽培に屬し廣く栽培する能はざる事情存す、故に若し適當なる製造機關は有り有利に栽培せらるゝ見込を彼等農民の認むる處とならば、必ず斯業の存立は意外容易にして將來の發展著目すべきものなりと信ず交通運輸の便否如何を察するに交趾支那は到る處水碓の便ありて船舶の往來頻繁殊に甘蔗有望地と余が認めたる西貢ビノア、トジエモット地方にては西貢河、ドナイ、河の支流ありて水碓の便をなすあり、道路も開け或地點は鐵道の貫通せるあり、將來企業の勃興と共に道路が漸次開設せらるべきはシエロン州管内ヒーノ、ノア (Hiep) 二(三)村に一九一八年設置せる「二」氏管理の五十萬法の資本よりなる「No. 101 The Lat Kienwinh's Enterprise, Hiep-Hiep」に對し同州長官の補助政策とし、自動車を通じて得る大道路及橋梁の公設ありしに假するも明かなる事實なりとす、本製糖會社定款は「ロッシ」氏新しく余に贈與せられ現場には同氏自ら自動車を製し交趾支那總督府農商課長ランジ氏も共に余を案内せられたり、同氏は百合當時余に日本資本家と合併事業とし、此の甘蔗栽培及製糖業を經營せん事を希望する旨申込まれたり特に茲に附記すべし

企業の主要々素たる土地獲得に就ては交趾支那は私有地買収の權あり、且つ現に買収し得べき土地各所にあり、佛國法の定むる所に準し登記を経て之を獲得し之を中心として糖業の經營をなし得べく或は佛人と合併の上之を經營するも可なるべし

要するに相當利益を擧げ得る糖業經營を當交趾支那に於て爲し得らるべきを茲に明言す、而して印度支那には關稅に關する率、協定税率及特別税率の三種あり、日本貨物に對しては國定税率を課せられ物資の供給に不便容易ならざるものあるべく且つ既して課稅高きが故に結局生産費に影響を來すべく此の點は條約の改定と共に今後最も注意すべき要點なりと信ず

糖業經營は相
當有利なる企
業なり

第六編 英領印度の糖業

第六編 英領印度の糖業

緒言

一、大正八年(一九一九年)三月余關領瓜哇滯在中臺灣糖業聯合會より英領印度糖業調査の依頼を承く、同四月六日新嘉坡發日本商船株式會社所屬貨物船折江丸に便乘印度に向ふ、同月十四日甲谷他市著、時恰も印度糖業の候にして印度に於ける重要作物の多くは收穫後に屬し同國農業の視察旅行には極めて不利不便の時期なりき、余が調査の目的たる糖業の如き甘蔗は既に收穫せられ製糖終了と漸く灌漑の便ある地に新植甘蔗の發芽せるを散見する外水稻黄麻の種蠟を目撃したるのみ、若し夫れ灌漑の利なき處茫漠たる廣野一昔草ども見る能はざりき、加ふるに「コロンナド、ベル」の發布以來暴動各地に蜂起し之が鎮定の爲め出兵あり、或は戒嚴令を布けるありて視察を許さざる地方あり、官衙は幽遠の山地に避暑し爲めに當局の意見及資料を徴する便に乏しく調査施行に支障を蒙ること尠少ならざりき

事情右の如くなりしを以て親く實地に就き印度糖業の情態を究むる能はざりしに遺憾とする所なりしと雖も又不得已なり、故に本報告は主としてマドラス州下コイंबトリア甘蔗實生育成所及同農科大學に於ける調査資料及印度各地巡歴中の實地見聞を基礎とし「印度糖業現勢一般」を題し記述するに、セリ、若し夫れ英領印度に於ける甘蔗耕作法及製糖法の如き技術的事項は已に「マインセン、ヘアリス」氏著書「世界甘蔗糖業書」(The Worlds Cane Sugar Industry H. C. Prinsen Healdig) 中亞細亞編英領印度の部に左記著書を參照し極めて簡明に編述せらるり、爾來新業士に向上發達の蹟なきを以て更々編述報告の要なきを信じ本報告中には之を省略せり

- 1 The Sugar Industry of the United Provinces of Agra and Outh
- 2 A. Text-Book on Indian Agriculture Vol. III, J. Mohison
- 3 The Commercial Products of India. Sir George Watt
- 4 The Imperial Gazetteer of India
- 5 The Publications of the Department of Statistics, India.

二、本報告は主として英領印度の糖業を記し藩邦州に於ける糖業は其調査資料乏しかりしを以て多くは省略せり

三、本報告中「Gurr」糖とあるは北部印度糖業地にて製する白蜜糖にして沖繩黒糖に類するものなり、而して同一種の含蜜糖を南部印度にては「Jaggery」と稱せり

四、本報告中白糖とあるは臺灣の漏業糖四國の三益白に近似せる方法にて製したるもの及精製法に據れるものにして之を「Sugar」と稱し「Gurr」を區別せり

第一章 印度糖業現勢

第一節 總 說

印度は北緯八度乃至三十八度、東經六十六度乃至百度に亙り其抱擁せる面積一、八〇二、六五七平方哩、人口三一五、〇〇〇、〇〇〇即ち我が邦の本土臺灣及朝鮮を合したる全領土に比し面積に於て約八倍人口に於て約五倍の大國なりとす。其東より西に二二〇〇哩、北より南に二、〇〇〇哩と稱する大國なるが故に此内に抱擁せらるゝ動植物は殆んど全世界の生物を網羅せりと云ふも過言にあらざる一小世界を形成す。

此面積百八十萬平方哩を有する東印度の大部分は英國の寶庫たる英領印度所謂印度帝國と稱するものなり。印度帝國以外の東印度以内には別に英國の領土にあらざる大小合せて六百有餘の諸蕃邦 (Native States) あり、又英領にあらざる、蕃邦にもあらざる外國領土あり、此人口約八十萬に達す、要するに東印度は緬甸を合せたる面積百有餘平方哩人口二億四千五百萬を有する英領印度と七十萬平方哩と七千萬の人口を有する諸蕃邦及佛蘭西國領土より成る印度の地區は之を大略四區に分つことを得べし。其(一)はヒマラヤ直下の山岳地方(二)はインダス、ガンヂス及びブラマプトラの三河流域に屬する沖積層の大廣野(三)はベンゴール灣と亞刺比亞海にて狹める南印度即ち熱帶線以内の心臟形の大半島(四)は諸般の形象を印度本土と異にする緬甸之れなり、又或は印度本土の略中央を西より東に蜿蜒駛走するヴィンデラ及びサトブラの二大山脈を以て之を南北兩部に截斷大觀するも妨げず。

山岳河海が國の政治經濟及び人文を左右すること言を俟たず、土地豐饒人民の集散行政の配置皆其支配を受けざるなし。而して印度に於ては特に之が顯著なるを知るなり、千古不易の白雪を載き蒼穹に聳立せるヒマラヤは第一

印度の地文と
人文

の山岳連峰にあらず、支那と印度の間に宛然摺鉢を打伏せたるが如き一大瘤塊の隆起せる形をなし、其北方に沿へる高岳は崑崙山にして南方一帶の峻峰は普通之をヒマラヤ山と云ひ中間の海拔平均一萬五千呎の高原地は即ち之れ西藏なり、ヒマラヤは東西二千哩、南北五百哩其の包掩する面積約一百万平方哩なり、其連峯概ね二萬五千呎を超へ「エヴェレスト」山に至つて實に三萬呎に達し西藏の高原も概して一萬五、六千呎の間におり、其天險は印支兩國を遮斷する一大障壁を作す、俗にヒマラヤ山と稱するもの即ちヒマラヤ連峯の南面に屬する部分は印度の北境を西北より東南に掩護しインダスとガンヂスにて狹める中央印度三十萬平方哩の地域はヒマラヤの恩恵に浴する所たり、ヒマラヤなかりせば印度千里の沃野は一大砂漠たるに過ぎざりしならん、此山あるが故に河川四通八達し灌漑の利便陰陽の調和茲に始めて備はることを得たり、歐洲大陸の如き其南北兩方面に於て氣温雨量等の天然作用に應分の相違あるは勿論なるも之をヒマラヤの恩澤を受くるに於て輕重厚薄の甚しき印度兩方面に比すれば全く同日の論にあらざるなり。

今氣象の一般に付き觀察するに試に東方の下ベンガルと西北のシンドとを比較する時は此兩地方は殆んど同一の緯度圏内に在るにも拘らずシンドは一年の雨量僅かに三吋即ち雨量殆んど皆無と稱して可なる處、人口の灌漑を施すにあらずんば人間の到底居住に堪えざる砂漠地なり、然るにベンガル地方は定期の降雨極めて裕に其東境地方殊にチエラブンチに到りては雨量年三百吋乃至五百吋一日の雨量實に四十吋を示すことあり、隨て植物は善く繁茂し五穀豐饒別して同州は印度晩近の主要輸出品の三位を占むる黃麻(註、第一位は棉花、第二位は小麦)の特産地として世界に著名なりとす、同一印度の面も略は同一緯度圏内に在りてさへ右述べたる如き相違あり故に印度の氣候風土は一を以て他を推定し難し。

甲谷他地方は四、五月の交に到れば焦熱其極に達し起平熱帶中にあるの感あるも一度ダーヂリングに近けば五月

の天尙寒く涼風膚に沁み暖燭を要するの奇觀あり、故に印度は到る處酷熱焦暑の地にあらずして恰も臺灣と樺太とを兼有する國なりとす、殊に印度には一方には一年を通じて暑氣高く四季の區別殆んどなき所と、他の一方には寒暖の差異相當に存する所とあり、中央及南部地方は前者に屬しパンチャブ及び北西國境地方は後者に屬す、マドラス、孟買の如き熱帶圈内に屬する所は冬夏の差極めて僅少にして年中暑熱を訴ふるも同時に其最高度は敢て驚く程にあらず、然るに温帶圈内に屬するインダス、ガンヂスの流域地方は冬夏の差多少存すると同時に夏時の暑熱は到底熱帶圈内各地の及ぶ所にあらず、例せばパンチャブ、アングラ、オード、合併州、シンドの砂漠地等の四月乃至六月の暑氣は世界の他方面に多く其比を見ざる程なりとす、然れども其暑氣の酷烈なるは夫れ丈け自然作用にて之を緩和する方法自然に備はるなり、即ち一定の季節に吹き來たる「ムンスーン」の如き其の作用なりとす、印度内地殊に印度北部平原の氣温は毎年六月以後に至れば印度沿岸の氣温よりも遙に昇上し暑氣著しく高し、即ち陸上の空氣は熱し氣壓軽く同時に赤道以南の海洋上の氣壓は比較的重くなるが故に濕氣を含む空氣は海面より印度内地に向つて運動を開始す、是所謂南西氣節風なりとす、印度陸上の暑氣極度に達すれば此南西「ムンスーン」は吹き初め定期の雨陸上に來降す、即ち毎年五月末には南西「ムンスーン」は先づ印度の南西端に鋒を顯し、印度西岸に蜿蜒長蛇を爲せる所謂西崖 (Western Ghats) に觸れて茲に雨と化し漸次北進して六月末にはヒマラヤ冷峯以南の地即ち北印度の略全體に沿ねく降雨を見るに臻るなり、唯シンド地方には南西季節風の觸れて濕潤の空氣を雨化せしむるに足るべき隙壁なく氣温は海面よりも却て高きが故に南西季節風は同地を空過し、一千哩も北方に位するパンチャブに到りて初めて沛然雨下す、是シンド地方に人工の大灌漑工事を施行する必要ある所以なりとす、而して夏過ぎ冬近づくと共に海面の能く氣温を保留するに反し太陽の傾斜的熱度を受くる割合よりも之を發散する割合多く殊に北方内地に於ける氣温は海面の夫れよりも遙に降下するが故に九月末より南西季

「ムンスーン」
と農業

節風は次第に變じて正反對の北東季節風と化し地形上南西季節風の恩澤に浴すること薄きマドラス其他印度東南部各地を潤し十月乃至十二月に懸けて同地方は代て雨期に入るなり

右述べたる天然作用が印度農業の豊凶、灌漑、衛生等に及ぼす影響に至りては實に偉大なるもの存するなり(氣温表降雨量表等別表参照)

印度の人口状態如何を察するに人口の粗密は地方に依りて甚しき差違あり、印度の總人口を其總面積に割當るときは一平方哩につき一八七人となるも之を英領印度と諸蕃邦とに別區するときは前者の二一三人に對し後者は九二人に過ぎず、更に英領印度の各州に付き觀察するに其最多なるはベンガル州にして一平方哩に付五七八人次に合併州の四四二人、マドラス州は二九一人、パンチャブ州は二〇〇人、孟買州は一六〇人、緬甸州に至りては僅かに五二人に過ぎず(以上最近の年報に據る、一九一一年國勢調査に係る別表参照)

斯くの如く或地方は人煙餘りありて土地不足し或地方は土地あれども勞力之に伴はざる状態に在り、此均衡の著しく缺くる爲め一度凶歉災害が季節風の遲速降雨の多少等により突發するや甚しく一方に偏倚する所以にして國內移住の奨励茲に於てか多年試みられたりと雖も或は土地瘠薄の爲め多く人を誘致する能はず、或は宗門姓閥關係上より好んで郷土を離るゝこと困難なる等の事情よりして有期契約の各種労働者を除く外移住の特に見るべきものなし、實に三億一千五百萬の人口中祖先以來の郷土以外に於て出生したる印度人は一千萬に達せざるに見て其の一般を察知し得べし、但し此間にありて稍々顯著なる現象はベンガル、マトラス諸州より緬甸への移住なりとす、緬甸は古來廣大なる沃野の地なる爲め印度本土より比較的多數の移住者を收容し又宗門教徒の何たるを問はず其數は今日既に一百萬に上らんとす

既に述べたるが如く印度の大人人口三億一千五百萬の内二億以上の人民は一に農業或は農業に直接關係を有する業

務に據りて生活を營めり、而して一箇年に印度より産出する農産物が邦貨にて約一百億圓に達せるの状態より之を觀るときは印度に於ける産業の大宗は先づ農業なりと云はざるべからず

印度の農産業は輒近著しく發展を見るに至れり、蓋し同國の貿易状態は能く之を證して餘りあり、左に少しく印度海外貿易の状態を述べん(後章印度輸出貿易表参照)

抑々印度の對外貿易は金銀地金及び貨幣を別とし現下大約四十億留比(留比六十五億)にして之を我國の輸出入に朝鮮の移出入を合算したるものに比し略其二倍に近し、而して四十億留比中輸入十五億留比、輸出二十五億留比と見れば中らざるも遠からず

印度の輸入品は飲食料品及び煙草類を除き其の七割五分までは加工品にして原料品は七分弱に過ぎず、輸出に至りては原料品の四割に對し加工品の三割となる、以て印度工業の現状を推すべし

印度の三大重要輸入品は綿製品、砂糖及び諸金屬之なり、綿製品は綿絲を含んで其の輸入高大約五億五千萬留比(總輸入額の三割七分)砂糖は一億五千萬留比(一割強)金屬は鐵、銅、其他諸鐵を合し一億三萬萬留比(七分弱)と算す

綿製品に次での重要輸入品たる砂糖は其大部分は甘蔗糖なり、甘蔗糖の最大供給國は爪哇にして大約一億二千萬留比次はモーリシャス島の一千萬留比とし我國よりは百七十萬留比に過ぎず、甜菜糖は從來獨の一手供給なりしも戰時全く輸入杜絶し其他の方面よりも輸入幾何もなし、印度の砂糖産地は面積大約二百五十萬噸、産額二百六十萬噸と稱す、近時印度政府は孜孜として甘蔗糖業の奨励を加へつゝあるも輸入に對抗するの産額を見るは前途尙遠遠とすべし

輸出貿易額を概觀せんに、印度にては黃麻、穀類、棉花を其の三大重要輸出品とす、或は之に茶と皮革を加へて

五大重要輸出品と云ふも妨げず、其輸出額黃麻及黃麻製品は五億四千萬留比即ち印度總輸出額の二割七分、穀類は二億九千萬留比同一割五分、棉花は二億五千萬留比同一割三分、要するに此三品にて五割五分を占む、之に茶の二億、皮革の一億を加ふれば五大重要輸出品にて總輸出額の大約七割を占むるを見るべし

之に對し印度産砂糖の海外に輸出せらるゝもの僅かに百七十萬留比にして論ずるに足らず、之近時印度糖業改良問題に關する世界の高調を來せる所以にして如何にせば少くとも同國に於ける消費糖の自産自給を圖り得べきやは目下官民協力調査考究中にある

第二節 印度に於ける砂糖問題

印度に於ける糖業問題は簡單に之を敘述するを得べし

歐洲戰亂勃發前即ち一九一三—一四年に於ける各州の甘蔗作付面積は當時の統計報告(表一、参照)に據るときは二、五四五、五〇〇噸にして其の産糖高は二、二九一、五〇〇噸なりき、又同國に於ける椰子糖の年産額は殆んど一五〇、〇〇〇噸にして然も其年産額に異動なき點より推測するときは特に戰爭の爲めに影響を受けたりと認め難し、而して一九一三—一四年に於ける海外よりの砂糖及糖蜜の輸入額は合計八九六、八〇〇噸なりき、然らば本輸入額は幾何程度までに印度内國産砂糖により補充し得べき乎之れ大に研究を要すべき問題なりとす

第三節 印度に於ける砂糖生産状態

歐洲開戦以來四箇年間砂糖の年平均輸入額は三三六、〇〇〇噸宛減少せるに甘蔗の作付面積は増加せり、而して其の面積増加の割合に「グール」糖(印度に生産する黒糖にして以下之を粗糖と稱す)産額は増加せざりき、之れ主と

面積増加の割合に産糖増加せず

自産自給に達むの途

して年々天候の不順なりしに基因す以下表示は能く之を説明す

表一、

州名	一噸當(グレート)糖平均産額(噸)	一九一三—一四年		一九一八—一九一九年	
		面積(噸)	産糖高(噸)	面積(噸)	産糖高(噸)
合併州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
パンジャブ州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
ビハール及オリッサ州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
ベングール	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
孟買及シンド州(番邦州を含む)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
マドラス州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
アッサム州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
北西境州	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
中央州及ペーラー	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
計	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000

備考 豫想産糖高は同年度の作付面積に一噸當平均産糖高を乗じたるものなり

右表は一九一三—一四年期(大正二—三年)及一九一八—一九一九年期(大正六—八年)の作付面積を比較せるものとす、而して是等の面積に各州の一噸當平均粗糖産額(別表参照)を乗ずるときは平年作としての其年の粗糖總産額を得べし、右算出法に據るときは一九一三—一四年期英領印度に於ける粗糖産額は(若し此年の産額を平年作とせば)將に三、一六〇、〇〇〇噸たらざるべからざるに實收高は二、二九一、五〇〇噸なり、然るに一九一八—一九一九年期に於ては同一推定の下に總産額は三、六二六、〇〇〇噸となるべきに實收高は二、三六二、〇〇〇噸に過ぎざるなり(註、別表「各州別甘蔗作付面積及び粗糖産額累年統計表」参照)

表二、

年	次	輸入砂糖高(噸)		價格(磅)
		輸入	砂糖高	
一九一三	三	八	五〇、〇八六	九、五一九、二七二
一九一四	四	五	四二、二四四	九、九七一、二五一
一九一五	五	六	四二、二四四	七、〇一四、九九〇
一九一六	六	七	五二、二一八	一一、〇七八、五三一
一九一七	七	一	五〇、〇八六	一〇、三〇〇、二一〇
一九一八	八	一	五〇、〇八六	一〇、二一三、一七三

右表は一九一三—一三年より一九一七—一八年に臻る六箇年に亘り毎年海外より印度に輸入せる砂糖數量及其價格を示せるものとす、而して其砂糖輸入率の急激なる増加は歐洲戰爭勃發と共に停止の状態となれり(註、別表「印度海外貿易統計」参照)

戦前二箇年に於ては平均輸入額は八三四、五〇〇噸なりしに戦時四箇年間は平均五六一、三〇〇噸に低下し即ち二七三、〇〇〇噸の減少を見るに臻れり、然るに其輸入糖の價格は其移動極めて少く戦前數年の年平均輸入額は右表に示せる如く九、七四五、〇〇〇磅なるに戦時中は平均九、六五二、〇〇〇磅に下れり換言すれば砂糖輸入數量の減少は價格騰貴により埋合され殆んど戦争の前後に何等の逕庭を見ざるなり、即ち右に據るときは印度は年々砂糖の爲め一千万磅の正貨を海外に流出せるを見るべし、斯る多額の砂糖を使用するは稍々贅澤の嫌ありて印度人の日常食用としては内國産「グール」糖にて充分なり、現に砂糖價格の騰貴は其消費量の減退を來せるにより生ずる其不足は「グール」糖を以て補へり

甘蔗作付面積の増加は斯業の極めて満足すべき状態にあるを示せるのみならず現に印度政府に於て甘蔗耕作法改

輸入糖價一千
萬磅

蔗作より見たる南部と北部

善の爲めに盡せる努力は必ずや他日作付面積及砂糖生産高に顯著なる發達を齎すべき希望充分なるを懐待す。前掲第一表に據れば甘蔗耕作は印度を通じて其分布極めて不平均にして其大面積は特にガンヂス河及インダス河流域の沖積平原に存在するを見るべし、而して一定面積の收穫率を觀るに南部印度は北部印度に比し極めて大なり蓋し北印が南印の氣候温暖にして四季殆んど變調なき地方と同一の收穫を擧げんことは現在の甘蔗品種の改良せられざる限りは寒冷なる氣候永續する爲め到底困難なりと云はざるべからず、且つ産糖高に尤も關係ある可製糖率も又南部印度に於て大なり、之れ孟買マドラス地方に於ては灌漑、耕種、肥培等北部印度に比し遙に集約なるが故なり、然れども南部印度に於ける甘蔗栽培は潞溜地灌漑の擴張如何に關係すること多し、素より掘水唧筒の力により河水又は井水の灌漑を行ひ得べきは論なきことなりとす、現今南部印度に行はるゝ牛力による井水灌漑にては到底甘蔗收穫の増進を望むべくもあらざるを以て大に石油發動機付揚水唧筒の使用を奨励中にある北部印度の合併州及パンチャブ州に於ては暑氣の候重角早害に罹り易き期間要水作物に對する尤も經濟的灌漑法たる大規模の圳路縱横に通じヒマラヤ連峯千古不滅の積雪に其源を發せる流水を引用するが故に此點に於て南印主要甘蔗作地に優れること大なりと雖も氣象的條件に於て甚だ劣る所あるを遺憾とす、然れども古昔より印度の砂糖主産地は北印にして甘蔗作付面積は南印に比し極めて廣大なりとす。

甘蔗栽培面積の尤も大なる地方はベンガル州ビハール及オリッサ州及合併州なるも是等地方は實際に於ては無灌漑なり、合併州に於ては現に灌漑設備の存する地方に於ても之を利用して灌漑を行ふことを爲さず、只僅に生食用甘蔗園に之を行ふのみ、故に收穫を増進することは事實上期待すべからず、從て各州農務局の指導奨励の最も效果ある地方は孟買、マドラス州及中央州の一部の如き作付面積小なるも耕作法集約なる所にして合併州の如き貧弱なる耕作者により栽培せらるゝ地方は如何に其作付面積大なるも栽培法の原始的粗笨なる爲め指導奨励は極めて困難なる事情あり

めて困難なる事情あり

第四節 甘蔗農業改良と過去に於ける各州の奨励施設成績

農事改良政策

印度の糖業改良問題の解決上最も重要な事項は農事方面の改良に在る事論を俟たず、而して從來採り來り尙ほ今後繼續せらるべき農事改良政策は

- 一 孟買、マドラスの各州に於ける甘蔗品種に付在來種を基本として之が改良を圖ること
- 二 北部印度各州に於ける現在の自然狀態即ち氣候溫度灌漑等に順應し收穫歩留の最も良好なる新品種の育成普及を圖ること
- 三 北印地方の甘蔗耕作者をして優良なる品種を植付しむると共に耕耘肥培に集約ならしむることに努力すること

等にして最も機宜を得たるものと云ふべし

又南部印度各州に於ける灌漑施設の擴張は勿論收支相償ひて尙大なる利益を農業者に與へ得べき設計方法に據り繼續實施せらるべく、隨て其餘澤は甘蔗作にも及ぶ代り本施設に對する義務負擔を要す兎も孟買地方に於て甘蔗耕作者は其の栽培せる大葉種甘蔗に對する灌漑水租として一畝當六〇留比の負擔を覺悟せり、然れども之等地方に於て甘蔗作にのみ他農作物と區別して特別取扱を強ひ高率の水租を課するの必要を認めずとの議論印度産業調査委員間に起り居れり

(註、英領印度各州平均五箇年灌漑水租一畝當表參照)今左に過去に於て施行せる各州の甘蔗農業改良事業に就き大要を記述すべし

第一 マドラス州

マドラス州に於ける甘蔗農業改良施設事項は一、二にして止らざるなり、之が一、二實例を擧ぐれば三角州地方に從來盛に栽培せる甘蔗が病害の爲め殆んど荒廢に歸せんとするを以て病害に抵抗力の強き新品種を誘致して其被害を防止せるが如き又甘蔗耕作法の改良により該作物栽培地方に於ける收益を増進したる爲め其作付面積の増加を見るに至りたるが如き是なり、若し夫れ灌溉の便増大せるに因り幾何の蔗作面積増加せしや或は當該農務局が計畫中の一定面積對砂糖生産量に幾何の改善行はれたるやの如き事項に就ては未だ確實なる成績の發表されたるものなし

第二 孟買州

孟買州農務局長「キーチンジ」氏(Keeching)の豫想に據れば孟買州下に於て現時灌溉工事擴張計畫豫定地域中約八萬畝は甘蔗栽培可能地なりと而して當該官廳にては蔗作地方蔗農者が現に實行せる施肥量以下の分量を以てしても若し灌溉水と肥料とを共用するときは收穫を増加し得べき實例は已に一九一五—一九一六年期の一作に於て一噸當甘蔗收穫量五十噸(粗糖六噸)を得得せるに據り明かなりと證明せり、又當該官廳の説明する處によれば甘蔗の肥料として最も經濟的なる施用方法は農場肥料(厩肥の如き)に油粕と硫酸安母亞とを混用するにありと、而して硫酸安母亞は全印度を通じ甘蔗肥料として尤も適當なるものなりと、故に石炭に豊富なる本印度に於ては將來石炭産地に煤炭製造所の設立普及する時には其副産地として硫酸の産額増加すべく從て低廉なる價格にて之を需め得て糖業に裨益する處多大なるべし

第三 中央州

中央州に於ては農事改良は素より前途有望なるものありと雖も現在にては來だ記すべきものなく、本州下に於ける甘蔗作付地積は極めて狭少にして總生産高に何等増進の跡を認めず、當州に於ても斯業の消長は殊に灌溉水量の如何により決定せらるべき運命を有す、目下幾多の灌溉工事施行中のもの及び計畫中のものあれば將來蔗作は有望となるべし

中央州下の溜溜池による蔗作灌溉は過去數年間の歴史に徴するに未だ有望なりと認め難し、蓋し曇期多量の水を要する時期に少量の水を溜溜池より圳路にて通水するときは其途中に於て蒸發及滲透漏泄の損失極めて大なるものあればなり、然れども本州にて有名なるマハナデーリ圳(Mahandi Canals)水源たる溜溜池溜溜容積の擴張により蔗作に對する灌溉給水を大に増加することを得べし

中央州の南部地方に於ては凡ての天然條件に就て孟買州及マドラス州と近似せるが故に甘蔗の收穫を大に嵩め得べし

第四 合併州

合併州は全印度の糖業中心地にして粗糖の過半は同地方に生産せらるゝ程重要な地位を占む従つて農工兩方面の改良施設計畫せられたり、而して該洲に於ける蔗作上極めて重要な事項は南印コイಂಬトリアー(Coinbatore)甘蔗實生育成所にて育成しつゝある實生種の成績に關することなり、目下同所に於て育成せる實生種は未だ印度各州の官設試作場にて地方的比較試験を行ふに足るべき多量の蔗苗を養成するに至らずと雖も(一九二一年頃は充分配布し得べし)育成實生種中有望と認められたる品種は主要なる州試作地にて現に試作中に在り

若し從來本州下各地にて栽培せる在來種の具備せる特性即ち合併州の如き甘蔗作に不利なる氣象的條件に抵抗力強く且つ莖圍小なるも堅硬なる性質に交配するに莖圍大にして多産性なる外國種を以てして斯くして環境に適應せる優良なる新實生種を育成するを得ば現在の作付面積を擴張し且つ砂糖生産額を増加せしむること誠に有望なり

と云ふべし、然れども之を實現せしめんには先づ第一に耕作者たる農民を指導して其耕作法の改良を行はしむると同時に之に適格せる有効肥料の施用を實行せしめずんば徹底せる成效は望み難かるべし。又實生品種育成事業と共に一面海外より幾多の蔗種を輸入試作して之が改良を企圖せり、一九一六年印度農業改良委員報告に依れば若し地方耕作方法に多少の手加減を加ふるべきは本州下に瓜哇實生種を栽培し得ること確實にして九鞭子壓搾機備付工場に於て蔗糖分一五%を含有する糖汁搾出量七〇%に達せることを明かにせり、反之在來種は同一條件の下に漸く一〇—一%の蔗糖分を含有する糖汁を五五%搾出するに過ぎざりきといふ、右成績は本州にて有名なるロサ製糖場 (Rosa Factory) に於て大規模壓搾の結果にして右製糖場に栽培せる瓜哇種は本州下各地方に普く試作せらるゝに至れり、而して其後の作柄状況を聞くに頗る有望なるが如し、然れども其取捨選擇は一に製糖成績如何によりて決せらるべし、但し瓜哇種の栽培には堆肥の外油粕の如き肥料を多量に供給するの要あるに現在本州下各地方に於て施用せる堆肥の數量は甚だ少なく近き將來に於ても之が供給著しく増加の見込なきを遺憾とす。

又本州政廳は右新品種の奨励を行ふに當り臺灣總督府が明治四十一年以降改良種普及及び耕作法改良の目的を以て政府の指定せる肥料の種類及數量を施用せる耕作者には一甲當二十圓迄の現品又は現金を補助したる奨励法 (プリンセン、ハヤリヒス氏著世界糖業書に準據せりと云ふ) に倣ひ甘蔗の一肥料として印度語「マール」樹 (Marrow tree *Bassia latifolia* 山欖科) の種實より製せる油粕の使用を一般に普及すべき奨励策を採れり、然れども斯る奨励を行ふに當りては先づ其前提として奨励せんとする新品種は如何なる情態の下にありても適格し且つ其地方的病害蟲に免疫性なりとの絶対確證を必要條件とす、之を實例に徴するに合併州及ビハール地方に於ては若し大蔗品種を移入栽植するときは必ず野豚の大被害あること悉知の事實にして之が被害防護手段を現在の散在小蔗園

に施行することは實際至難なり

第五 北西國境州

北西國境州は印度の西北極端に位置し寒冷季には激烈なる降雪ありと雖も甘蔗作は河水灌漑により二、〇〇〇畧内外の面積に達し其一時當甘蔗の平均収量は二十八噸、粗糖の産額は二噸以上を示せり、然れども甘蔗作付面積の擴張は其の地方に於ける粗糖需用状況如何と耕作者が粗糖製造上經驗せる幾多困難(地方經濟的要素)の存在ありて自然制限を受けつゝあるが如し。

本州農務局は布哇、瓜哇に於けるが如き「プランテーション、システム」の新式「セントラル」を設置せん目的を以て過去數年間試験を施行せし結果成功の見込充分なるを以て五、〇〇〇畧の大面積より製糖原料の供給を受くる大工場に將來擴張し得べき政廳直屬の試験工場設置の必要を提唱し一面右試験と同時に甜菜栽培及び其製糖の試験研究を行ひ其結果甘蔗糖業と等しく極めて有望なることを明にし遂に一新式中央製糖工場をナウセラ (Nawshera) 附近に設置し、之が所要原料を甘蔗及甜菜に仰きて裕に年、七、八箇月間工場運轉を行ふこと易々たりとの提案をなすに至れり、而して斯る長期に亙る製糖を行ひ得る理由の一は收穫後の甘蔗が殆んど數箇月貯蔵して些したる惡變の憂なき事實に基因すと云ふ。

故に甘蔗收穫の終末より甜菜收穫の開始までの間隔を越すには幾何も費用を要せずと云ふ(以上單に參考までに記せり)。

又當局の唱ふる所によれば甜菜收穫期の延長は種子蒔付を九、十兩月と翌春二、三兩月の二回に行へば可なり、是等甘蔗及び甜菜兩作の連絡栽培の發展を如何なる程度まで進め得べきや其最大限度に就ては何等情報の據るべきものなしと雖も兎に角も此種一製糖工場の最初の成功は幾多工場の續設を誘致するの原因となるべく、又其

最大限度は結局灌漑を爲し得べき土地の廣狹如何に關係すべきは疑ひなき所、而かも其灌漑面積の擴張は大規模に灌漑唧筒装置の利用によりて其目的を達し得べきなりと云ふ

第六 アッサム州

アッサム州及び緬甸には灌漑を要せずして甘蔗耕作に適する廣大なる土地あり、但し斯る土地と雖も雨水の補足として灌漑を行ふことは極めて有利なるべきは論を俟たざる所にして其補足灌漑水は河川より小形揚水唧筒の設置によりて供給すれば足れり、而して是等の國に於ける河川は年中流水の涸渇することなし

一 アッサム州 大正七—八年(一九一八—一九一九年)期に於ける該州の蔗園面積は三二、〇〇〇畝(前期一九一七—一八年は三四、〇〇〇畝)にして一噐當粗糖の平均産額は漸く〇、八噸(前期は〇、九噸)に過ぎず、勿論此産糖額は耕作宜しきを得たる場合の夫れに比すれば甚だ低少なりとす

當該官廳は印度農事改良委員会の要請により「プランテーション、システム」による甘蔗耕作の發展を圖り、其の生産せる甘蔗は之を一大「セントラル」にて白糖製造用に供すべき目的を以てカムラプ(Kamrup)にて之が試験に著手せり、而して本事業の開始は大正三—四年(一九一四—一五年)期にして尙來著々として進捗せるも其間「セントラル」用製糖機械を得るの困難ありて多少の支障は免れざりき

最近蒸氣力を以て開墾せる面積は、〇〇畝以上に達し内五三〇畝には已に甘蔗を植付けたり、而して製糖工場の建設は農事方面の進捗に伴ふ能はず、従つて其の實際的成績の得られたるものあらざるが故に速断は之を許さずと雖も本試験事項は極めて重要なものに屬し從來幾多豫期せざる困難に遭遇せるにも拘らず今日迄に得たる結果に徴すれば前途甚だ有望にして將來必ず本州下に「セントラル」の設置せられ「プランテーション、システム」の甘蔗栽培により原料を供給する事の難事ならざるを信す

二 緬甸

大正五—六年期(一九一六—一七年)に於ける緬甸の蔗園面積は一八、三五六畝なりき、而して歐洲

大戰前本州に「セントラル」を設立するの計劃ありしも戦亂の爲め遂に沙汰止みとなれり、其計畫案なるものは一蘭貢商會がミンフー圳路(Minhua Canal)の灌漑區域内に甘蔗の栽培及び製糖試験を實行し之に要する經費は二〇、〇〇〇留比にして其の一年は緬甸政廳の補助金に俟つこととなり居れり、若し石試驗事業にして成功の見込充分なる立證を得んか右會社は直ちに一萬噸の蔗園を處理するに足るべき工場を設立する計畫なりき、而して官設農場の得たる成績に依れば無肥料にて一噐當三十噸の甘蔗を收めたりと云ふ

英領印度にて「プランテーション」を有し消費原料の大部分を自給し得る「セントラル」を企業するに最も有望なる地方は右二州なるべし、勿論斯種企業を是等の地方に起す場合には土地廣大なるも人口極めて稀薄なる所とて企業當初に於ては幾多の困難殊に勞力問題に關する難關に逢著すべきを以て豫め之が解決手段を講ずべき覺悟なかるべからず

蔗作用地に就ては民有地以外に廣大なる官有地の隨所に存在するありて是等官有地は印度本土に見るが如き民有地小作等借地權問題其他租稅等の附隨義務なく容易に之が拂下の便あり、殊に右二州に於ては凡ての法律上の面倒なく絶對自由なる事にして是等の理由を綜合するときは此地方が將來英領印度中唯一の大産糖地たり得べしとの推定を下すに難からざるなり

印度政府糖業技師たりし「バーバー」博士(Dr. Barber)の緬甸糖業視察意見に據れば同地は勞力問題を別とすれば製糖企業上各般の條件は極めて有望なるが故に政府の糖業獎勵策として「セントラル」の設立に必要な蔗作耕地を有力なる商會に無償交付し以て斯業の出版を奨励誘致するは機宜に適するものなりと云ふ

大農耕地を擁せる大製糖所設立せらるゝときは其農場の周圍に甘蔗を栽培する小農の爲め勞力輸入の必要は一層

重要なものたらしむる事情生ずるに至るべし

第七 概論

實生種の育成

一九一一年(明治四十四年)開催の印度農事改良委員會議の推舉に據り「パーパー」博士は各種事情を異にする土壌及氣候に適應し且つ含糖分の最も高き實生種の育成事業に従事せり、而して含糖分高き實生種の育成は二製糖期の作業成績により極めて有望なることを證明せられ其目的を達せり

原料壓搾期間の延長

現今製糖業主に對する重要な農業問題は成熟期を異にする品種の選定に據るか或は又成熟期間を延長する目的を以て挿植期間の擴張をなすか其何れかの方法に據り原料壓搾期間を延長するに在り、然るに一九一六年印度農事改良委員報告書中に掲載せられたる「コーベントリー」氏(Cowthry)のビハール州に於ける甘蔗耕作なる論文中に示せる如く早植必ずしも早熟を來たさざるものとすれば早植早熟は或は中央州の南部温暖地方に於けるが如く特種氣候上の關係即ち初冬の寒冷に原因するやも未だ知るべからず、但し又之と反對の現象存する事も明かなり夫は兎に角も「コーベントリー」氏が論せる如く已にビハール地方には右熟期に早晩ある二箇の異品種相並接栽培せられ、隨て製糖期を延長しつゝあるが故に猶考究を要すべき問題とせられあり

第五節 肥料

油粕の需要増加せん

印度に於ては農作物栽培に金肥の施用は皆無にして多くは堆肥厩肥の如き農家の自給肥料を使用す、而も其の堆肥の生産不足なるが故に其の全部又は一部は何等か他の肥料にて代用するの必要あり、而して印度國內に産する各種の油粕は正に其代用品として尤も適恰なるものなりとす、孟買地方の如く蔗作に多量の施肥をなし、耕種に集約なる所にては此種油粕に硫酸安母尼亞を混用したる場合最も經濟的結果を得ると云へり、斯くて蔗作改良に

より油粕の需要増加の結果として一層榨油業の發展を促すに至るべきは明かなり

又戦前印度内に於ける硫酸安母尼亞の相場は噸當り二五七留比(一九一三年)なりき而して既に前段記述せるが如く石炭産地に於て燐炭の製造盛んなるに臻らば本肥料は輸入品より遙かに低廉なる價格にて印度國內に生産販賣せらるゝに至るべし

第六節 甘蔗耕作費と其所得

甘蔗耕作費と其買收價格とは密接なる利害關係を有す、戦前合併州ビハール地方に於ける製糖所の普通買收價格は劣等種「モンド」(八二、七分の二封度)に付四安(一安は邦貨四錢強)なりとす即ち一千斤當邦貨二圓六十錢内外なり、然れども製糖所相互の競争と粗糖市價の如何に據り三、五安乃至六安の差違あり

ビハール地方目撃者の云ふ所によれば同地方は開戦以來甘蔗の買收價格は騰貴せりとの事なれども大體に於て其價格は合併州と大差なし、然れども大莖種の栽培せらるゝ地方に於ては概して甘蔗の買收價格は高きを常とす、但しマドラス州にてはネリカバム(Nellikapam)の製糖所附近一帶に見るが如く大莖種の甘蔗一般に栽培せらるゝも粗糖の相場又は工場間の競争の如き商業的理由に基ける甘蔗の賣買は殆んど行はれざるなり

マドラス及びアインール地方の農家は自己生産の甘蔗を機力にて運轉せる製糖工場に送りて壓搾し其搾出せる糖汁を粗糖に煮製す、此の場合農家は其工場持主より課せられたる費用を仕拂ひ然る後耕作者自身に其製品を原料甘蔗「モンド」當一〇乃至一二安に相當する價格にて販賣す、歐洲戦亂前に於ける甘蔗の最低價格は「モンド」に付八安なりき、而して中央州に於てハーデイ氏式製糖試験を行へる時調査したるものに據れば耕作者の満足し得る最低價格は「モンド」に付九安なりき孟買州に於ては一九一五―一六年期に於て甘蔗「モンド」を生産する

に要する耕作費用は四安以上になることなしとは同州農務局の唱ふる所なりき孟買及びマドラス地方に栽培せる甘蔗は多くは其壓搾率と蔗糖分とに於て之を北部の夫れに比較し極めて高度に位するにも拘らず其價格に於ては何等大なる差違を示さざるなり

モーリシャス
と臺灣との比
較

又孟買及マドラス地方に栽培せらるゝ種類と殆んど同一種類の甘蔗がフイジー及びモーリシャス島に栽培せらるゝ、然かもフイジー島に於ては製糖所までの純生産費は植付收穫及び運搬費(工場の負擔に属す)を含み「モンド」當り三安に過ぎず、而してモーリシャス島にては耕作者たる印度人は「モンド」當り五、三安を得(臺灣に於ける糖分一%を有する甘蔗「モンド」に對し平均四、五安とせり)以上は能く合併州の状態に近似す

孟買州下に於ては其地方の甘蔗耕作者が先づ戦前の砂糖相場を基礎として「モンド」當り六安程度の相場にて甘蔗を賣却し得るに至るまでは同州下に「セントラル」の設立及び之が成功に多くの望を囑する能はざるべし合併州に於ては甘蔗耕作者をして「エキストラクション」を標準として甘蔗を賣買せしめんと努力する所ありしも遂に好結果を得ず、若し甘蔗の改良が大々的に行はれんか優良甘蔗を栽培する農家は糖分搾出率即ち甘蔗の品質に基づく賣買を行ふに至るべきは疑ひなき處にして従つて劣等品種の甘蔗栽培は一層迅速に減少するに至るべし反之印度南部諸州に於ては生産過剰のため粗糖市場の價格下落を告ぐる迄甘蔗作付面積を増加せしめ得るや否や問題なりとす

若し粗糖の相場低廉にして隨て甘蔗の價格安値なるも尚甘蔗耕作を有利たらしむる程に收穫最大なるときは「セントラル」の開設は直ちに實現せらるゝに至るべし、然れども若し「セントラル」が甘蔗代を仕拂ひ收支相償ひ得る程度以上に甘蔗の價格下落し爲めに作付面積の減退を來すが如きことあらば其地方に於ける製糖業の前途は到底望なかるべし、故に斯かる地方には當該官憲は可成經濟的方法に據り可及的一定面積よりの收穫を増加せしむ

べき方法を耕作者に指示獎勵すべきなり、尙「セントラル」が必然遭遇すべき經營上の困難は極めて小筆蔗園の各地に點在することなり、此點に就ては將來可成便宜の地に大面積の蔗園を集中し以て可及的「セントラル」までの運搬費を軽減するに努力するを得ば其缺點を補足し得べし(註、附錄「甘蔗耕作一覽當生産費に利益表」参照)

第七節 將來に於ける農事改良事業

上段論じたる處によりて近き將來に左記事項の必然起るべき可能性の存するを察知するを得べし即ち

有望なる北印
度

- 一 南部諸州に於ては灌漑工事の進捗と共に甘蔗作付面積の著しき増加と同時に其生産額の増加するに到ること
 - 二 北部諸州に於ては若し印度農業改良委員會によりて決定せる政策を熱心に實行せんか現在蔗園の生産率に一増加を來たすのみならず本作物が他作物に比し一層有利なるが故に作物面積の擴張を來たすや必然なり、且北部に於ては蔗園適地極めて大にして南部印度全體を合するも之に及ばざるのみならず其適地には更に改良を加ふる必要な點尠からず、殊にガンヂヌ河の北方に介在するビハール州の一方に甘蔗試作農場の開設は最早一日も猶豫を許さざるものあり、蓋し此地方はビハール州に於ける主要甘蔗耕作地にして製糖工場の殆んど全部存在し且印度中最も蔗園の多き合併州の一部に接壤すればなり
 - 三 アッサム及び緬甸に於ける「セントラル」の設立は極めて有望なること
- 以上列舉せる各種の改良施設により甘蔗の増收を圖ることを得ば現在の海外より輸入する砂糖數量と同等又はより以上の粗糖又は白糖を印度國內にて生産する能はざる理由なかるべし

第八節 甘蔗作付面積の限度と他作物価格との關係

一八九〇—一九一一年ベンガル州(アッサム州を含む)及合併州に於ける甘蔗作付面積は夫々一、二四六、六一一噸、及び一、一〇四、三三四噸なり然るに一九〇七—〇八年に至りては夫々六、六一六、〇三三噸及び一、四七一、八三二噸となれり

但し前者の面積減にも拘らず其粗糖生産高は後者の夫れに比し高位にありたるは事實なり、而してベンガル州に於ける作付面積減の理由は左記事實に據るものゝ如し

黄麻作付對甘

年	期	黄麻作付總面積 (甲谷他)	甘蔗作付總面積 (甲谷他)	甘蔗作付總面積 (甲谷他)	甘蔗作付總面積 (甲谷他)
一九〇〇	一	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	二	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	三	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	四	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	五	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	六	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	七	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	八	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	九	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一〇	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一一	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一二	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一三	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一四	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一五	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇
一九〇〇	一六	三三、八、一	二、五三〇、三〇八	三、一四、九	六八〇、三八〇

備考 ※ 單に三箇年平均を示す + 現在のビハール及オリッサのアッサムを含む

印度粗糖は一九一二年以後二箇年間は一層價格の下落せるを見る、然れども上記期間中一九一一年—一九一二年迄は粗糖價格に於て一割八分の騰貴なるに黄麻は六割一分の騰貴を爲せり、而して甘蔗作付面積の低減は二割三分を示せるに「デュット」の面積は二割二分(一九一四—一五年には三割二分)の増加を示せり、即ちベンガル州の如き世界獨占とも稱すべき極めて重要な敵作物たる「デュール」の生産さるゝ地方にありては其市價の高低如何は直ちに甘蔗作付面積に影響するを窺知し得べし

第九節 粗糖の需要狀況

印度國內市場に實現せる粗糖の生産數量或は其價格に就き蒐集し得たる統計材料に據りて直ちに粗糖の需要狀況に關し正確なる斷案を下すことは困難なりとす、元來普通の製法による粗糖は濕潤なる氣候に於ては貯蔵困難なり、故に製糖を終れば直ちに其の粗糖を市場に販出す、之農家に漸次の貯蔵力なきに因る、其結果として粗糖の價格に甚しき高低變動ありて製品の多くは糖價の極めて下落せる時期に販賣さるゝを普通とす、故に耕作者が收得する實際の現金収益に就ては其平均歩合を知ること全然困難なりとす

印度に於ては甘蔗を製糖用に供する割合尙ほ極めて少なく多くは生食用として消費するもの多きが故に粗糖の生産状態によりて粗糖需要減退の證左とするに足らざるなり、寧ろ統計數字は最近數年間に甘蔗作付面積の増加を示せり、蓋し輸入糖の價格騰貴は一層斯業に刺戟を與へ今や重要な農作物たらんとする傾向あり

輸入糖の急激なる増加は甘味物に對する印度人民の需要増加に基因するものにして畢竟人民生活程度の上の結果と言はざるべからず、而して印度に於ける甘蔗生産の豫想増加は之を粗糖に製して使用せらるべきや或は白糖にして使用せらるべきや否やは未だ解決せられざる問題なりとす、若し一般に需要が粗糖に存せば該糖の價格は

甘蔗の多くは生食用に供せらる
白糖が粗糖か

依然として高値を持続すべく従つて精製糖工場は其原料たる粗糖の供給を受くる事困難なるべし、反之若し一般の需要が白砂糖に存するときは粗糖と白砂糖間に存する現在價格の割合は之を維持する能はざるべく結局粗糖の價格は一層低廉となるにより精製糖工場は其原料たる粗糖を買収し得るに至るべし
從來白糖は印度に輸入せらるゝ唯一の食糧品にして其收量の如きも相當多額に上れり、故に甘蔗耕作者も粗糖製糖業者も奨励金及び企業合同により人為的に援助維持せられたる海外市場の過剰停滞糖と競争の止むを得ざる事情にありき、加ふるに甘蔗に恰適せる土地に容易に栽培し得る食料穀類及び纖維等の世界的市價は騰貴するに砂糖の市價は絶えず下落せり、従つて印度の甘蔗耕作者は本作物栽培の不利なるを悟るに至れり
印度の甘蔗耕作法は依然として舊態を墨守し何等進歩の蹟を認むる能はざるも鐵製の壓搾器を使用するに至りて稍彼等耕作者の收益を増加するに至れり、然るに最近二三の州農務、工務兩局に於て行へる事業成績は一面耕作法の改善により甘蔗收量の一大増加を圖り他而機力運轉壓搾器を使用するに依り原料中の蔗糖分抽出率を増進し得る餘地綽々たるを確實に證明せり
是等栽培及び製糖上に關する新方法の採擇と之が應用とは必ずや生産費を増加する割合以上に一定面積の收益を増進するを得るに至るべし、斯くて利益の範圍擴張せらるゝに從ひ耕作面積は漸次増加するに至るべし、然れども一度收益は支出を補填する能はざるに至らんか茲に始めて作付面積の擴張は停止すべきなり

第十節 「セントラル」能力の經濟的限度

現在の處印度には「セントラル」能力の經濟的限度に關しては何等信據すべき報告の存するものなし、此能力の經濟的限度には自ら高低二様あり製糖能力の高き限度如何の問題は印度に於ては當分實現せらるべくもあらざるが

故に茲に論及するの要なかるべし、反之其低き限度如何は小規模にて製糖作業の場合發揮せらるゝ製造能率の程度に關係す、此點に就き合併州にて目下施行中の試験は何等見るべき成績を示さざりき
能率は小規模の場合より大規模の設備に於て大なるべきは勿論の事なれども之が爲めに生ずる損失は前者の場合に於ては運搬費の減少により埋合せをなし得らるべし、蓋し甘蔗の供給は唯短距離の地よりのみ運搬せられ且つ全生産物の販路には近く地方市場あればなり、管理費の多少も亦本問題決定上重要な一要素なり、此點よりして印度に於ては當分小能力の「セントラル」を以て幾分管理費を多く要する大工場よりも維持上適當とするが如し現時にありては工場能力の低き限度として先づ一日二五〇噸の原料を處理し得る工場を適當とするが如しされば北部印度に於ては二五噸、南部印度に於ては一〇乃至一二噸の面積より、生産する甘蔗を一日に處理する割合となるなり、假に一製糖期を一〇〇日とすれば最小能力の「セントラルミル」(Central Mill)は北部印度にては二、五〇〇噸の蔗園を南部印度にては一、〇〇〇乃至一、二〇〇噸の蔗園を要することとなるべし、然れども斯かる大面積の蔗園を一區域にて引受け得る場處は實に寥々たるものなるが故に可及的甘蔗栽培地の集團を極力奨励する必要あるのみならず之と同時に小規模に於ける製糖技術の發達を圖ること目下に於ける急務なりと思はる

第十一節 印度精白糖工場の作業状態

英領印度に於て五十人以上を役する砂糖工場数は別表附録に表示せるか如く一九一五年には二十三にして蕃邦州に於ては僅に三なり右二十三工場中九工場は合併州に七工場はゼハール及オリッサ州に五工場はマドラス州にあり、而して是等の工場中或工場は全然粗糖のみを原料として白砂糖を製し直接甘蔗より製造せざるものあり、或は全然甘蔗よりのみ直接製造するあり、或は粗糖と甘蔗の兩原料を使用して白砂糖を製するものあり、又是等

の製糖工場中には酒類蒸溜所として操業せるものあり、右蒸溜所中往々其酸酵槽より發生する炭酸瓦斯を銅鐵製圓筒器に壓縮して炭酸水の如き清涼飲料製造用に利用せり、一製糖工場の如きは製糖業より一歩を進めて糖業製造を營むに至れり

白糖及精製糖工場共に成功するに至らず

印度に於ける白糖工場及精製糖工場が最近に臻るまで充分なる商業的成功の達成する能はざりし所以何處に存するやを考察するに主として印度糖業の改良遂行に密接なる關係ある諸種の事情に十分通せざりし事及び奨励金によりて保護せられたる外國糖の壓迫の二つに存するが如し

現時に於ては印度に輸入せる白糖の價格は其年の製糖事業が有利なるや將又損失なるやを決定する唯一の要素たる能はずして主として其當時の粗糖の市價に依り決定す、然かも此粗糖の市價は往々白糖の市價に何等の交渉を有せざるなり、若し其年の氣候不良にして産糖少き時は粗糖の市價は直ちに騰貴す、而して又白砂糖も高値を保つにあらざれば製糖所は利益を收むる事能はず、幸に戰亂の結果印度白糖製造所は多大の利益を收めつゝ營業を爲すことを得たり

要するに既設製糖工場の維持上最大なる助勢となり又計劃中の製糖所に對する最大なる保證となるものは適良なる甘蔗の潤澤なる供給にあること論を俟たず、若し豊富なる原料を獲得する能はずんば如何に多大の底護あるも到底十分なる効果を收むる能はざるべし

第十二節 「セントラル」經營上の障礙

印度に於ては甘蔗耕作上左に記するが如き特種の事業存在する爲め「セントラル」經營の見地よりして或る特種の障礙存するを知るの要あり、即ち他の幾多の甘蔗糖國に於けるが如く(瓜哇は例外なり)印度に於ては稀に株出を

農業上の障礙

行ふ場合の外年々同一地に連續して甘蔗を栽培する能はず必ず他の農作物を以て少くとも三年一輪作法を行ふこと普通の事たり、且つ甘蔗を耕作する蔗園は極めて小筆地にして然かも散在的なりとす、然れども時としては數人の小農申合せ「プロック」(區劃)に集團蔗園を作り之に灌漑地又は圳路より、給水することあり、而して圳路灌漑の場合に於ては給水の經濟を計る爲め往々一區劃に甘蔗を集團せしむる様其用水料金と給水とを調節加減せり、ビハール殊に合併州に於ては既に述べたるが如く所有地極めて小筆なるか上に無灌漑なり、又井水灌漑に依りて甘蔗を栽培せる所は自然の結果として點在的に孤立せる一小地點なり、故に彼の野獸類の被害を受くる地方に於ては是等の被害より蔗園を看守防護する便宜上一層之が必要を認められあり

借地法による障礙

又印度至る所に行はるゝ借地法(Tenancy law)は資本金をして工場原料耕作用として連續地の獲得を不可能ならしむ、而して政府は之等の連續地(蔗園用)の強制取得(收用)を到底許容せざるべく又明白なる土地所有權の讓渡を爲し得べきを假定して個人間の協商に依り小作地を獲得することは一製糖所に於て到底實行不可能なるは明かなりとす、若し斯かること行はれんか其沒收せらるべき耕作者の數は其工場の規模の如何に比例して甚大なるべし、且つ斯かる方法手段は新工場設立の度毎に繰返さるゝに至るべし、一面是等沒收せられたる耕作者に他の換地を提供するが如きは殆んど不可能事に屬すべきが故に一層農民の困難辛苦と不平不満は發生するに至るべし

第十三節 甘蔗栽培の發展を阻害する支障事項

前項の外尙糖業發展を阻害する一要素として見逃すべからざるものは甘蔗壓搾に利用すべき牛力即ち畜牛の缺乏是なり、印度在來種甘蔗の殆んど大部分は之を粗糖に製造せらる、而して甘蔗壓搾には牛付壓搾器を使用し糖汁は甘蔗耕作者自身之を煮上ぐる習慣なるを記憶せざるべからず、概して牛力は經濟的に甘蔗を壓搾するに不十分

畜牛の缺乏

なりとす、蓋し畜牛は夏期作及冬期作の耕鋤植付に殆んど一年連續して使役せる上に又製糖所の壓搾操業の如き苦役に過働疲乏し居るが故なり、故に製糖者たる耕作者は役牛の苦勞を軽減せんが爲め遂に壓搾器の軸を弛む、之れが結果として搾出率に多大なる損失を來すに至る、一面製糖期が甘蔗品質の惡變を惹起せしむるに至る程延長すること屢々なり、而して是等の事情は甘蔗栽培地方一圓に亘りて普通に見出さるゝ現象なりとす

以上述べたる如き實狀なるが故に「セントラル、ファクトリー」の存在せざる今日甘蔗栽培の擴張は畜牛力以外に甘蔗壓搾用として能率高き適恰なる方法の工夫せらるゝにあらざれば到底望み難きこと明かなりとす、然れども機械力の裝置によりて從來の畜力を改替することは既に前項に論じたるが如く農家自給肥料(厩肥、堆肥の如き)の不足を一層顯著ならしむるに至るべく、從て人造肥料即ち金肥使用の必要を一層切實ならしむるに至るべし、右より印度に於て使用せる甘蔗壓搾器は所謂原始的のものにして石造の杵及臼より形成せられ之を牛力により廻轉し原料に對し約三割三分の搾出率を有せり、然れども木型は現時殆んど跡を絶ち次に一步改良せられたる木製輾子より成る壓搾器を使用するに至れり、然るに該器は極めて重く運轉困難にして牛畜を過勞せしむること多し、其の搾出率は原料に對し約五割を示せり

今や各種の鐵製壓搾器各地に普及し石木兩製壓搾器を凌駕するに至れり、而して是等鐵製壓搾器は時として耕作者獨力にて購入使用するものあれども多くは商會より貸貸す、殊に北部印度及ベンガル州地方に於て然りとす、此場合畜牛及勞力は耕作者持とす

第十四節 畜力運轉壓搾機の能率

現在印度にて畜力(牛)によりて運轉する壓搾器の最良型により得らるべき最高搾出率は約六八「ベルセント」な

搾出率六二%

り、又一、二の型中には七〇「ベルセント」に上るものあり、斯かる高率の搾出は唯、大莖種甘蔗の場合にして且つ規則正しく交代せしめたる良牛の使用によりたる場合に得らるゝものなり、而して同一條件の下に於ては現に合併州に廣く栽培せらるゝ「サラシー」(Sarsai)種甘蔗の如き中莖種の原料より得らるゝ搾出率は先づ六二「ベルセント」なるべしと言ふ、又壓搾する甘蔗の種類、輾子の數並に据付の如何によりては能率の低き壓搾器型に據りても五〇一六〇「ベルセント」の搾出率を得らるべきなり

二箇輾子型壓搾器一臺の場合には最も有利なる條件の下に於て約五六「ベルセント」の搾出率を示せり、然れども茲に記憶せざる可からざることは

一、耕作者が最高の壓搾力を發揮する迄常に壓搾器を操作する丈の畜牛を充分に準備し居らざること、可成壓搾器の運轉を容易に且つ迅速ならしむるため屢々輾子の組合せを弛めんと試むることなり、其の結果は耕作者が當然生産すべき砂糖の三分の一は搾殻中に殘存し他の三分の二の糖汁を製糖する爲め燃料として焼却する事となるなり

二、使用せる輾子は普通堅固なる金屬を以て造られざる爲め兩端に比し中央部一層速かに磨滅し易し、是亦搾出し得べき糖汁の損耗を多大ならしむる原因たるなり

第十五節 「グール」糖製造に供すべき小型機力壓搾機

以上記述せし如く從來使用の壓搾器は極めて不完全なるが故に之が改良を要すること切なるものあり、而して適切なる救済法としては年々實收する蔗園面積耕作者の資力及び製糖技術的熟練の程度に適應せる大きさの機力壓搾器械を誘致すること等を俟たず、斯種壓搾機試用の實例比較的に少きも今日迄に得たる成績は極めて有效

なりしため結局該機使用工場の附近に蔗園集中の趨勢を來すに至れり

畜力に依る壓搾器と機力に依る夫れとの間には作業工程に於て多大なる差違あり、而して本事項に關し孟買州下
グーナに於ける比較研究の結果石油發動機にて運轉せる三輦子壓搾機(二〇吋×一四吋輦子)一臺は一時間四、五
〇〇封度の甘蔗を壓搾し得たるに同一時間に四頭牛付壓搾器にて七五〇封度、二頭牛付壓搾器にては漸く四五〇
封度の原料を壓搾せるに過ぎざりき、南部印度に於て横置式三輦子壓搾機一臺(徑一二吋×長一八吋輦子)を石油
又は瓦斯發動機にて廻轉せる試験成績によれば普通牛付壓搾器の搾出率に比し平均一五「ベルセント」以上糖汁を
多く搾出し得ることを確め得たり

六馬力小壓搾機

斯種壓搾機を運轉するには約六馬力を要し一時間の原料壓搾高一噸乃至一噸半にして一時間粗糖二〇〇封度乃至
二五〇封度を生産するに充分なる糖汁を搾出し得ると云ふ、若し事情順調なる時には斯種壓搾機の生産高は一時
間粗糖三〇〇封度に達せしむるを得べし即ち雜と見積りて其産出高は六對の牛を以て六箇の牛力壓搾器を動力し
たるものに等し、且つ此機力壓搾機は殆んど製糖期間を通じ晝夜連續して運轉することを得るが故に牛畜の二四
對乃至三〇對に匹敵する功程を發揮し得べく、一面畜力の場合各牛をして過度の疲勞を惹起せしめずして働か
しめんには漸く一日五六時間に過ぎざるべし

右述べたるが如く機力壓搾機の利益大なるが故に今や僅に四五十噸の蔗園に於ても牛力の代りに本機力壓搾機の
使用を經濟なりと認め之が實現を見るに至れり、而して普通以下の小型機力運轉壓搾機にても尙二五噸程度の小
蔗園にて有利に之を使用し得べきを證明せり、一度斯る一型の機力壓搾機を使用したる地方は歩留増進の結果從
來に比し一定面積の蔗園より其生産價值を確實に二割五分乃至三割増加せしめたることとなり、是が原因種々
あれども壓搾能率の増進は原料中の蔗糖分の最高に達したる時期に遲滞なく迅速に之を處理し得るに據ることも

主なる理由なりとす

マイソール(Mysore)州に於ても大面積の蔗園を耕作する農家は此の機力壓搾機を据付けあり、又蔗園集中が該機
使用の極めて必要なるを認むるに至れる地方には州費を以て据付をなし殊に最近に至り多くの州貸付金を仰ぎて
財務を經理せる信用組合により本壓搾機を据付けたるもの若干あり、然れども右何れの工場も未だ製糖期間該機
の連續運轉作業に關する重要事項に就き完全に成功せりとの證明をなしたるものなきも而かも年々此の施設の爲
めに製糖成績改善せられ從て附近の農家一般に一層本装置に信頼し始めたるは疑なき事實なりとは當局の語る處
なり

思ふに將來印度に於て蔗園面積の擴張と一定面積の收穫率の向上を圖り且つ現在の如く糖汁の驚くべき損耗を防
止せんと欲せば益々本小型動力壓搾機の普及を計ることの急務なるを知るを得べし、故に政府自ら新機械使用普
及の端緒を開く豫備的行爲として實物教授の方法を講せんとすの計劃あり、而して從來右實物教授の手段により此
新壓搾機の普及を圖りたるはマドラス州及びマイソール州のみにして其他の州に於ては何等見るべきものなし、
斯る機械の購入据付には印度の現状よりすれば可成信用組合の資金によるか或は地方有力なる地主の助勢を藉る
の要あるべし、然れども差當り最も有望なる奨励策としては該機械の使用を小資本主(Khandairi 糖廠主)に奨励
し地方の舊慣に従ひ耕作者の共同貸借によりて甘蔗を壓搾せしむる外なかるべし

第十六節 粗糖製造の改良及び之が精製糖業に及ぼす影響

左記糖汁處理に關する事項は當業者の大に考慮を拂ひつゝある點なりとす

粗糖製法改良の三項目

現時奨励中の粗糖製造法改良に就ては三つの主要なる目的あり即ち
(一) 燃料の經濟 (二) 品質優良なる粗糖の生産及び (三) 搾殻焼却と浮渣擲去による糖分損失の防止是なり
燃料經濟の點に就ては殆んど大部分の甘蔗栽培地方を通じ耕作者(製造者たり)は搾殻及剝葉以外の燃料は之を使
用せざるも容易に粗糖を製造し得るを知れりブーナ式燃料爐は永年印度各地方に於て實際に其有效を確證せられ
各地方に行はるゝ燃焼爐中改良せられたるものに屬す

マドラスに於ては牛力に代ふるに石油發動機又は瓦斯發動機を以てし其搾出力の効果を試験すると同時に糖汁蒸
詰装置の改良に幾多努力せる處ありしも結局充分に之が目的を達する能はざりしも其努力の結果空しからず爐よ
り發生せる火氣が一系列の煮沸鍋の底部を通過し得る様適當に構造せる搾殻燃焼爐の誘致に據り多大なる改良を見
るに至れり

白糖製造と精製糖

最良品質の粗糖必ずしも如何なる場合にも地方華客の嗜好に適するものとは限らざるも概して粗糖の價格は其品
質如何により著しく差違あり、然らば何故に印度の甘蔗耕作者は現在よりも一層優良品質の粗糖を生産せざるや
と云ふに之れ又何等指示すべき理由の存するにあらずビハール地方及合併州の東部地方に産する軟き不潔なる粗
糖は僅に「モンド」當四割比に販賣せらるゝに反し合併州北部地方産の清白にして品質良好なるものは五割比に
て賣買せらるゝ、而して前者たる下等品は主として精製糖原料として需要せらるゝ、故に若しビハール地方及東部合
併州地方に上等品の生産せらるゝ時は結局糖價の騰貴を來たし恐らく北部合併州の精製糖業に致命傷たるべ
し、そは兎に角も耕作者が上等品を造り之を一般消費者に販賣するときは高價に賣却し得らるゝにも拘らず遙か
に安價なる價格にて精製糖業者に買上げらるゝ下等品を好んで製出する限り如何ともする能はざるなり、然れど
も一面之を精製糖業者の立場より考ふる時は精製原料として直接糖汁より白糖糖を製造する場合に比し精製操作

上極めて不便ならしむる方法にて製造したる右粗糖を處理するが故に結局甘蔗中の可製糖分の一部を損失するこ
ととなり、斯くて雙方共に損失を招きつゝある現状なりとす、之が一事例を舉ぐれば粗糖精製により得らるゝ白
砂糖の數量即ち歩留は約四、四乃至六、六ベルセントとなりとす、若し之を直接甘蔗より製造せば七乃至八、八ベルセン
トの白糖を得べし、加之他面精製糖業の衰退は糖蜜の價格を騰貴せしめ從來「モンド」當〇、九安六杯 (100-9
)のもの其三倍となり爲めに嘗ては廢物たりし瓜哇産糖蜜をして印度市場に出現せしむるに至りたるも同時に
瓜哇糖をして一層有利なる條件(立場)の下に印度市場にて競争するを得せしむるに至れり
甘蔗より直接白糖糖を製造するものに比較して「グール」糖を精製する大工場に有利なる點二つあり、其一は該精
製作業は一年を通じ間斷なく行ふことを得るの便あること(二)多大の資本投下と壓搾及蒸發を繰返す費用を避け得
ることなりとす、要するに現在行はるゝ方法即ち單に粗糖を原料とする精製法も亦製糖作業期間を延長せん爲め
に一部は甘蔗を壓搾し一部は粗糖を原料として白糖糖を製造する方法も當分絶滅する時期なかるべしと思はる

第十七節 要領

以上各章に於て述べたる處に據り英領印度糖業の現狀を察するに大體に於て恰も吾が臺灣の三十八、九年頃の狀
態に髣髴たるものにして農事當局及斯業有力者間に唱導せらるゝ重要な改良奨励事項の要領は大略左の如し

一 甘蔗の改良は差當り最も實行し易き南部印度諸州に於て大に奨励するを要す、又印度糖業の中心地たる合
併州に於ては實物教示により或は貸付金の下附により或は臺灣に施行せる奨励方法に何等か適當なる取捨
を加へ本地方に順應せる手段を探ることに據り從來の甘蔗より一層優良なる品種の栽培を奨励し合せて其
の地方の事情の許す範圍内に於て可及的多量の施肥を行ふべく農民を指導啓發する様一段の努力を爲すこ
と

印度の現況は
三十八九年時
代の臺灣に似
たり

- 二 小型動力壓搾機普及の爲め大努力を爲すこと
 - 三 奨励金下附信用組合賦金拂入法(済崩買入法)其他凡ゆる適當なる奨励方法を適用すること
 - 四 製糖機械に對しては時々機械技師を派遣して其適當なる運轉使用方法を指導し使用を誤らざる様注意監督するのみならず運轉手を得るの便を計ること
 - 五 緬甸アッサムの如き新開拓地に於ては農業情態自然的に有望なるのみならず土地借用權其他に關する拘束何等存せざるが故に本地方に最新式の製糖法を企劃すべき資本家を招致すべく凡ゆる盡力をなすこと必要なり、蓋し右二州のみにて現在印度に輸入せる砂糖の過半は皆に生産し得らるべきなり
 - 六 以上示せる方法を以て糖業の奨励を行ふときは必ず今日より以上の製糖工場の設定を招來するに至るべく少くとも之を可能ならしむべきは疑なき處なりとす、而して歐洲人の管理せる工場に對しては殆んど補助の必要なきも歐洲人の監督を受けざる小工場に對しては(合併州及ビハール並にオリッサ州に對し)別個の顧問技師配置の必要あること
- 小型動力壓搾機使用に關する宣傳は右顧問技師以外に適當なる助手的技術者を配置すること
- 又製糖技師は努めて小資本家の爲めに殊に其の新設工場運轉開始の場合助力をなすと同時に小資本家は該技師の製糖を行ふに當りては可成自由且つ隨意に試験を施行せしめ之が目的を達する爲めに一小工場を彼の監督下に置かしの傍其の州下の各工場に將來使用すべき職工長の養成訓練に従事せしむること

第二章 砂糖取引状況概要

印度に於ける砂糖取引状況に付ては詳細に之を調査する能はず、唯だ孟買港に於ける見聞を茲に略記して參考に資することとせり

第一節 諸 税

一、輸入税

税率は戦前従價五分なりしが戦時七分五厘となり次て一割に上り今日に及ぶ、而して等しく一割と云ふも標準評價值段の變動により税額に差違を來たす、標準評價值段は毎年一月一日に更訂せられ一年間不變なり、其算定方法は前々年十月一日より前年九月三十日迄に輸入せられたる各種糖の平均申告價值を夫々各種糖の標準評價值とす、かるが故に甚だ不公平を來たす場合尠からず、但次年度の評價值段前年の半に至れば凡そ測定し得るが故に不便無し

一、戻 税

税額每一留比に付二安を控除せる殘部を戻す普通再輸出後三、四箇月目に支拂はる、即十六分の十四しか戻らぬ譯なり

一、孟買入市税

一「ハンドレット、ウェイト」に付八安の入市税あり、孟買港輸入糖は悉く一度は入市税を拂ひ市外へ搬出

輸入税従價一割

に際し全額の特戻を受ける制度なり、甲谷他、唐地には入市税なし唐地に於ては一俵に付三杯 Terminal Tax と云ふものあり

消費税なし

一、印度には本邦の消費税に相当するもの棉布に於て例あれども砂糖にはなし

第二節 輸出入及消費

一、輸出入統計

孟買港輸出入統計 (數量(右掲)「ハンドレットウエイト」價格(右掲)磅)

(一) 砂糖輸入數量及其價格表

種別	一九二二—一三年	一九二三—一四年	一九二四—一五年	一九二五—一六年	一九二六—一七年
砂糖(和蘭標本一六號及以上に相當する分)	3,650,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
同(同一五號及以下に相當する分)	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
糖	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
精	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
サツカ	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
合	5,050,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000

(二) 砂糖輸出高表

甲、印度産砂糖輸出高

種別	一九二二—一三年	一九二三—一四年	一九二四—一五年	一九二五—一六年	一九二六—一七年
砂糖(和蘭標本一六號及以上に相當する分)	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
同(同一五號及以下に相當する分)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
糖	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
精	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000

乙、外國糖輸出高

種別	一九二二—一三年	一九二三—一四年	一九二四—一五年	一九二五—一六年	一九二六—一七年
砂糖(和蘭標本一六號及以上に相當するもの)	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
其他	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
計	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000

一、消費統計

なるものなし孟買市中の消費は一日五百俵位のものなり内地需要は甲谷他、唐地兩市場相場の高下により相對的關係を有す、孟買は海路埃及紅海、ペルシャ、アフリカ及孟買州海向供給中心なり尙印度の輸入は戦前の八十萬噸より戦後五十萬噸に退嬰せるは全く値段との關係なり

第三節 取引諸關係

一、輸送運賃

ドックにて荷受し倉庫に入る。迄「ハンドレット、ウエイト」に付三安六杯の費用なり
孟買より内地への鐵道運賃は一哩に付幾何と云ふを得ず、印度は各鐵道會社競争の關係上仕向地により各
別々の率あり仍て主要仕向地二、三に就て掲げん

孟買	一五、九
同 一カンパール	一三、八
同 一ナグプール	一三、一
同 一甲谷他	一三、〇
同 一ライチコロル	一三、二
同 一マドラス	一六、一
同 一唐地	一九、〇

一安六杯
マンゴールメント即ち八二封度七分の二に付

一、倉敷保険料

一箇月一袋「二ハンドレット、ウエイト」分に付一安六杯を見る可し
爲替の關係

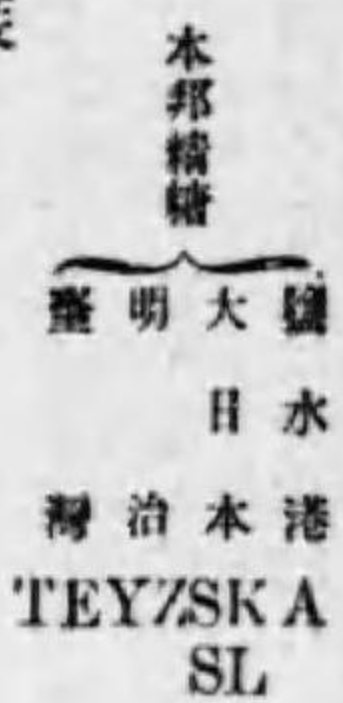
瓜哇糖は倫敦向三箇月目拂又は孟買向三十日目拂磅手形取組みを普通とす
歐糖は利付九十日目拂手形なり

二、種類

瓜哇糖	白糖	BRB格
中糖	雙糖	特殊格ZRZの如し
二番糖		
埃及糖	一ロ一フ	香港糖 太古種甸の双目A Am.
		同 東糖

一、俵装

瓜哇、Aツウイル



モーリシヤス、「ヘズインー」、「コーンサツク」
歐洲製麻布二重袋

香港 「ヘグイシー」
「ヘグイシー」
「ヘグイシー」

一、商取引法

先約はFBH (Free Bombay Harbour terms) (孟買港本船渡約定)
現物は Bazar terms (倉庫約定)

一、輸入税入市税徴収法

輸入申告書及ボート、トラスト諸掛書による荷物が「ドック」内上屋に在る中に徴収せらる
卸並小賣取引方法及相場

卸商は輸入商より買取り荷物は税關倉庫市中個人倉庫に入れ置き總て出庫票により取引せられ小賣に就て
は別段變りたる事なし、卸は「ハンドレット、ウエイト」建なるに小賣相場は「モンド」建なり

一、需要種類

埃及「ローフ」糖香港大双は波斯灣方面行きなり
普通瓜哇 TMO 格及歐糖 ERB 格最需せらる

瓜哇十六—十九號は菓子屋、冰糖原料向戦時は士兵の食料に向きたり

モーリス糖中双目物は瓜哇白糖同様の向き先なれど「シラツプ」は菓子屋向きなり

一、金融機關

特に砂糖の金融機關といふものなし、無論「パザー」金利にて資金融通をなす

第三章 印度糖業に對する所見

第一節 原料問題

從來印度は世界の産糖地として第一と稱せられ居たりしが昨今瓜哇糖業進歩し殊に玖瑪糖業發展したれば印度糖業は第二の位置にあるが如き状態となり、又玖瑪は四百萬噸を突破し瓜哇は百八十萬噸に達する程度に發達し印度は三百萬噸内外を昇降し居り、而して印度は全然輸入國なれば政府は年々多額の輸入を仰ぎ従て印度の正貨が外國に流出するが故に少くとも自國の使用は自國に於て産出せざるべからずとて種々の研究起り、殊に印度糖業改良上緊要なる事項は第一製糖技術方面にして之が爲め政府は製糖機械、技師を招聘せり、從來製糖方法粗雜なりしが爲め良質のものを生産し得られざるのみならず歩留亦低くければ機械方面に「インヂニヤ」を置くと同時に第二に砂糖製造の原料たる甘蔗の改良最も必要なりとし農業方面の技師と都合二人を任命したり、而して機械の改良は次第に其歩を進められたれども印度の甘蔗は世界甘蔗の發祥地と稱せらるゝ如く舊きも品質極めて粗惡なり、生産の極めて盛んなるはガンヂス及「インヂス」河流域なる合併州とパンヂヤブ州にして其等の地は温度低き爲め生育期間短く甘蔗は野生的にして甚だ堅く莖小さくして丈又短し、然れば良質の砂糖も得られず歩留亦極めて

印度の甘蔗は品質不良なり

パーパー博士の研究

悪く耕作法も甚だ粗笨なり、反之南印度熱帯圏に於ける甘蔗は丈高く莖大に品質良好にして糖分に富み多汁なり收量多けれども必要なる灌漑に乏しく將來發展少し、仍て北印度生産地の甘蔗を改良するを最大の急務なりとす、如何に工場方面に改良を施すとも其原料たる甘蔗の改良を成し能はずんば畢竟徒勞に歸せん、然ればドクトル、パーパー氏印度糖業改良の農業技師として任命せられ種々苦心研究に従事したり、當初は外國より諸種の甘蔗を輸入し之に據りて改良せんことに努力したりしが、勿論其間に多少改良の目的を達したるものあり、實例を擧ぐれば一九一一年以來マドラス州内に栽培せる甘蔗に赤腐病發生して多大なる損害を本作物に及ぼせり、仍てパーパー博士は彼の有名なる「サマルコタ」甘蔗試作場を起し該病に抵抗力強き品種を發見すべく努力せるなり、而して「マウリシヤ」島より輸入したる「レッド、マウリシヤス」(Red Mauritius)種が最も抵抗性の強きことを明かにするを得たり、斯くて此種は一九一二年にはマドラス州内に可なり廣く配布せられたり、乍然輸入種を以て甘蔗の改良をなさんとするは根本的方策にあらず、時に輸入種中には良種ありて數年間病害に堪へて生育するものあれども氣候風土耕作法を異にする即ち環境を異にするよりして歳月を経過するに従ひ惡化するものなることは先進國たる瓜哇に於て已に一八八二年より一八九二年の間に苦き經驗を嘗めたる所なり、而して遂に特性を具備する異品種の交配による雜種育成により始めて其の地方に適應する品種を發見し得ることを瓜哇に於て實證せり、茲に於てパーパー博士も印度に於て此の實例に従ひ印度甘蔗の改良を圖れり、南印度熱帯地に育つ甘蔗は印度の砂糖主産地たる北印度例へば合併州の如き氣候比較的寒冷なる地方にては其冷氣に抵抗するの力乏し、加之印度の農業は極めて粗放なり、其の粗放なる農業の行はるゝ所に比較的優良なる品種を栽培するも次第に惡變して結局目的を達することを得ず、されば印度の甘蔗は印度の地方的條件に適應すべく之が改良を行はざるべからずとする見地より印度は印度自ら實生の育成を爲すべしとて品種改良の手を此の方面に延ばせるなり

印度には甘蔗の種類多ければ在來種の個性を充分調査試験し異品種を淘汰し斯くして一面純系育種に據り優良品種を發見し他面其の地方の實際に適合する特性を具ふる異品種の交配に依れば雜種の育成に仍りて改善を成さんとて二方面より研究實施せられ、二十年の歳月を経たる今日相當有望なる種類百七十種を得たり、育成したる實生の總數は八十萬の多きに達すと稱されたり、此の研究事業は南印度のマドラスより南三百有餘哩のコインパトア郡コインパトアなる印度政府甘蔗育種所に於て施行せられ居れり、余は該所に赴き所長パー博士に面接親しく種々印度糖業問題に關する所説を聴かんことを欲せし余の訪問一箇月以前博士は記念すべき功績を遺し滿二十年の勤務を終へて退官して英本國に歸還したりとて遂に相見るを得ざりしは寔に遺憾なりき、余は博士に種々聴取の上余の視察の箇所を定めん豫定なりしも其の意を得ず、剩へ時恰も酷暑の候にして各州官衙は殆んど閉鎖せると同じくダーゼリング、シムラ、ウータカエンドの如き海拔六千呎乃至八千呎の山地避暑地に官衙を移せる狀況なり、加之製糖も大凡終了せる事は甚だ恨事とする所なりき

前陳コインパトア育種所に育成せる新品種は目下各州に試作場を設け栽培せられつゝあり、而して該新品種中には北印度の氣候風土及現耕作状態に良く適當し砂糖の收穫も殖へつゝありと言ふ

第二節 工場問題

斯くの如く印度糖業の農業方面の改良も著々進捗しつゝあり、然るに近來印度の糖業問題として論議せらるゝは現在印度内に於て製造せらるゝ砂糖は殆んど粗糖にして消費せらるゝ白糖は大部瓜哇より輸入し加之粗糖製造の混入原料としても亦輸入し其の金額は莫大の數字を示せることにして之を防止して印度に於て自産の必要あり、之を行ふには「セントラル、ファクトリー」(Central Factory)を必要となす、此の新式製糖所を印度に於て起し

得るや否やは重要な問題にして畢竟印度の甘蔗を以て直に今日の分密糖或は耕地白糖の如きを製造し得るや否やは即ち糖業改良問題にて最も喧すべき所なり或は其の不能を説くあり其理由如何と言ふに甘蔗の栽培盛んなるカンヂス河の流域は人口甚だ稠密なれば従て小作人の有する土地の區劃又狹隘なり、吾等日本の内地及臺灣の狀態よりせば左程論議すべきことにもあらざる如けれども其小なる小作地に食糧作物工藝作物をも栽培するものなれば甘蔗畑は猫額大となり加之社會的階級制度の「カースト」の關係により異級者の者が互に一致して協同の事業を行ふは極めて困難なる事情あり一面には佳良なる甘蔗の普及せられざるあり如斯諸種の關係より「セントラル、ファクトリー」を起して原料を持來すことは頗る困難なりとす、實際狭き畑の一部分に漸く一反歩乃至半反歩の土地を甘蔗耕作に當つるもの多く且點在し今日臺灣に於て旺んに奨励せるが如き集團的の蔗園なし、斯かる田園より原料を中央工場に持來るは極めて困難にて運搬上は勿論採取上に大なる障礙なりとす、即ち印度製糖の改良行はれざる所以此處にあり

今日主なる砂糖業は依然臺灣の改良糖廠時代の狀況なり、石油發動機等に依り僅少の面積に栽培せる甘蔗を壓搾して「グール」(Gurr)或は「ジャガリー」(Jaggery)と稱する赤糖を製造せり、斯かる有様なれば如何とて「セントラルファクトリー」を起さざるべからずとて一九一七年孟買州ブウナー市(孟買州農務局の所在地)に於て全印度の各州農務當局者或は民間の有力なる農業關係者並に中央政府當該官憲との間に印度農業改良の爲めに組織せられたる農事委員會の總會開催せられたり、其席上に於て遂に印度糖業改良のために糖業調査局の設置を政府に建言したり、而して該建言は漸來其儘懸案となり居たりしが漸く政府の容るゝ所となり一昨年(大正八年)十月の始に設置確定し委員も亦任命せられ、現在該委員に仍て愈々調査は著手され各委員は任命以來各地に施行して有力なる製糖會社或は其道に經驗ある者を屢訪して意見を徴し斯くて相當の材料を得て將來如何にすべきかの考案

を定むる計畫なり、余が彼地に到り自ら視、自ら判斷せる所は「セントラル、ファクトリー」(新式製糖工場)を設置するは大なる困難にあらざるべしと感得せり、臺灣糖業の始めに於ても之に類似せる困難を覺ゆ、何所の糖業史を見るも例へば西印度バルバドス、ジャマイカ南洋にては比律賓の如き等しく最初は印度今日の狀況の如きなりしなり、されば始めに當りては小さき地面に點々甘蔗を作り自ら壓搾製造したり、斯くて次第に相集り數人の共同事業となり、適當なる場所に工場を設置し十人乃至二十人の組合にて製造し、更に進んでは一地方の有力なる土人資本家工場を建設し原料は百姓之を栽培供給し昔時臺灣にて行へる歩分法(今日の比律賓玫瑰等の製糖所之を行ふ五分々の歩分け或は五分五厘、四分五厘の歩分法なり右の土地にては買収法にあらす將來臺灣糖業もその原料の將來には次第に困難を起すべく昔日の臺灣の歩分法が臺灣糖業經營上亦問題となるべし)を以て工場の經營を行ひ今日の大製糖所式に進歩せりてう實例あり、然れば一時或は甘蔗園極めて狭く採取運搬困難なりとせ人も一人の熱心なる土人資本家ありて之を勧誘して小さき工場を適當なる箇所に設け附近の百姓に甘蔗を耕作せしめ原料を提供せしめ五分五分の歩分法を設けなば製品は從來より數等良好なる分蜜糖又は白糖を得農家の懐合は收得多しとせば利に敏き印度農家は「セントラル、ファクトリー」を嫌ふべくも思はれず、即ち利益を以て之を示さば「セントラル、ファクトリー」式のものゝ漸次設立するを得べきかと思料せらる

第二節 産糖問題

却説印度糖業が如斯にして漸次改良せられ茲に完全なる「セントラル、ファクトリー」設置せられ一面優秀なる甘蔗を盛に栽培するに至らば其邦土は極めて廣ければ非常なる砂糖生産地印度に起るべし、北米合衆國ルキジアナの甘蔗は北緯三十一度の限界内に生産せられ居れり、而して百二十五年間の積極的獎勵は高價なる米國勞銀を以

將來の見込

期待せらるべき將來の産糖地

てして尙大範圍に砂糖生産の有利を證明し居れりルキジアナと同一緯度圏内に沃野千里の大栽培地を有する印度に糖業の大發展不可能の理由はあらざるべし、彼の米國大統領「ゼファアソン」氏が「ナポレオン」第一世より二千萬弗を以てルキジアナ(ミシシッピ河西「ロッキン」山に至る廣大なる土地)を購ひし以來該地より收穫する農産物は今日米國食料品の大部分を供給して餘りあり、之を世界に輸出するの狀況にあり、殊に這回歐洲大戦亂に當りて該土地生産農作物の供給が聯合國撻利の一大原因を成せるを考ふれば英國が將來其の驚くべき大人口と古來糖業には極めて熟練し特殊の智識あり、且つ年々三百萬噸内外の粗糖を已に生産しつゝある英領印度に如何なる事業を遂行すべきやに想到し來り吾人をして驚嘆せしめずんば止まざるの概あり

今や印度當局は科學の大偉力に倚依し重要農産物の改良に著々成功し同じく甘蔗の改良も最新科學の應用によりて一段落を告げんとし之に新式製糖場の設立を見(現在已に五百噸以下の新式工場二、三あり)るに至り印度糖業の一大革命將來に展開せる曉に於ては其生産は今日の玫瑰の日にあらず、布哇、玫瑰、瓜哇を合するも尙ほ及ばざる大産地を現出するは不可能にあらざるべし、之を要するに時の問題にして豊沃なる土地と巨大なる人口と並に印度に於ける勞働賃銀の低廉(カルカッタの黃麻工場に働ける者は高きは二十五錢戰時勞銀の高きに於て尙然り)なるを以てせば將來印度糖業は甚だ恐るべきものにはあらざる乎、其結果は如何になるべきや、瓜哇其他の國より戰前八十萬噸の砂糖現在に於ては五十萬噸金額にせば殆んど變りなき多額の正貨を支拂ひつゝある砂糖を印度が尠くとも輸入を受けざるに至らば其の瓜哇糖の如きは何處に搬出せらるべきか、瓜哇砂糖生産は異常の發展をなして十年の間に百二十萬より百八十萬噸を生産し得る實力を有せり、一面玫瑰の開拓と共に其産糖も増加し歐洲各國に於ける甜菜糖業も亦歲月の經過に従ひ工業の復活を來し漸次舊態に復せば地理的關係より瓜哇糖の印度に輸出せられたるもの其の必要なに至り多くは極東方面に向つて搬出せらるゝにはあらざるか、其時期に

至つては向後十年なるか將た二十年なるか豫知し難けれども其の實現すべきは必せり、この時に際してや臺灣の砂糖業が一層東洋市場に困難なる立場に相逢するにはあらざるか
要するに瓜哇糖の如き生産費の低廉なるもの東洋市場に於て臺灣糖と競争すべき時期到來するにせば如何、臺灣糖業の改良は之を工場方面より見れば世界何れの製糖工場に比較するも遜色なき進歩をなせり、工場内製造費低減に關する研究は多々爲すべき事あれども相當の進歩をなせり製糖生産費の主要なる部分を占むるは原料なり、臺灣に於ける甘蔗は極めて收穫率低く品質も未だ充分改良されず、斯かる改良は工業方面の如く一、二年間に完成さるべきにあらず、十年或は二十年の歳月を閲して始めて改良を認め得べし、されば其準備は僅少の年数を以て成し得べきにあらず、相當の年数を要すべし、臺灣糖業の根柢ある改良は農業方面にあり、此の方面の改良に向ひ今日より充分の留意と努力を要すべし
余が印度の糖業調査に赴きし目的は印度現在の糖業狀況調査に在りしが結局戦後世界糖業の狀況を各方面より調査し以て臺灣糖業の將來に資せんとするにありと信じ之が調査を爲せり

第四節 結論

要之英國が印度の産業に對する政策は工業の發達にあらずして農業の夫れにあるが如し蓋し印度が英國の寶庫たる所以は英本國産業の大宗たる商工業の原料を印度に求め之に加工して世界最大の人口を有する華客たる印度に再送し之を販賣して以て國富を圓るを英國の大政策となす、從て農業方面に全力を盡す所以誠に深き意義あるなり、ブナ研究機關の完成と専門大家の招聘に力を注ぎつゝあるも之が爲なり、彼の英吉利人の事なれば早晚何等かの事業を企つべし、砂糖業に關しても亦克く熟慮戒心以て之に備ふる所あらざるべからずと思料す

英領印度の糖業附録諸表

第一表 印度各州其他の氣象觀測所に於ける 平年及各年降雨量(吋)

觀測地點	平年降雨量	各年實降雨量										平年對九一七年雨量之偏差	平年對九一七年雨量之偏差率		
		1903	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917				
合 州	39.3	29.86	42.02	41.49	41.96	33.46	30.23	38.02	53.70	47.20	46.30	+	7.0	+	18
東 州	37.9	37.38	42.23	42.62	38.13	34.86	23.30	33.89	37.40	4.77	50.80	+	13.0	+	34
南 州	127.0	131.24	138.06	121.78	114.42	151.14	111.61	134.04	119.90	131.20	122.10	-	3.9	-	3
南 東 州	35.3	30.04	56.15	39.25	32.24	34.81	35.80	37.93	3.38	34.60	36.80	+	1.5	+	4
マドラス(マドラス)	24.5	29.32	26.84	33.55	18.66	25.87	29.52	21.52	31.70	40.10	34.10	+	9.6	+	39
マドラス沿岸(北)	39.8	38.45	38.28	49.03	38.25	40.11	38.91	43.02	61.59	32.70	54.20	+	14.4	+	36
孟買州	32.7	35.00	34.86	38.82	13.73	41.89	41.30	39.72	16.70	32.00	54.00	+	21.3	+	65
コルカタ	100.1	119.13	111.40	99.82	81.50	105.60	103.99	127.29	93.20	128.60	136.10	+	26.7	+	24
マドラス(孟買)	30.9	26.78	28.65	34.87	21.27	21.27	28.02	39.28	34.50	40.90	25.80	+	4.5	+	16
マドラス	6.5	12.18	6.28	9.00	1.03	5.12	18.79	6.16	1.56	11.10	14.10	+	7.6	+	117
ビハール	56.8	57.54	59.70	59.28	49.85	54.07	61.22	61.80	61.90	57.70	73.80	+	17.0	+	20
オリッサ	51.9	47.69	59.07	47.88	61.52	44.81	63.24	43.11	39.30	50.10	65.49	+	14.3	+	28
ベンガル	48.7	27.03	53.67	43.05	33.94	43.41	60.43	44.20	49.50	53.70	53.70	+	5.0	+	10
東 部	74.8	66.31	96.09	94.78	100.85	79.76	88.96	62.29	80.70	83.30	80.40	+	5.6	+	7
西 部	52.69	69.96	75.07	52.11	79.76	88.96	62.29	80.70	83.30	80.40	80.40	+	5.6	+	7

Station	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	June	July	Aug.	Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Annual Mean
中央州及ベングール	32.1	33.07	31.23	40.33	27.78	27.93	33.93	40.75	36.50	47.20	41.70	+ 9.6	+ 30
西中央州	45.2	46.50	39.91	47.50	40.42	40.00	39.98	44.15	50.40	57.50	60.10	+ 14.9	+ 32
東中央州	52.0	53.93	50.29	56.46	55.11	54.89	47.72	54.55	55.20	54.10	64.50	+ 12.5	+ 24
北西	21.3	32.41	31.85	26.27	21.53	22.30	22.71	31.80	18.30	26.80	41.80	+ 18.5	+ 79
南	6.4	17.88	11.51	9.27	9.25	8.51	12.50	18.67	4.90	12.30	21.50	+ 12.1	+ 129
西	129.2	127.55	132.58	117.8	128.31	129.83	122.48	140.52	155.10	155.50	129.80	+ 0.6
上	45.2	44.08	47.21	48.49	42.20	43.07	43.47	40.54	46.70	49.90	48.10	+ 2.0	+ 6
北西	08.8	89.01	89.29	105.20	117.14	101.28	107.89	87.03	112.30	96.60	95.10	+ 3.7	+ 4
北西	17.0	27.61	18.65	22.05	20.00	15.78	14.66	30.20	15.00	20.30	20.20	+ 3.2	+ 15
中央印度	33.7	32.64	34.08	37.55	25.80	32.71	30.22	32.94	27.00	46.30	50.20	+ 16.6	+ 49
中央印度	38.7	51.08	39.74	41.41	44.84	37.33	31.10	40.77	38.70	4.83	54.00	+ 15.0	+ 41
東	13.3	26.32	18.29	12.25	6.84	12.53	16.10	12.34	6.90	17.20	32.00	+ 18.7	+ 141
東	25.2	36.75	23.12	28.72	18.29	27.50	15.65	26.26	17.40	33.60	53.00	+ 27.8	+ 111
北	33.0	32.87	30.02	43.24	24.94	23.59	27.10	42.70	40.80	44.40	43.00	+ 13.9	+ 49
北	30.5	34.15	28.02	31.25	21.11	25.05	19.76	38.71	40.20	50.30	39.50	+ 9.4	+ 31
南	26.0	27.48	41.14	43.87	33.94	44.02	32.40	33.88	27.70	46.60	41.50	+ 5.5	+ 15

第二表 印度の特定地に於ける月平均及其年平均氣温度

Stations	Elevation in feet	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	June	July	Aug.	Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Annual Mean
Hill Station														
Shillong	4,920	49.5	51.8	60.4	65.2	66.6	68.8	70.0	69.2	63.4	63.1	56.5	59.7	61.7
Darjeeling	7,376	40.1	41.6	49.7	53.2	58.5	60.9	61.5	60.9	53.4	53.2	47.8	41.8	52.7
Simla	7,224	38.8	40.6	51.5	50.3	66.0	66.9	64.3	62.8	60.9	56.7	50.1	43.4	55.1
Muree	6,333	40.5	41.1	51.1	61.2	63.3	72.2	69.4	67.2	65.9	61.2	52.8	45.0	54.0
Srinagar	5,204	30.7	33.0	43.1	55.7	63.9	63.9	73.0	70.3	64.0	53.2	44.0	36.3	53.3
Mount Abu	3,945	38.2	41.0	60.6	78.0	79.8	74.7	69.8	67.9	69.6	71.5	63.2	50.0	63.8
Cothamund	7,327	51.0	55.5	60.6	61.5	61.3	53.2	50.6	57.4	57.3	57.2	55.4	54.3	57.3
Kadakkal	7,688	57.0	59.7	50.6	61.5	61.9	59.4	57.6	57.8	57.6	56.9	54.9	55.0	57.3
Coast Station														
Karachi	49	65.3	63.4	75.0	80.6	84.7	86.8	84.3	82.4	82.0	80.8	74.0	67.4	77.6
Surval	18	60.4	70.2	74.0	79.1	81.5	82.5	80.0	79.1	79.0	79.5	77.2	72.3	77.0
Bombay	37	74.5	74.8	82.0	82.1	84.6	82.4	79.5	79.4	79.4	80.7	79.2	76.4	79.2
Ratnagiri	110	78.2	76.0	78.5	82.8	84.3	80.7	78.3	78.4	78.2	79.8	79.5	77.6	79.2
Mangalore	65	78.2	79.3	81.1	83.0	83.5	78.8	77.1	77.2	77.6	78.9	79.8	79.0	79.2
Calcut	27	77.8	79.8	81.6	83.6	83.1	78.5	76.7	77.4	78.3	79.1	79.5	78.2	79.0
Nagapatnam	31	75.3	77.4	80.5	84.8	87.7	87.0	85.6	84.4	83.4	80.9	78.2	74.0	81.8
Madras	22	75.3	76.6	79.5	84.1	83.7	88.4	83.7	84.5	83.9	80.8	77.9	75.7	81.8
Masulipatnam	15	73.6	76.7	80.3	85.2	89.8	87.8	83.0	83.4	83.0	81.2	77.4	74.0	81.4
Gopalpur	21	70.0	74.8	78.3	81.6	84.1	83.7	81.8	82.0	82.2	79.9	74.3	69.8	78.6
Rangoon	57	74.7	77.3	81.2	85.0	82.2	79.5	78.8	78.7	79.1	80.0	78.3	75.6	79.2
Station on the plains														
Youngoo	133	70.0	74.7	81.9	86.7	85.2	81.3	80.1	80.1	81.3	81.4	77.4	71.6	79.3
Mandalay	270	68.8	73.8	82.1	89.2	88.5	85.4	85.2	84.7	84.5	82.5	75.0	69.5	80.8
Sleihar	104	63.8	67.0	73.9	78.0	80.1	81.4	82.6	82.4	81.7	79.7	73.1	64.1	75.2
Calcutta	21	65.2	70.3	79.3	85.0	85.7	84.5	85.0	82.4	82.6	80.0	72.4	65.3	77.9

Stations	Elevation in feet	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May.	June.	July.	Aug.	Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Annual Mean
Station on the plains														
Bardwan	99	65.7	70.0	80.4	86.7	86.5	84.9	83.6	82.8	84.1	80.7	73.0	66.3	78.6
Patna	183	60.8	65.3	76.9	86.2	88.0	86.4	83.5	83.1	83.5	79.5	70.1	62.2	77.1
Benares	267	60.0	65.3	76.6	86.8	91.3	84.4	84.1	83.1	83.0	77.9	67.8	60.2	79.2
Allahabad	309	59.5	64.9	76.8	87.6	92.5	80.8	84.5	83.2	83.6	77.6	76.5	59.8	77.3
Lucknow	368	53.7	63.7	75.2	86.4	90.6	80.2	85.3	83.4	83.2	77.1	68.3	53.9	76.6
Agra	535	60.1	64.8	76.7	88.1	94.0	84.2	84.2	84.2	84.2	79.4	68.7	61.2	78.4
Meerut	738	56.0	60.1	77.1	82.7	88.4	89.4	85.0	83.2	81.7	74.7	63.5	56.7	74.4
Delhi	718	57.9	62.2	74.1	86.2	91.7	82.2	86.4	84.5	83.9	78.5	67.6	59.6	77.1
Lahore	702	53.0	57.3	69.0	80.9	88.9	92.7	89.1	87.1	84.8	78.7	63.2	54.6	74.7
Multan	420	55.6	59.8	71.6	82.9	91.4	94.9	92.7	90.4	88.0	78.6	67.1	57.7	77.5
Jacotabad	186	57.3	62.4	74.5	85.5	94.2	87.7	95.6	91.6	83.8	79.2	67.5	58.9	79.3
Hyderabad (Sind)	96	63.6	67.1	77.5	86.2	91.6	91.7	88.6	86.0	86.0	82.7	73.4	65.0	79.9
Bikaner	771	69.2	63.6	76.6	88.4	94.1	94.7	90.4	87.3	87.4	82.4	70.5	61.4	79.6
Rajkote	422	66.8	70.0	77.4	83.1	89.2	87.5	81.7	80.6	80.8	80.4	74.1	68.4	78.5
Ahmedabad	163	70.3	74.0	82.7	91.2	92.9	89.4	83.7	83.0	83.5	84.3	78.3	72.9	82.1
Plateau Stations														
Akola	390	68.5	73.7	81.0	90.1	93.3	86.2	80.6	78.9	79.7	77.9	71.7	66.8	79.2
Jubbulpore	1,327	61.8	66.8	76.5	86.3	91.9	85.7	79.0	78.0	79.0	74.8	66.6	60.8	75.6
Nagpore	1,025	68.8	74.3	82.4	90.6	94.5	86.6	80.4	79.4	80.4	78.4	72.2	67.1	79.6
Rampur	970	67.7	73.6	81.9	90.3	93.6	86.0	79.6	79.0	80.3	78.1	71.5	66.0	79.0
Ahmednagar	2,152	67.1	71.3	77.5	82.5	83.8	79.2	74.9	74.9	74.5	75.1	70.5	67.1	75.0
Poona	1,840	79.8	73.9	80.1	88.9	88.8	78.7	74.9	73.7	73.4	76.2	72.5	68.9	76.9
Sholapur	1,590	72.7	77.7	84.2	88.4	88.9	78.9	77.7	77.7	77.3	77.7	74.6	71.3	79.3
Belgaum	2,539	69.8	73.0	77.5	79.2	78.0	72.8	70.1	69.7	70.4	72.9	70.9	69.3	72.8
Hyderabad (Deccan)	1,690	70.4	77.1	83.1	88.0	90.1	82.6	77.9	77.1	77.4	76.8	72.3	69.1	78.5
Bangalore	3,021	67.5	72.0	76.7	79.9	78.5	74.0	72.0	71.8	71.8	71.8	69.6	67.5	72.8
Bellary	1,745	73.2	79.6	85.6	89.2	89.0	83.4	80.9	80.6	80.2	79.1	75.3	72.5	80.8

第三表 印度の特定地に於ける月平均及其年平均降雨量

Stations	Elevation in feet	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May.	June.	July.	Aug.	Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Annual Mean
Hill Stations														
Shillong	4,920	0.49	0.81	1.85	4.29	10.06	16.46	13.48	12.79	14.75	6.23	0.98	0.25	82.44
Darjeeling	7,376	0.76	1.08	2.01	4.08	7.83	21.19	31.74	25.98	18.34	5.35	0.24	0.20	121.80
Simla	7,224	3.07	3.91	2.32	2.32	3.71	7.84	18.42	17.87	6.17	1.10	0.41	1.28	67.97
Murree	6,333	3.73	4.14	3.96	3.62	2.99	3.41	12.51	13.40	5.64	1.86	1.27	1.37	57.90
Srinagar	5,204	3.38	4.21	3.10	3.30	1.77	1.77	2.78	1.95	1.18	1.14	0.41	1.08	27.03
Mount Abu	3,945	0.27	0.31	0.15	0.08	0.37	5.59	22.05	21.51	9.38	1.46	0.38	0.24	62.49
Ootacamund	7,227	0.35	0.38	1.00	3.43	5.93	6.18	5.94	4.70	4.44	8.57	4.00	1.65	46.60
Kodaikanal	7,688	1.17	1.48	3.50	5.29	6.47	4.01	3.89	5.90	6.70	12.49	8.17	5.57	64.82
Coast Stations														
Karachi	49	0.64	0.70	0.15	0.13	0.03	0.43	3.16	1.77	0.66	0.04	0.16	0.19	7.66
Yerwala	18	0.01	0.03	0.00	0.00	0.02	5.31	8.92	7.27	2.46	0.81	0.66	0.10	26.53
Bombay	37	0.12	0.02	0.01	0.03	0.55	20.56	24.56	14.91	10.23	1.76	0.47	0.05	73.99
Ratnagiri	110	0.60	0.02	0.05	0.15	1.27	31.32	34.25	20.19	12.53	3.62	0.65	0.06	104.71
Mangalore	65	0.13	0.07	0.11	2.06	7.26	38.47	37.29	22.88	11.09	7.90	1.97	0.50	129.83
Calicut	27	0.17	0.16	0.79	3.70	9.03	36.46	29.36	14.89	7.39	9.12	3.89	1.32	116.20
Negapatam	31	1.15	0.72	0.32	1.02	1.81	1.20	1.74	3.29	3.55	10.08	15.02	11.23	51.25
Madras	22	0.83	0.28	0.37	0.63	1.96	2.03	3.80	4.66	4.84	10.33	13.20	5.25	43.32
Masulipatan	15	0.17	0.16	0.26	0.40	1.34	4.23	5.67	6.00	6.56	8.36	4.43	0.53	38.30
Gopalpur	21	0.23	0.43	0.56	0.73	2.01	5.76	6.11	7.20	6.86	9.84	3.50	0.72	43.25
Rangoon	57	0.11	0.23	0.16	1.74	11.73	18.30	21.37	19.65	15.89	7.13	2.22	0.67	98.89
Stations on the Plains														
Tamproo	183	0.06	0.12	0.08	1.90	6.43	13.63	17.48	18.53	11.46	6.93	1.25	0.16	78.05
Mandaly	250	0.06	0.08	0.21	1.19	5.26	5.71	3.26	4.16	6.21	4.54	1.67	0.28	32.63
Silchar	104	0.64	2.32	7.93	13.56	15.72	20.39	19.98	18.69	13.95	6.40	1.31	0.54	121.43
Calcutta	21	0.29	1.02	1.14	1.34	5.60	11.64	12.31	12.69	10.40	3.87	0.62	0.31	69.83

Stations	Elevation in feet	Jan	Feb	Mar	Apr	May	June	July	Aug	Sept	Oct	Nov	Dec	Annual Mean
Stations on the Plains														
Burdwan	99	0.38	0.89	1.24	2.30	5.56	10.17	12.32	11.40	8.50	3.33	0.61	0.13	57.54
Patna	183	0.72	0.53	0.35	0.30	1.70	7.76	11.41	10.72	7.82	2.89	0.30	0.14	44.54
Benares	297	0.74	0.51	0.33	0.15	0.56	5.43	12.54	11.19	6.54	2.24	0.17	0.17	40.59
Allahabad	300	0.82	0.48	0.38	0.14	0.29	5.00	12.24	10.88	6.32	2.40	0.25	0.22	39.53
Lucknow	368	0.90	0.45	0.32	0.11	0.31	5.24	11.39	11.32	6.61	1.23	0.08	0.44	39.20
Agra	555	0.55	0.33	0.35	0.16	0.64	2.84	9.67	7.11	4.41	0.39	0.06	0.29	36.70
Meerut	738	1.05	0.83	0.63	0.34	0.70	3.60	9.37	7.64	4.55	0.43	0.08	0.40	29.62
Delhi	718	1.02	0.61	0.67	0.35	0.71	3.18	8.38	7.44	4.43	0.30	0.10	0.43	27.70
Lahore	702	0.87	1.13	0.89	0.51	0.80	1.86	6.65	4.88	2.21	0.43	0.11	0.47	20.70
Multan	430	0.39	0.36	0.42	0.27	0.39	0.47	2.19	1.96	0.60	0.07	0.00	0.27	7.11
Jacobabad	186	0.28	0.27	0.25	0.17	0.15	0.10	1.18	1.25	0.19	0.01	0.10	0.15	4.10
Hyderabad (Sind)	96	0.24	0.22	0.10	0.07	0.11	0.41	2.61	2.77	0.61	0.01	0.10	0.05	7.22
Bikaner	771	0.38	0.24	0.18	0.14	0.54	1.65	3.29	3.14	1.08	0.00	0.00	0.18	12.27
Rajkote	429	0.05	0.10	0.01	0.01	0.31	5.21	10.57	6.41	3.75	0.67	0.33	0.06	27.80
Ammedabad	163	0.02	0.10	0.01	0.03	0.46	3.94	11.49	8.96	4.42	0.55	1.19	0.05	29.52
Plateau Stations														
Akola	730	0.43	0.18	0.43	0.16	0.31	5.12	8.74	6.48	6.94	2.14	0.44	0.38	31.27
Jubbulpore	1327	0.72	0.52	0.48	0.22	0.47	8.33	18.32	15.13	8.28	1.52	0.37	0.25	55.44
Nagpore	1,025	0.58	0.42	0.57	0.46	0.68	8.44	14.40	9.79	8.11	2.14	0.51	0.43	40.62
Raipur	970	0.30	0.33	0.59	0.59	0.76	9.38	11.94	12.72	7.76	2.69	0.62	0.20	50.57
Amhednagar	2,192	0.27	0.12	0.15	0.40	1.16	4.73	3.03	3.60	6.75	3.12	0.30	0.44	24.66
Poona	1,840	0.18	0.05	0.13	0.58	1.45	6.33	6.06	4.63	4.43	4.11	0.35	0.20	28.29
Sholapur	1,500	0.06	0.08	0.29	0.62	1.09	4.41	4.19	5.42	7.77	3.63	0.87	0.30	23.74
Belgaum	2,539	0.06	0.03	0.49	2.05	2.73	9.22	15.37	9.15	4.05	5.09	1.33	0.24	49.01
Hyderabad (Deccan)	1,690	0.06	0.12	0.07	4.73	0.78	4.44	6.22	6.76	7.10	2.98	1.53	0.17	31.53
Bangalore	3,021	0.06	0.22	0.72	1.19	4.53	3.13	4.13	6.00	7.11	6.74	2.61	0.29	36.83
Bellary	1,475	0.10	0.03	0.42	0.83	1.93	1.84	1.41	2.18	4.12	4.04	1.20	0.30	13.30

第四表 印度各州に於ける六月乃至十月(一九一八年)降雨量

Division.	Actual Inches	Normal Inches	Departure from normal Inches	Percentage departure from normal Percent
Burma	90.5	92.1	- 1.6	- 2
Assam	81.8	65.3	+ 16.5	+ 25
Bengal	80.8	64.6	+ 16.2	+ 25
Bihar and Orissa	47.1	48.6	- 1.5	- 3
United Provinces	22.5	37.5	- 15.0	- 40
Punjab	8.0	15.7	- 7.7	- 49
N. W. Frontier Provinces	2.0	3.0	- 1.0	- 33
Sind	0.4	4.8	- 4.4	- 92
Rajputana	7.5	17.7	- 10.2	- 58
Bombay	17.8	40.5	- 22.7	- 56
Central India	18.5	34.5	- 16.0	- 46
Central Provinces	31.2	42.7	- 11.5	- 27
Hyderabad	13.7	29.1	- 15.4	- 53
Mysore	10.7	21.2	- 10.5	- 50
Madras	17.9	34.6	- 16.7	- 48
Mean of India	32.4	41.1	- 8.7	- 21

第五表 人口密度灌溉水供給状態及面積 (一九二一年國勢調査統計に據る)

州	其他	全面積平均人口密度	全面積對		可耕地面積對		可耕地面積對延耕地面積(%)	年平均雨量(吋)
			可耕地(%)	純耕地(%)	純耕地(%)	二回作付地(%)		
印度全體		一七五	六四	三八	五九	八	一七	一一六
各州								
アッサム		一一五	七六	一八	二四	二	一	一〇八
ベンガル		五六一	七〇	五〇	七一	一七	四	七〇
マドラス		三四四	六三	三二	六一	一三	二	五三
ヒール及オリッサ		一四五	四二	一三	三二	一	四	四三
中央州及ベラール		一一二	六五	三九	四〇	三	三	二七
マドラス		一一二	六五	三九	四〇	三	三	二七
北印度		二九一	五八	三一	四五	〇	三	四三
パンジャブ		一六四	五五	三一	四五	〇	三	四三
中央印度委任州		二四七	七二	三七	五八	一	三	四三
中央印度委任州		二四七	七二	三七	五八	一	三	四三
コチン		一一一	八三	二五	三七	一	三	三三
カシミア		一六二	五七	二五	三七	一	三	三三
カシミア		一六二	五七	二五	三七	一	三	三三
マイソール		一三七	四九	二二	三七	一	三	三三
ラヤプタナ委任州		一八二	四五	二二	三七	一	三	三三
トランデル、ステート		一八五	六一	二五	三七	一	三	三三
アグマール、マールワラ		一八五	六一	二五	三七	一	三	三三

第六表 印度海外貿易統計

貿易区分	1913-14	1914-15	1915-16	1916-17	1917-18
1 民間貿易 (Private)	122,165,288	91,932,644	87,990,829	99,756,843	100,283,407
輸出	165,919,218	121,061,111	131,586,812	167,433,732	161,703,613
民間貿易輸出入合計	288,084,506	213,013,755	219,577,642	266,190,595	261,987,020
2 政府貿易合計	5,439,125	5,057,408	5,322,157	8,516,088	10,846,098
總計	293,523,631	218,071,163	225,099,799	274,706,683	272,833,118

備考 印度民間輸入商品中綿糸和製糖及金銀類は其主要なるものにして、1917-18年に於ては其總輸入高に對し綿糸和製は 37,501,714 磅 即ち三割七分強を占め、10,213,173 磅即ち一割強、金銀類は 6,832,419 磅即ち七分弱を示せり

第七表 印度産砂糖總輸出高

年別	數量 (ハンドレット、ウエイト)	價格 (磅)
一九二一—二三年	三二〇,一五〇	一六九,七八〇
一九二一—二四年	一九一,九三〇	九一,六四九
一九二四—二五年	一〇九,三六五	五八,七三七
一九二五—二六年	八五,三九九	六二,七八六
一九二六—二七年	二六八,一六二	一七七,九一四
一九二七—二八年	一〇二,一九七	一〇七,五五〇

備考 一、砂糖は和製糖本一六號及一六號以上のもの、同一五號及一五號以下及精製額を含む
二、一噸は二〇「ハンドレット、ウエイト」に等し
三、仕向地別數量及價格は省略せり

第六編 英領印度の糖業 第三章 印度糖業に對する所見
外糖再輸出高

年別	數量(ハンドレッド、ウエイト)	價格(磅)
一九二二—一三	二〇〇、一六〇	一四四、六五二
一九二一—二四	一九四、一六一	一三九、四四四
一九二〇—二五	八〇六、八一五	六七〇、八五三
一九一九—二六	二一六、三二四	二二九、八八〇
一九一八—二七	四九九、九六五	五九七、九〇一
一九一七—二八	八四三、四七七	一、三六〇、五八

備考 一、砂糖は和蘭標本一六號及一六號以上のもの、同一五號及一五號以下及特業類を含む
二、一噸は二〇「ハンドレッド、ウエイト」に等し
三、仕向地別數量及價格は省略せり

第八表 印度輸入糖統計區分 (右數量ハンドレッド、左價格ポンド)

年別	英帝國各種民地よりの分	諸外國よりの分	合計
一九二二—一三	三、三二九、三〇〇	一、一三三、七六三	一五、四四三、〇六三
一九二一—一四	三、四三一、九三二	七〇、八七二、四四〇	九、五一九、一七三
一九二〇—一五	三、二〇五、八七五	一四、九一一、五一五	一七、九三七、三九〇
一九一九—一六	一九四、九六七	八、〇四六、二八四	九、九七一、二五〇
一九一八—一七	三三七、八五一	五、六七四、四八三	七、〇〇二、四〇五
一九一七—一八	一九四、七五九	九、一四七、三二八	二、八五四、八七七
一九一六—一七	九四三、七九八	一一、〇四七、七三二	一、〇七八、五三二
一九一五—一六	九四三、七九八	九、八八八、五七三	一、〇八四、三七一
一九一四—一五	一、五五五、四九二	九、四三三、七五八	一、〇三〇、〇三二
一九一三—一四	二、〇六三、九二九	七、八二九、三二二	一、〇〇一、七三三

備考 一、英國植民地中最も主なる輸入國はモリシヤス島海峽植民地及香港の三なり
二、諸外國中主なる輸入國は爪哇及日本なるも一九一四—一五年迄は英領國は爪哇に次げる輸入國なり
三、日本よりの輸入高は一九一七—一八年に於て四、五五一噸、價格一、一五八、四五〇圓なり

第八表ノ二 印度五大輸入港別輸入高及其價格(右數量ハンドレッド、ウエイト) 左價格ポンド

年別	パンカール孟買	シン	マドラス	仰光	合計
一九二二—一三	三、三二九、三〇〇	一、一三三、七六三	七〇、八七二、四四〇	一四、九一一、五一五	一五、四四三、〇六三
一九二一—一四	三、四三一、九三二	七〇、八七二、四四〇	一四、九一一、五一五	八、〇四六、二八四	九、五一九、一七三
一九二〇—一五	三、二〇五、八七五	一四、九一一、五一五	八、〇四六、二八四	五、六七四、四八三	一七、九三七、三九〇
一九一九—一六	一九四、九六七	八、〇四六、二八四	五、六七四、四八三	九、一四七、三二八	一、〇七八、五三二
一九一八—一七	三三七、八五一	五、六七四、四八三	九、一四七、三二八	一一、〇四七、七三二	一、〇八四、三七一
一九一七—一八	一九四、七五九	九、一四七、三二八	九、八八八、五七三	九、四三三、七五八	一、〇三〇、〇三二
一九一六—一七	九四三、七九八	一一、〇四七、七三二	九、八八八、五七三	九、四三三、七五八	一、〇八四、三七一
一九一五—一六	九四三、七九八	一一、〇四七、七三二	九、八八八、五七三	九、四三三、七五八	一、〇八四、三七一
一九一四—一五	一、五五五、四九二	一一、〇四七、七三二	九、八八八、五七三	九、四三三、七五八	一、〇八四、三七一
一九一三—一四	二、〇六三、九二九	七、八二九、三二二	七、八二九、三二二	七、八二九、三二二	一、〇〇一、七三三

第九表 自一九一八年英領印度輸入糖關稅率

品名	關稅法	關稅率	定價格	輸入稅
糖	第十一號	無	同	同
結晶甜菜糖	第十三號	從價五分	同	同
支那精製軟糖	第十六號	同	同	同
同	第三號	同	同	同
同	第四號に依り左表の如く一定せられたり	同	同	同

一、一八八二年三月十日發布
二、一八九四年三月十日發布
三、一八九四年十二月二十七日發布
四、一八九六年二月三日發布
五、一九一六年三月八日發布

第六編 英領印度の糖業 第三章 印度糖業に對する所見

品名	標準	数量	關稅率	査定價格	輸入稅
埃及軟糖	同			一六〇	〇
瓜哇及日本輸入結晶軟糖	同			一六〇	〇
和蘭標本二十三號及夫以上のもの	同			一七	八
和蘭標本一五號及夫以下のもの	同			一三	二
和蘭標本一六號乃至二二號のもの	同			一五	二
モリスヤス島輸入結晶糖	同			一七	四
和蘭標本一六號及夫以上のもの	同			一七	四
瓜哇輸入糖蜜	同			二	八
其他種類的砂糖(各種「サッカリン」)	同			二	八
其他種類的砂糖(牛産物を含む)	同			從價	同

備考 一、英領印度に於ける自國製の砂糖は無税なり
 二、輸入糖明細書を備記すれば各種の甜菜糖は十一月乃至五月の間に全国各地に取引せられ甘蔗糖の供給は一年中間断なきも八月乃至十一月を以て出産季節とす

第十表 英領印度に於ける所得稅率

- 一、所得稅法第二條第二項に據るもの 利得金一留比富 五杯
- 但製糖及精製糖會社の利益に課するもの 四杯
- 二、同 第四項に據るもの 同 同 五杯
- 但會社以外の製糖及精製糖業者の利得に課するもの 同 同 五杯

第十一表 印度全人口人頭割砂糖輸入高

印度政府統計局に於て編纂せる以下二表は糖類及糖蜜を併し印度全人口一人當砂糖輸入高を示せるものなり(前番邦を省じ)
 而して戦前五箇年即ち一九〇九—一〇年乃至一九三—一四年までの平均數と共に一九一—二二年乃至一九一六—一七年六箇年(會計年度)の數を示せり

第一 (一九二一年國勢調査の人口三億一千五百萬に據る)

年 度 別	人口一人當數量(封度)	價格(安)
一九一—二二年度	三、六〇	五、七二
一九二—三三年度	四、七九	六、九〇
一九三—四四年度	五、七一	七、二五
戦前五箇年平均	四、五〇	六、三五
(一九〇九—一〇乃至一九三—一四年)	三、〇四	四、九六
一九四—五五年度	三、六七	八、〇四
一九五—一六年度	三、一三	七、四八
一九六—一七年度		

第二 (各年別人口一人當を示す)

年 度 別	人口一人當數量(封度)	價格(安)
一九一—二二年度	三、六〇	五、七二
一九二—三三年度	四、七五	六、八四
一九三—四四年度	五、六三	七、一五
戦前五箇年平均	四、五二	六、三六
(一九〇九—一〇乃至一九三—一四年)	二、九八	四、八六
一九四—五五年度	三、五七	七、八二
一九五—一六年度	三、〇二	七、二二
一九六—一七年度		

備考 各年別豫想人口左の如し

一九一一年	三一五、〇八四、〇〇〇
一九二二年	三二七、二四二、〇〇〇
一九三三年	三一九、四一五、〇〇〇
一九四四年	三二一、六〇三、〇〇〇
一九五五年	三二三、八〇六、〇〇〇
一九六六年	三二六、〇二四、〇〇〇

以上各年の人口調は一九二一年國勢調査統計數に二箇年一、〇〇〇人毎に六、八五の増加率を以て計算したるものなり

第十二表 「エーカー」當「グール」糖産額 (單位對度)

州別	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
合 併 州	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
マドラス	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
ビハール及オリッサ	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
孟買	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
シンド	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
パンジャブ	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
中央州及ペー	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
北西國境州	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611
平均	11084	11811	12411	13111	13811	14511	15211	15911	16611

備考 一九一八—一九一九年は豫想なり

第十三表 各州別「エーカー」當粗糖半年標準産額

州名	産 額
マドラス	二、九六三
ビハール及オリッサ	二、四六四
アッサム	二、〇一六
合併州	二、六〇〇
マドラス	五、〇四〇
孟買	六、九五〇
パンジャブ	一、九三三
中央州及ペー	二、五六九
北西國境州	二、六六〇

第十四表 甘蔗作付面積及「グール」糖生産額

年 別	作付面積	「グール」糖産高
一九一〇年	二、三七六、〇〇〇	二、四〇一、〇〇〇
一九一一年	二、五四五、五〇〇	二、二九一、五〇〇
一九一二年	二、三三一、〇〇〇	二、四六一、〇〇〇
一九一三年	二、三九一、〇〇〇	二、六三三、〇〇〇
一九一四年	二、四一六、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇
一九一五年	二、八〇九、〇〇〇	三、三一一、〇〇〇
一九一六年	二、八二〇、〇〇〇	三、三三七、〇〇〇
一九一七年	二、八二〇、〇〇〇	三、三三七、〇〇〇
一九一八年	二、八二〇、〇〇〇	三、三三七、〇〇〇
一九一九年	二、八二〇、〇〇〇	三、三三七、〇〇〇

備考 一九一八—一九一九年は豫想なり

第十五表 各州別甘蔗作付面積及粗糖産額十箇年統計

州名	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年
合 併 州	1,037,600	1,047,100	0,240,600	1,425,200	1,379,300	1,192,000	1,561,000	1,292,000	1,430,000	1,514,000
マドラス	935,200	1,042,300	1,259,300	1,301,500	974,500	1,152,000	1,278,000	1,182,000	1,604,000	987,000
ビハール及オリッサ	403,800	387,000	284,800	397,000	910,300	368,000	347,000	414,000	503,000	474,000
アッサム	328,700	161,200	161,200	274,300	308,300	295,000	276,000	348,000	427,000	429,000
合併州	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600
マドラス	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600	262,600
孟買	507,800	515,600	223,300	221,800	218,300	293,000	251,000	204,000	207,000	213,000
パンジャブ	498,800	563,300	226,300	263,200	244,800	230,000	256,000	113,000	360,000	223,000
中央州及ペー	83,200	83,400	94,700	73,400	91,400	90,000	108,000	113,000	130,000	123,000
北西國境州	232,300	226,000	214,600	180,700	228,000	210,000	201,000	328,000	360,000	242,000
平均	43,800	47,660	107,600	98,800	83,600	74,000	95,000	114,000	127,000	122,000
孟買(諸邦州を含む)	82,000	226,000	197,000	204,600	150,000	158,000	186,000	266,000	287,000	242,000
マドラス	87,100	34,700	38,200	33,100	32,400	31,000	27,000	26,000	24,000	23,000
アッサム	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000

州名	1906年	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年
北西及國境州	30,600	32,700	31,900	30,100	31,700	32,000	31,000	30,000	31,000	32,000	32,000
中央州及ケラー	33,100	35,700	31,900	33,400	35,100	35,000	33,000	33,000	32,000	32,000	32,000
計	2,112,800	2,114,600	2,386,000	2,526,700	2,545,500	2,511,000	2,591,000	2,416,000	2,809,000	2,809,000	2,892,000

第十六表 甘蔗耕作一啗當生産費並利益 (ワッツ「氏」に據る)

州名	生産費(單位留比)	利益	
		一六〇	一五八
合併州	六六—一五八	一六〇	一五八
中央州	一六四	一五〇	一五〇
孟買州	四二〇	一五〇	一五〇
マドラス	一五〇	九〇	九〇

州名	耕 勤	種畜費	挿種費	耕耘並除草費		灌 漑		肥 料		地 代	合 計
				回数	費用	回数	費用	回数	費用		
ミールワット	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
マロヒル	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
ロヒル	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
アラル	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
パナル	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000

州名	耕 勤	種畜費	挿種費	耕耘並除草費		灌 漑		肥 料		地 代	合 計
				回数	費用	回数	費用	回数	費用		
ベナ	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
ゴラク	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
ラノ	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
クノ	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000
パッド	10.000	2.000	2.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	10.000	40.000

「ハーグ」氏は又同地方に於ける毎畝の甘蔗の刈取、切断、壓搾の諸費用を引用せり、但労働者を使役しての計算なり
 別取、製葉及工場運搬毎一人二安として四〇人
 濃製搾汁機の使用料毎日八安として一五日使用料
 毎頭八安として同日牡牛使用料
 一日二安の煮沸鍋使用料
 搾汁機に甘蔗を供給し且之を挿込む番人給料一日二安として
 籠を焚く人夫の給料、一日二安が又は「ゲール糖」「シール」四分の一を與ふるとして
 土製諸器料
 油
 挿種添加の燃料
 合 計 三六・〇〇

第十七表 一九一三年主要工業仕拂賃銀平均率 (戦前一九一三—一四年印度貿易評論に據る)

工業	別	月週又は日常	賃
綿織	業	月	八、六分の五
毛織	業	月	一、十二分の七
製紙	業	同	四
精米	業	同	一、二分の一
醸造	業	同	〇、十二分の一

工業	業別	月週又は日常	賃	
			日	月
石炭	炭	業	六、十二分の十一	五、十二分の十一
			四、三分の二	五、十二分の十一
茶	業	業	五、十二分の五	九、十二分の十一
			五、十二分の五	九、十二分の十一

第十八表 自一九二一年印度製糖工場數及其使用労働人員數

種別	第一 英領印度					
	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	
機力又は電力にて運轉するもの	工場數	3,233	3,233	3,233	3,233	
	使用人員數	1,187,147	1,187,147	1,187,147	1,187,147	1,187,147
然らざるもの	工場數	2,637	2,637	2,637	2,637	2,637
	使用人員數	4,149,346	4,149,346	4,149,346	4,149,346	4,149,346
小計		5,870	5,870	5,870	5,870	5,870

第一 蕃邦州

種別	第二 總計					
	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	
機力又は電力にて運轉するもの	工場數	3,233	3,233	3,233	3,233	3,233
	使用人員數	1,187,147	1,187,147	1,187,147	1,187,147	1,187,147
然らざるもの	工場數	2,637	2,637	2,637	2,637	2,637
	使用人員數	4,149,346	4,149,346	4,149,346	4,149,346	4,149,346
小計		5,870	5,870	5,870	5,870	5,870

第二 總計

備考 一、本統計は印度工場法規に據るべきを問はず印度に於ける會社又は個人の所有に係り現在操業せる製糖場を表示せり
二、蕃邦州の統計は確實なる調査報告なきを以て不完全なるを免れず從て總計も又不完全なり

第十九表 一九二一年印度主要株式會社 (資金單位一千倍比)

會社種別	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年
銀行及貸付業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
保險業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
船隻業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鐵道及軌道業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
右以外貿易業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
綿紡業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
羊毛、指米、麻類紡織業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
綿麻壓搾業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
製粉業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
右以外ミル及壓搾業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
茶葉栽培業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
他炭礦業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
金銀業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
他礦業及石坑業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
土地建物業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其他業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000



第六編 英領印度の糖業 第三章 印度糖業に對する所見

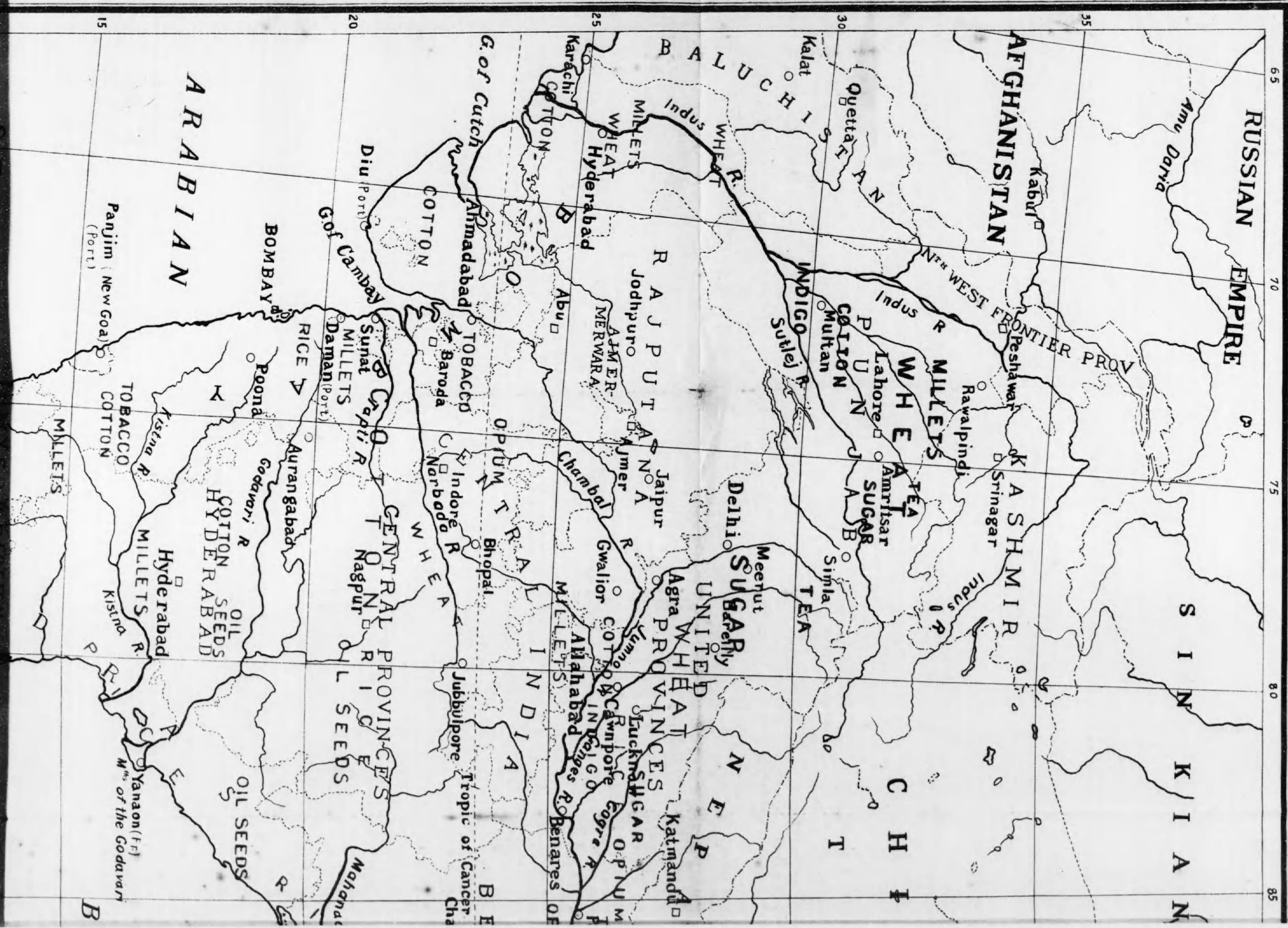
各年一月末別	コロンポタ市		甲谷他市		申告値段	
	白	粗	白	粗	白	粗
一九一九年	一七五〇	六二〇	一七五〇	七〇〇	一三二〇	一五二〇
一九一八年	一七〇〇	七二〇	一七〇〇	七九〇	一五〇〇	一四一〇
一九一七年	一七一〇	七三〇	一七一〇	七九〇	一四一〇	一四一〇
一九一六年	一七六〇	七三〇	一七六〇	七九〇	一四一〇	一四一〇
一九一五年	一七五〇	七三〇	一七五〇	七九〇	一四一〇	一四一〇

備考 一、本表は一九一九年一月末の砂糖相場及同一月に於ける輸入糖の平均申告値段を過去五箇年間に於ける同一時期の数字と對照したるものなり

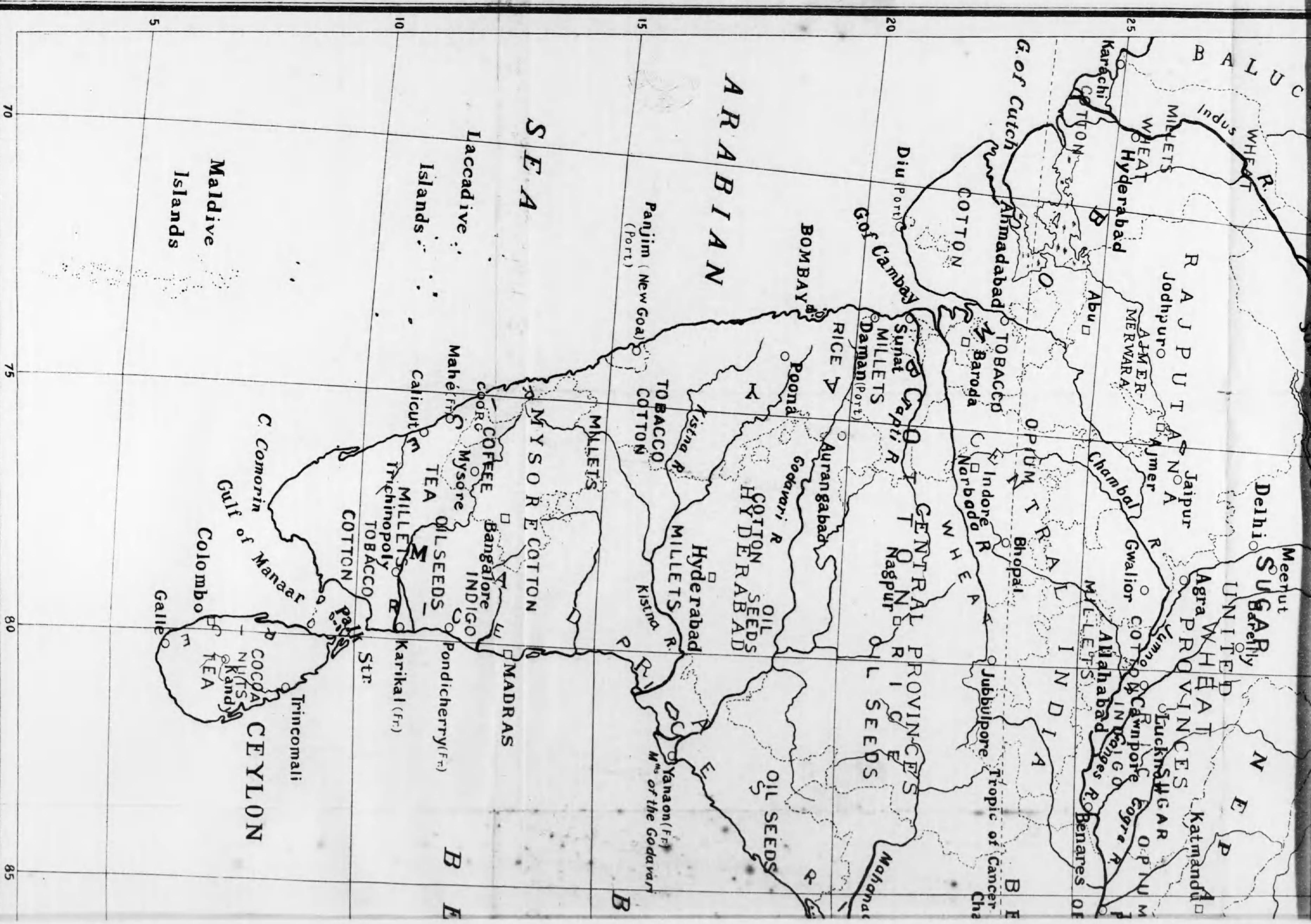
二、「コロンポタ」市の白糖は印度産白糖(再製糖)にして粗糖は「ゲール」糖なり

甲谷他市の白糖は和蘭標本第十六號及び夫以上の瓜哇白糖を云ふ粗糖は前同様なり

又甲谷他の白糖は瓜哇及モーリヤス兩白糖相場の平均を示せり而して一九一八年の分は瓜哇白糖のみの相場を示せり




65 70 75 80 85



INDIA

AGRICULTURE

Natural Scale, 1: 6,750,000 or 107 miles to an inch
English Miles—69.16 to a degree
Modified Conic Projection





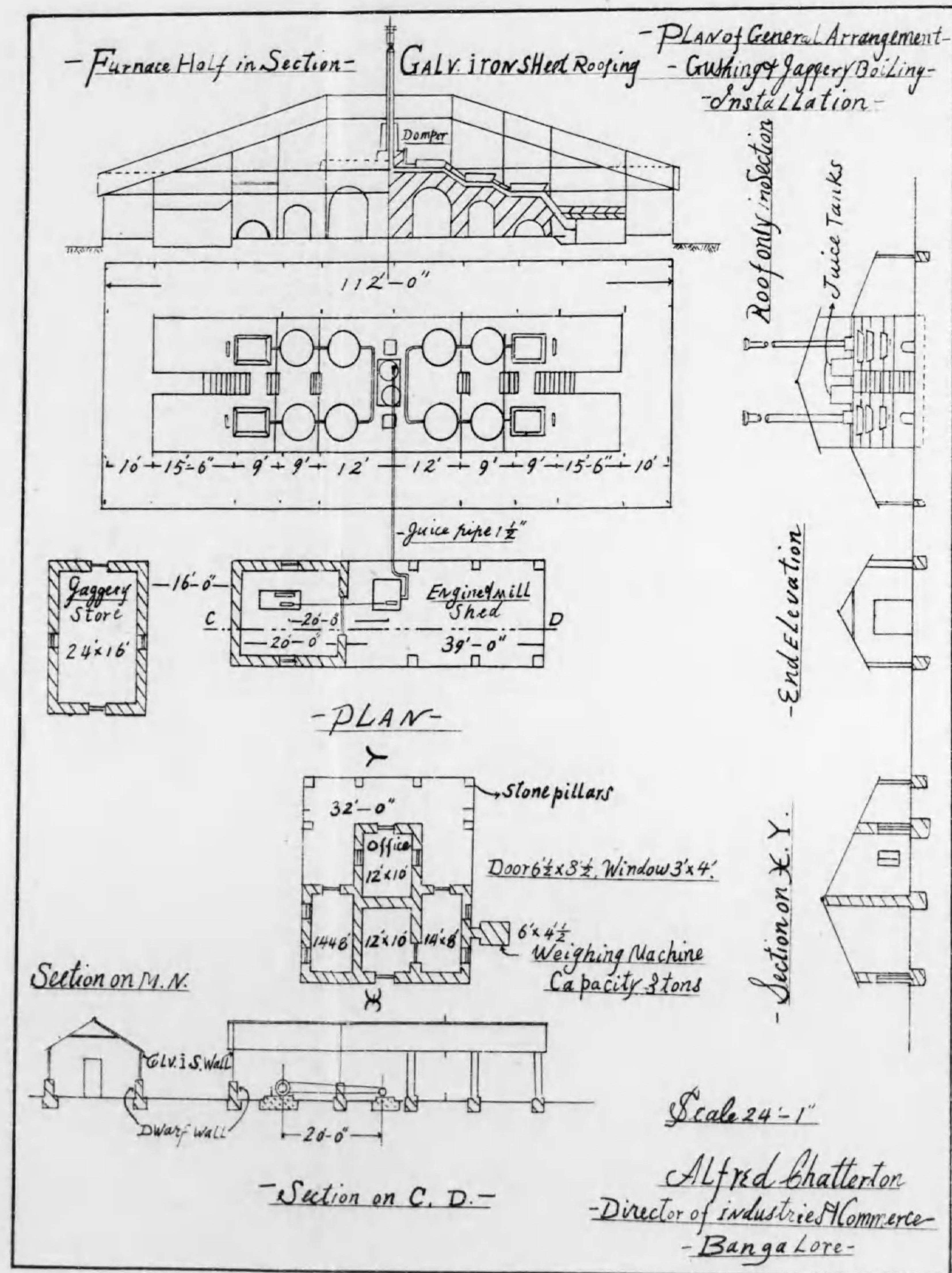
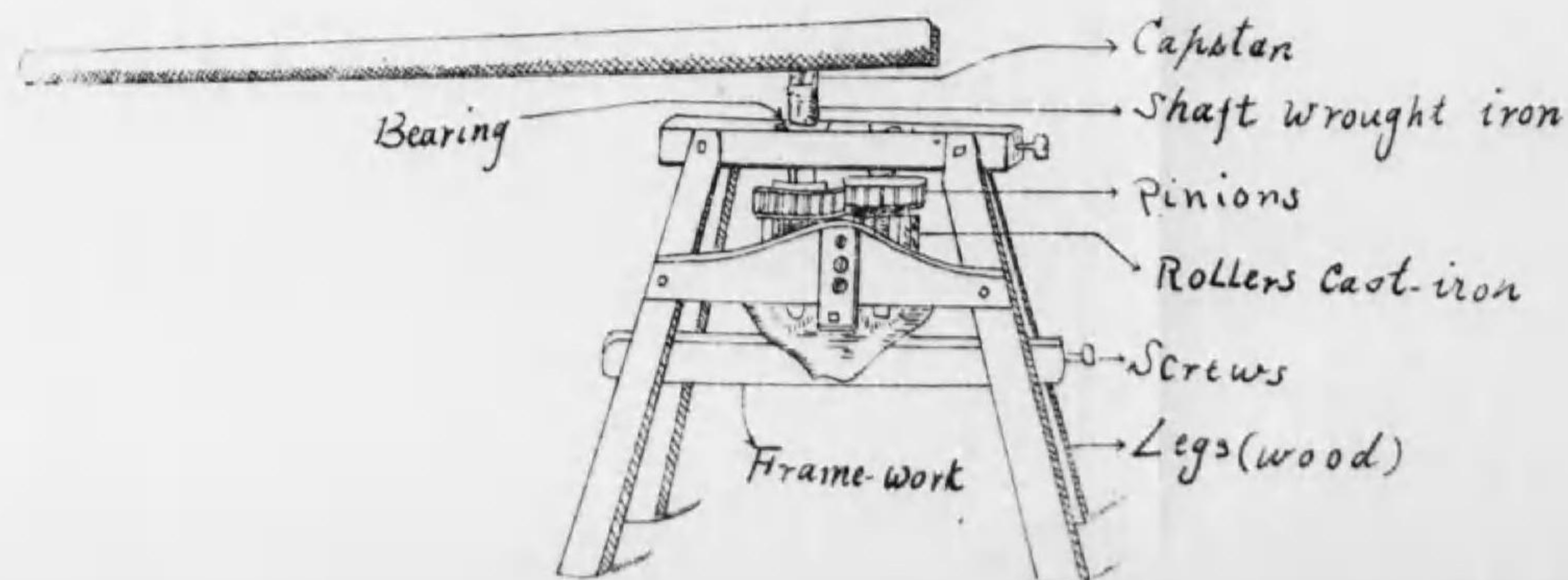
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

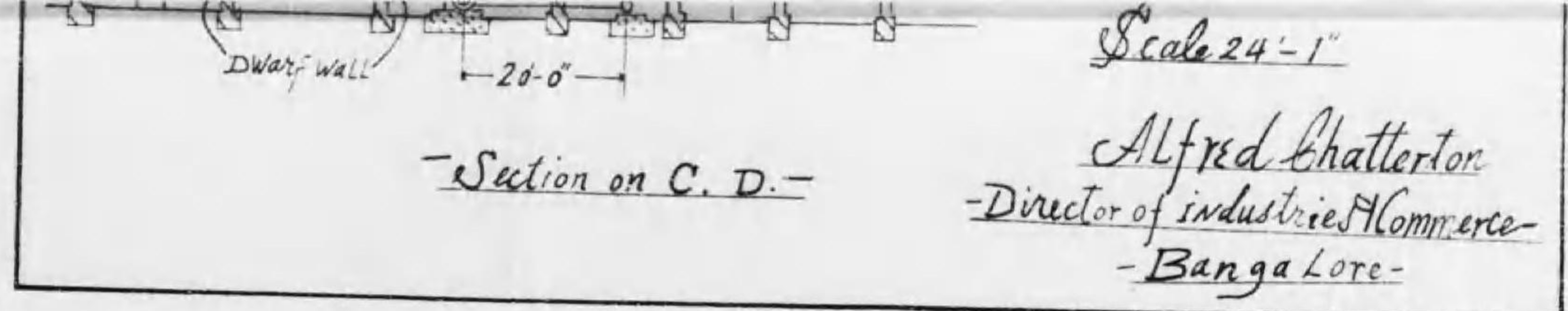
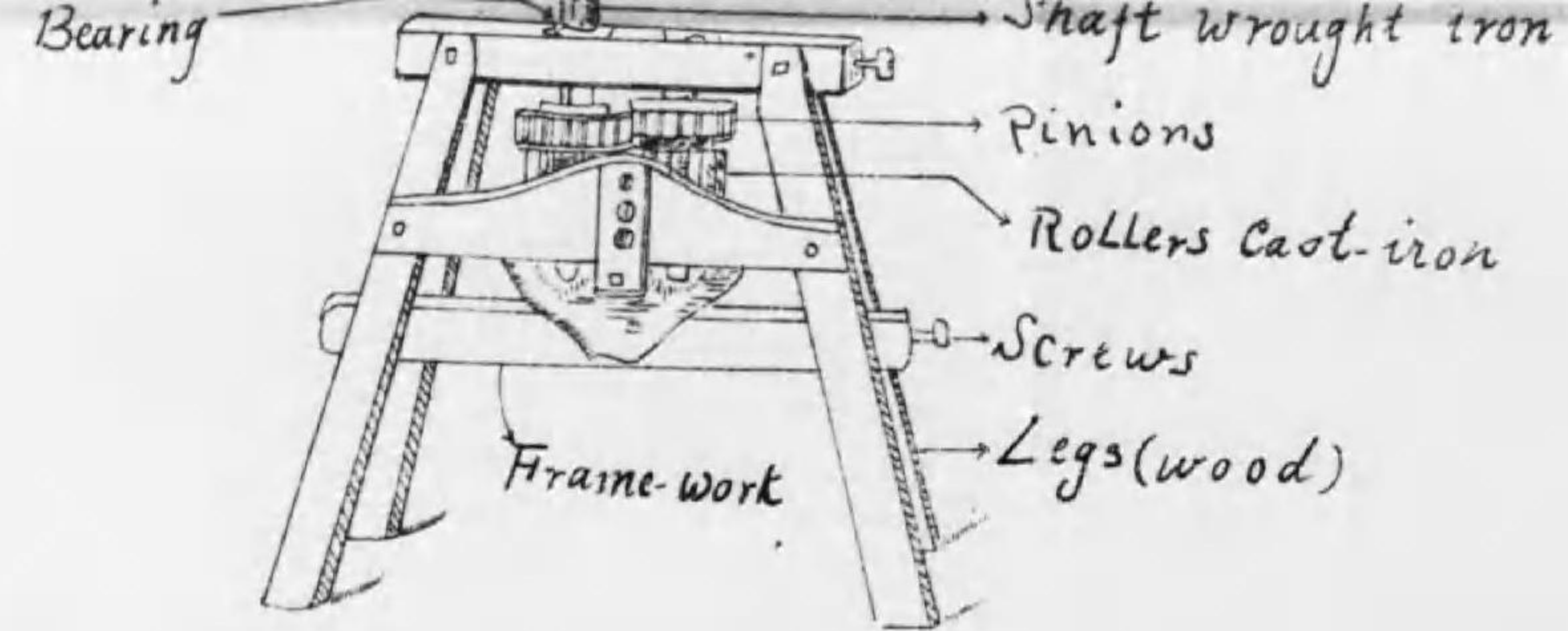


The Naham three Roller iron Mill.

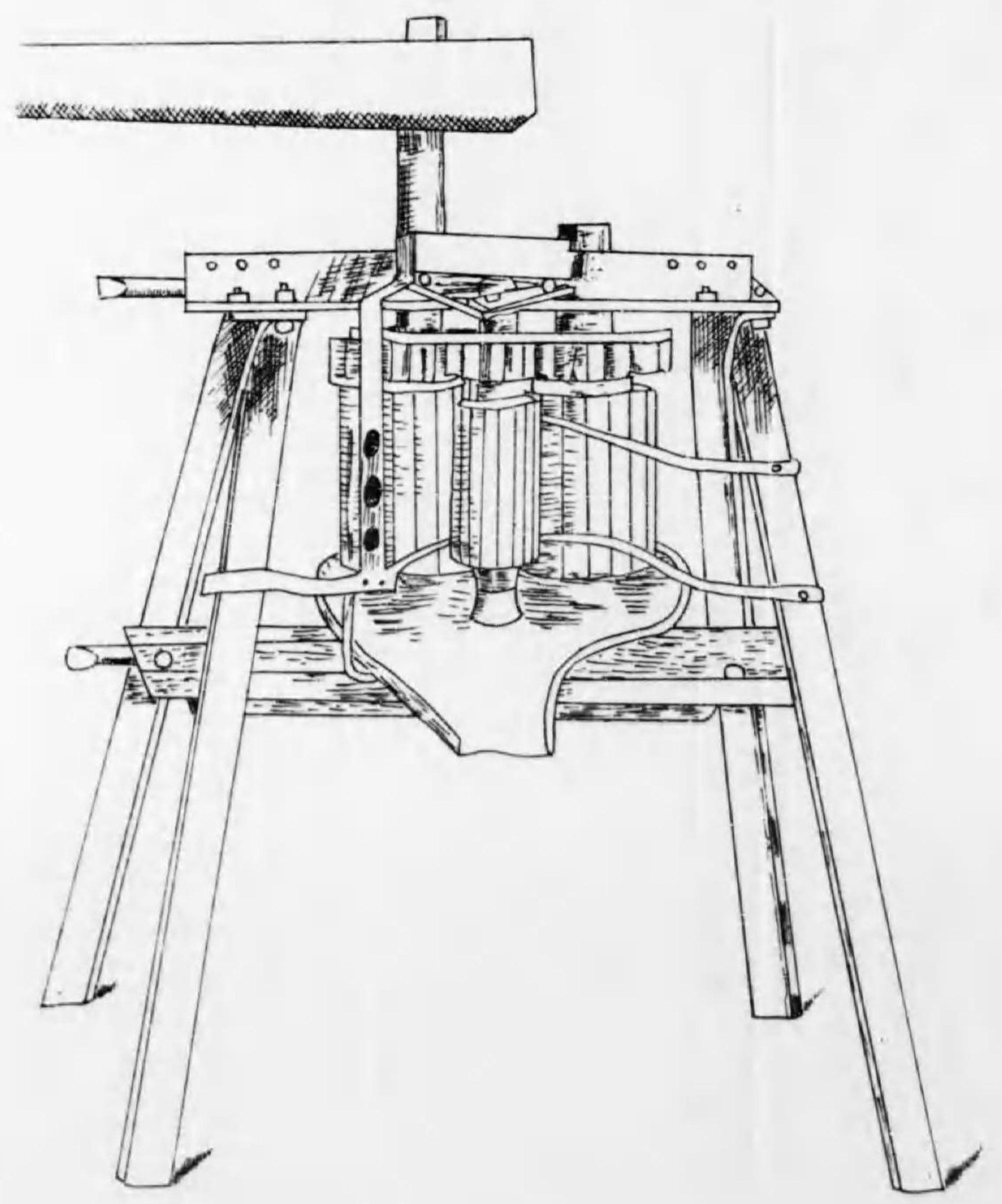
This mill consists of four wooden legs (not shown in the diagram), a frame of cast iron, and three iron rollers.

The shaft of the third Roller does not revolve, but remains fixed and the roller itself revolves round its shafts.





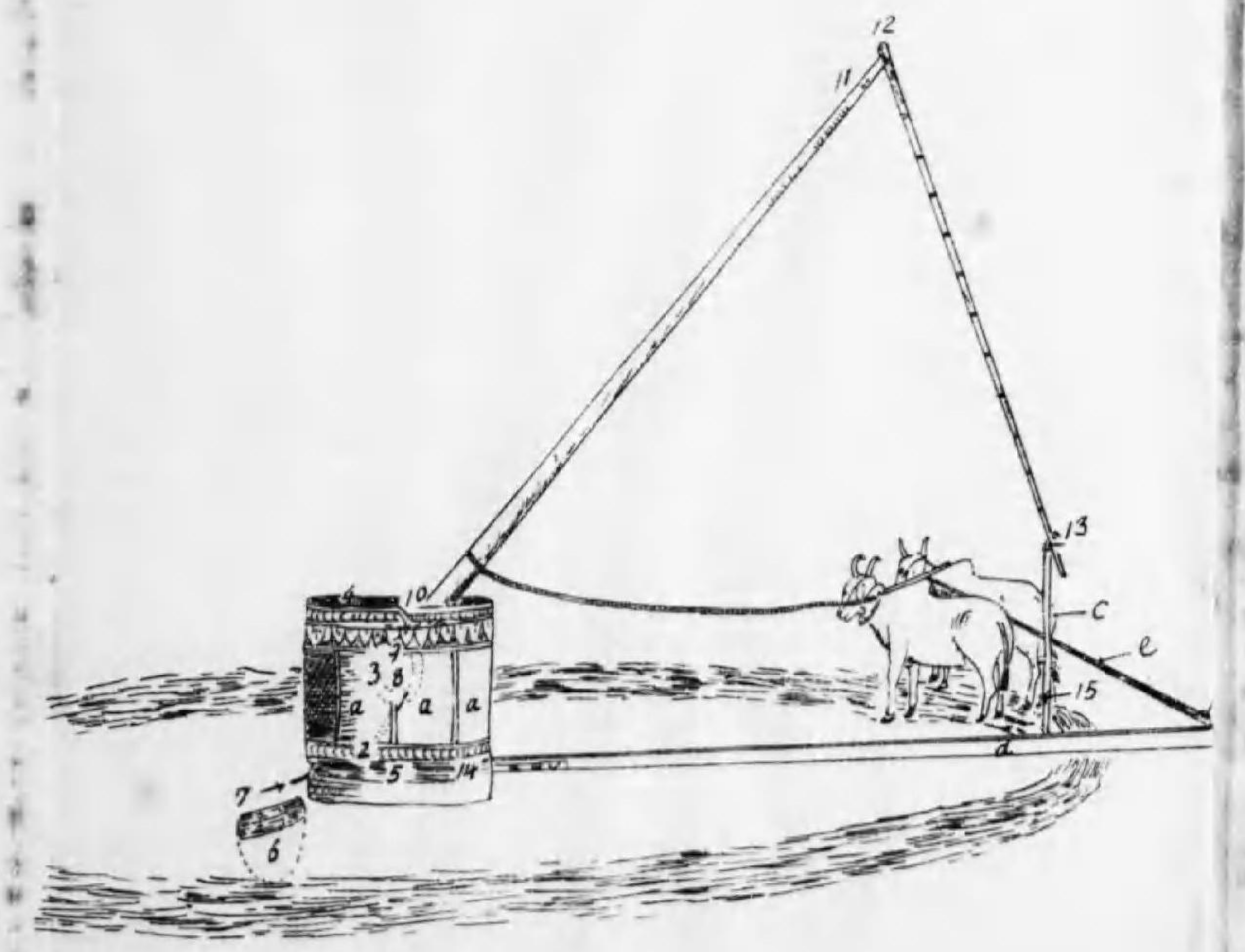
The Behea Two Roller Iron Mill.



The Behea Three Roller Mill.

- a) Mortor
- b) Pestle
- c) Rope
- d) Wooden beam
- e) Yoke attachment

- 1) Mortor proper
- 2) Outlet
- 3) Sloped basin
- 4) The edge of the basin
- 5) Deep groove
- 6) Receptacle for the juice
- 7) Small piece of bamboo
- 8) Ball called mungar
- 9) Rounded upper end of the ball called Kanri
- 10) Main trunk
- 11) Uppermost point
- 12) Wooden-ladle
- 13) Small rope
- 14) 2 Piece of wood
- 15) Piece of wood
- 16) Rope



The Stone Mill used in the Eastern District

第七編

附

錄

第七編 附録

第一 瓜哇灌溉水使用竝分配ニ關スル規則

「ブマリー」地方水利規則

一九一〇年一月二十五日附「ベカロンガン」州知事命令第五九三/三四號

第一章 總 則

第一條 本規則適用ノ區域

- 一 「ブマリー」管區(Pemali-Gebied)ノ境界ハ一八九八年七月十四日總督府令第三號、一九〇〇年四月十六日同第三號、第四號、一九〇〇年十二月四日同第二四號、第二五號、一九〇二年九月二十五日同第八號竝ニ一九〇七年六月四日附土木部長官決定第七三四四/E號ニヨリ規定セル灌溉地圖ニ指示セル方法ニ據ル
- 二 右管區ハ「ブマリー」、チヨーマル」水利部長ニ於テ作成スヘキニ枚續キノ「ゴロンガン」地圖(Golongan)後條說明)ニ其詳細ヲ示スヘク、其模寫版ハ一ハ地方廳(州廳)記録所ニ、一ハ「ブレイベス」(Breibe)郡長記録所ニ之ヲ保管ス

備考 「ブマリー」水利部長 (Chef der irrigations-Abteilung Pemalijonal) + 「G. I. A.」ヲ以テ「スマー」

郡長 (Platzelijke Bestuur der afdeling Breibe)ノ翻譯) + 「H. V. P. B.」ヲ以テ本譯文中ニ夫々表ス

第七編 附録 第一 瓜哇灌溉水使用竝分配ニ關スル規則

第二條 管理

「ブマリー」管区内ノ灌溉及ヒ排水、竝ニ之ニ關シテ設ケタル一切ノ工事物ノ管理事務ハ「C.I.A.」及ヒ本事項ニ關スル「C.I.A.」ノ所屬職員之ニ任ス

第三條 水ノ使用目的

- 一 在「ノートク」取入水門ニ於テ取入ル、水ハ次ノ各項ニ對シテ必要ナラサル限リ「ブマリー」管区内ノ「サワ」(Swaha 水田)灌溉用ニ之ヲ使用スヘシ
 - (一) 人畜ノ水浴洗滌竝ニ飯用ニ供スルモノ
 - (二) 道路ノ撒水宅地内ノ掃除等凡テ公益ニ供スルモノ
 - (三) 關係官憲(註ヲ見ヨ)ノナシタル決定許可又ハ規程ニヨリテ夫々其中ニ掲ゲタル目的ノタメニスルモノ
- (註、即チ總督ノ如キ、又廢棄權留保ノ許可ニ關シテハ法令補遺(Bijblad) 第五〇八一號、五四三九號、六一八五號ノ各規定ニヨリ土木部長官ノ如キヲ云フ、尙地方自治團ノ管理下ニアル圳路ニ關シテハ法令補遺第六八〇二號ヲ見ヨ)
- (四) 火災ノ消防及ヒ其他危險ニ對シテ使用スルモノ
 - 二 住居敷地内又ハ其他ノ乾キタル土地内ノ植付物ニ灌溉ヲ許與スル場合ハ特ニ許可ヲ得ルヲ要シ若シ必要ナラハ本項ニ關シテ「C.I.A.」ハ「H.V.P.B.」ト協議ノ上一定ノ規則ヲ設ケヘシ

第四條 用語ノ定義

本規則ノ實施ニツキテハ左ノ通り用語ヲ定義ス

- (一) 大圳路(Hoofdrifdingen (Primitive of Secundaire Iridingen) 第一級、第二級圳路)トハ「デサ」圳路ニ非サル大圳路ヲ云フ

(註「デサ」Dasa トハ瓜哇土語ニシテ「村」ヲ意味ス)

- (二) 「デサ」圳路(Desaalidingen (Tertiaire le idingen) 第三級圳路)トハ給水溝ニシテ給水ヲ直接田園内ニ引入ル、カ又ハ其ヨリ排出スル灌溉耕作物中ノ小圳路ヲ云フ
- (三) 「ゴロンガン」(Golongan)トハ米田耕作事ノ各期ヲ可成同一境遇ノ下ニ置カシムル爲メ雨季ニ於ケル灌溉水ノ割當ニ關シ灌溉計劃ニ依リ規定セル數ノ「エンド、フアクケン」(End Vakken)ヨリ成ル一集團地ヲ云フ
- (四) 「エンドフアク」(End vak)トハ境界地ニヨリテ限定セラレ且一區ニ纏メタル一集合地(Complex Grounden)ニシテ可成同一ノ「デサ」圳路ヨリ灌溉ヲ受クルモノヲ云フ
- (五) 灌溉水ノ分配 トハ大圳路及「デサ」圳路ニ據リテ行フ灌溉水ノ分配ヲ云フ
- (六) 給水 トハ「デサ」圳路ヨリ利害關係人ニ對シ灌溉水ヲ給與スルヲ云フ
- (七) 雨季灌溉 トハ第六條第四項ノ規定ノ場合ヲ除キ十月十五日ヨリ五月一日マテ行ハル、灌溉ヲ云フ
- (八) 乾燥季灌溉 トハ雨季灌溉以外ノ期間中ニ行ハル、灌溉ヲ云フ
- (九) 「企業耕地」(Ondernemingsaanplant)トハ農業會社ニ依リ又ハ其ノ爲メニ稻又ハ稻ノ裏作物以外ノ作物ヲ將來法律上限定セラル、コトアルヘキ最大限度ニ栽培セル耕地ヲ云フ但シ地方長官ニ於テ灌溉ニ特殊ノ要求ヲ要スルモノト認ムルモノニ之ヲ限ル
- (十) 「土民耕地」(Bevolkingaanplant)トハ「企業耕地」ニ屬セサル凡テノ耕地ヲ云フ

第五條 總則

一 灌溉水ノ分配給與ヲナスニハ原則トシテ土民ノ小農業ナルト會社ノ大農業ナルトヲ問ハズ總テ出來得ル限リ双方ノ利害ヲ均等ニ顧慮參酌シツ、農業上最モ有利ナル方法ニヨリ之ヲ利用スルヲ目的トスヘシ

二 本規則中ニ輪番灌溉ニ關シ規定セルモノヲ除キ且ツ必要アラハ「エンドフアクト」相互間ノ土壤ノ性質又ハ地形ノ狀態ニ於ケル相違點ヲ充分參酌シ其雨季ナルト乾燥季ナルトヲ問ハス總テ「デサ」圳路ニヨレル給水分配ハ出來得ル限リ雨季乾燥季ノ全期間ヲ通シ右「デサ」圳路ヨリ灌溉セラルヘキ「エンドフアクト」ノ面積ニ比例シテ平等ニ之ヲ行ヒ又其給水ハ右「エンドフアクト」中ニ於ケル作物ノ所要ヲ標準トシテ之ヲ行フモノトス但シ之カ爲メ農業ニ利用シ得ヘカラサル土地乃至既ニ十分灌溉ヲ受ケ居ル作物ニ對シテ不必要又ハ餘剰水ヲ給與セサルノ權能及ヒ之ヲ他ノ有利ナル方面ニ利用セシムルノ權能ヲ妨ケラル、モノニアラス

第六條 雨季灌溉及ヒ乾燥季灌溉

- 一 雨季灌溉ノ目的ハ稻作ヲシテ好成绩ナラシムルニ在リ、甘蔗及ヒ稻裏作物 (Pulwija)ニ對シテハ第十五條第二項ニ指示セル場合及ヒ甘蔗苗圃ノ場合ヲ除キ何等雨季期間中灌溉水ノ使用ヲ許可セサルヘシ
- 二 乾燥季灌溉ノ目的ハ稻作以外ノ農作物ニ必要ナル水ヲ供給スルニ在リコノ農作物ハ正規ノ所要求水量ヲ標準トシテ二種ニ分チ甲ノ標準ヲ玉蜀黍 (Jingong) トシ、乙ノ標準ヲ甘蔗トス、尙右農作物ノ類別ハ豫メ「C.I.A.」並ニ關係「レダント」ノ書面答申ヲ徵シタル上地方長官之レヲ決定スヘシ
(註「レダント」(Resent)トハ土人地方官ニシテ蘭領東印度地方政區中瓜哇及同外領ニハ土人貴族 (Native Chief) ナシテ其ノ地方全數ヲ同ラシメ蘭人官吏 (Resident) ナシテ監督補佐セシム)
- 三 前項ノ規定ハ別ニ第八條ニ指示セル「バンデール、サワー」(Bandjirwahs)ニ對シテハ之ヲ適用セス「バンデール、サワー」灌溉ハ別ニ之ヲ定ム
- 四 重要ナル理由(例ヘハ不順ナル天候ノ如キ)アルトキ「C.I.A.」ノ第四條(ト)及ヒ(チ)ニ掲ケタル雨季及ヒ乾燥季灌溉ノ開始期ト終末期ヲ「H.V.D.B.」ト協議シタル上變更スルノ權能ヲ有ス若シ協議成立セサル場合ニ

ハ地方長官本項ニ關シ之レヲ處分ス

第七條 「エンドフアクト」「ゴロンガン」ニ集團區分スル事項

- 一 第八條ニ指示セル水田並ニ本條第三項ノ規定ノ適用ヲ除キ雨季灌溉ニ就キテハ「ブマリー」管區ノ「エンドフアクト」(A.B.C.D.)及ヒ區ノ五文字ヲ以テ示サレタル五集團地一名「ゴロンガン」ニ之ヲ區分ス
- 二 右ノ「ゴロンガン」ガ毎年雨季ニ入り第一ニ灌溉ヲ受ケル輪番順序ハ其ノ記號文字ノ順序ニ從フ
- 三 法律上ノ認可ヲ受ケタル正當ノ貸借契約ニヨリテ稻作ヲ了リタル後甘蔗作ヲナスコトヲ約定シタル水田カ某「エンドフアクト」中ニ存在スル場合、其前作タル稻並ニ前項ニ示セル「ゴロンガン」ノ規程ニ關聯シテ其年五月一日以前ニハ尙ホ企業者ノ任意ニ處分シ能ハサル時ハ「C.I.A.」ハ右ノ「エンドフアクト」ヲ一雨季間限リヨリ早期ノ「ゴロンガン」中ニ編入スルノ權能ヲ有ス但シ此ノ「ゴロンガン」中ニハ利害關係者全部ノ承諾ヲ得テ交替ニ前者「ゴロンガン」ニ臨時編入セラルヘキ「エンドフアクト」ノ存在スルコトヲ要ス
- 四 「ブマリー」管區ヲ「エンドフアクト」及「ゴロンガン」ニ分割區分スルコト並ニ其ノ各區ノ灌溉順序ハ第一條第二項ニ示セル「ゴロンガン」地圖中ニ之ヲ指示スヘク本「ゴロンガン」地圖ハ普通官廳職務時間中公衆ノ閱覽ニ供スルタメ之ヲ備ヘ置クヘシ

第八條 「バンデール、サワー」及ヒ「ゴロンガン」規程中ニ掲ケサル水田

- 一 第六條及ヒ第七條ニ示セル除外例ハ「ブマリー」管區内ノ左記各項ニ關係スルモノトス
 - 一、 「バンデールサワー」トシテ一般ニ知ラレタルモノハ乾燥季ノ稻作ニ當テタル水田ニシテ「ブマリー」川以東及以西ニ於ケル「エンドフアクト」中ニ存スルモノ、但シ此等ノ水田ハ前條末段ニ示セル「ゴロンガン」地圖中ニ之ヲ明記シアリ

二 「ワシガンブイ」川及ヒ「ワシガンダラム」川ニヨリ灌溉セラル、地域ニシテ「リンパンガン」排水路以西ニ位置スルモノ但シ本地域ノ區分ハ左ノ如シ

(一) 左記ノ境界ヲ有スル一區

西部ハ「ブレイベスロル」「バサル」「パタング」「ウエタン」及ヒ「バグチユーガン」ノ三村境界

南部ハ「ブレイベス」ヨリ「テハル」ニ至ル大國道

東部ハ「リンパンガン」排水路

北部ハ「カリカマル」ヨリ「ドク」シゲンボル」ヲ經テ「リンパンガン」ニ沿ヒタル堤防ニ達スル村道

(二) 左記ノ境界ヲ有スル一區

西部ハ「ワシガンブイ」川

北部ハ「ブレイベス」ヨリ「テハル」ニ至ル國道

東部ハ「ワシガンダラム」川

南部ハ「バダスギ」ヨリ「ブレイベス」乃至「チャチバラシ」間國道ニ至ル村道

(三) 「カリカマル」「リンパンガン」ニ至ル道路以北ノ一區

(四) 「ワシガンブイ」川ト「ワシガンダラム」川トノ間ニ位置スル地域ニシテ前掲諸項ニ入ラサル一區

(五) 前諸項中ニ掲ケラレサル殘餘ノ部分

二 前項ニ掲ケタル水田地方及ヒ各區共第一條第二項ニ示セル「ゴロンガン」地圖中ニ之ヲ明記ス

第一章 水ノ分配

第九條 灌水分配ノ職員 灌溉水ヲ大圳路及ヒ「デサ」圳路ニ分配スルハ全然「ブマリー」チヨーマル「灌溉區職

員」ノ手ニ於テ本規則中ニ揭示セル諸規定及ヒ「C.I.A」ノ名ヲ以テ發スル命令又ハ訓令ニ從ヒ之ヲ行フモノトス

第十條 「エンドフアク」對引水管理「エンドフアク」ニ割當ツヘキ水ノ數量ニ對スル管理ハ各「フアク」(區劃)水閘

ノ導水口ニ於テ用水引入レノ際之ヲ行フ

第十一條 「ブマリー」管區ノ灌溉ニ必要ナル正規ノ總水量ハ左ノ通り決定ス

一 雨季ニアリテハ左ノ通り必要ナル數量ノ合計ニ據ル

(一) 第十二條第一項ニヨル稻作ニ要スルモノ

(二) 第十二條第二項ニヨル甘蔗苗栽培ニ要スルモノ

(三) 第三條第一項(一)、(二)及(三)ニ掲ケタル灌溉ノ目的以外ノモノ

二 乾燥季ニアリテハ左ノ通り必要ナル數量ノ合計ニ據ル

(一) 第十三條第一項(壹)ニヨル土民ノ稻裏作物栽培ニ要スルモノ

(二) 第十六條第四項ニ掲ケタル乾燥季ノ稻作ニ要スルモノ

(三) 第十三條第一項(貳)及ヒ同條第二項ニヨル所謂企業作物(甘蔗)ニ要スルモノ

(四) 其他第三條末尾ニ掲ケタル灌溉ノ目的以外ニ要スルモノ

第十二條 雨季中分配水量ノ基礎トナルヘキ數字

一 雨季ニ於ケル水ノ分配ハ各「エンドフアク」ニ於テ「ゴロンガン」規程ニ準據シ稻作ヲ行フヘキ面積ニ比例シ

タル水量ヲ左ノ必要水量表ニ基キ請求スヘシ

(一) 苗床ヲ作ル迄十四日間ハ「バウ」一秒ニツキ〇、三「リートル」

- (二) 土地ノ植付準備ヲ終ル迄四十二日間ハ「バウ」一秒ニツキ「リートル」
- (三) 植付ヨリ收穫ヲ行フ迄「バウ」一秒ニツキ〇・八「リートル」トシ稻カ水ヲ要スル程度ノ減退スルニ應シテ漸次之ヲ減量ス

- 二 「エンドフアク」ノ面積廣大ナルコト、位置隔絶シ居ルコト、土壤ノ性質又ハ地形ノ狀態等ノ如キ特殊事情アルタメ前項ニ掲ケタル正規ノ水量ニテハ尙不足ナル場合ニハ「C.I.A.」ニ於テ或ハ其名ヲ以テ其引入量ヲ水田作業期間ノ一部又ハ全部ニ亘リテ増加スルコトヲ得

- 三 糖業ニ使用スル蔗苗植付ノ場合其ノ必要トスル灌溉水量ニ關シテハ稻作ト同等ナルモノト見做ス

- 第十三條 乾燥季中分配水量ノ基礎トナルヘキ數字
 - 一 乾燥季ニ於テ必要ト認ムヘキ灌溉用水ノ分配量ハ秒トモ左ノ通りトス
 - 一、玉蜀黍及ヒ第六條第二項ノ規定ニ據リ之レト同等ト認メタル農作物ニアリテハ植付面積「バウ」一秒ニ付〇・二五「リートル」
 - 二、甘蔗ノ「企業耕地」ニアリテハ
 - (一) 連續給水ノ場合
 - 一 鋤起整地中ハ粗面積「バウ」一秒ニツキ〇・一五「リートル」
 - 二 甘蔗ノ植付及其手入管理中ハ粗面積「バウ」一秒ニツキ〇・二五「リートル」
 - (二) 午前七時ト午後四時ノ間ニ行フヘキ定時給水ノ場合ニハ右水量ハ夫々粗面積「バウ」一秒ニツキ〇・四「リートル」ト〇・七「リートル」トス

- 二 第八條第一項壹(「バンヂール、サソー」ニ關スル事項)ニ示セル稻作ニアリテハ第十二條(一)、(二)、(三)、ニ示セルト同一期間及同一目的ニ對シ一秒ニ付夫々〇・三「リートル」。一、二「リートル」及一「リートル」ノ給水ヲ行フモノトス

- 三 面積、位置、土壤ノ性質又ハ地形ノ狀態等特殊ノ事情ヲ伴フカ如キ甘蔗園ニアリテハ最終決定者タル「C.I.A.」ニ於テ前項(二)ノ下ニ掲ケタルモノヨリ一層多量ノ給水ヲ許可スルコトアルヘシ但シコレカ爲メ土人ノ農業ニ損害ヲ加ヘサルヲ要ス
- 四 給水ノ許可ハ申請ヲ俟ツテ之ヲ行フ「土民耕地」ニアリテハ右申請ハ第二十一條ノ規定ニ準據シテ「ウルー、ウルー、ゴロンガン」之ヲナシ、「企業耕地」ニアリテハ右申請ハ本規則第二十三條ノ規定ニ準據シテ關係支配人又ハ其ノ代理人之ヲナス

第十四條 水ノ缺乏

- 一 第十二條及ヒ第十三條ニ掲ケタル水量ヲ得ル能ハサルカ又ハ大圳路及「デサ」圳路ノ受容力ニシテ其ノ水量ノ流入ニ堪ヘサル場合ニハ右ノ水量ハ之ヲ減量スヘシ、但シ其ノ場合ニ於テハ新ニ灌溉スヘキ「エンドフアク」ニ水ヲ注入スルヲ延期スルカ「エンドフアク」ニ供給スヘキ水量ヲ按分比例ニヨリ減量スルカ又ハ本條第四項ノ規定ニヨリテ行ヘル輪番規則ノ適用ヲナスカ孰レモ利害關係人カ右減量ノタメ可成最少ノ不便不利ニ止マル様ナスタ要ス、尤モ右ハ何レモ必要アラハ第六條第四項及第十七條ニ示セル手段ノ實施ヲ命スヘキ權能ヲ減スルモノニアラス

- 二 乾燥季稻作ノ植付ニ關シ第八條壹(ニ)ニ示セル地區ニ對スル水ノ割當ハ(七月一日開始、第十六條第四項參照)甘蔗及稻裏作物ニ對スル灌溉用水ノ割當ニ先ンス
- 三 雨季ノ初メニ於テ水缺乏ノ際ニハ稻ノ苗代ハ總テ他ノ作物ニ先ンス

四 「エンドフアク」同ノ輪番規則又ハ「エンドフアク」内ノ輪番規則ハ雨季ト乾燥季トヲ問ハス「C.I.A.」又ハ其名ニ於テ之ヲ設定又ハ命令スヘシ但シ現ニ栽培中ナル作物ノ不作ニ終ルヲ防止スル目的ノ場合ニ限ル

五 若シ放棄セサルヘカラサル作物アルトキハ其決定ハ「H.V.P.B.」之ヲ爲ス但シ土民並ニ企業者ノ財政上ノ利害及ヒ其ノ放棄ノ結果カ關係地方ノ經濟狀態ノ上ニ悲ムヘキ打撃ヲ及ホスヘキ恐レアル點ヲ考慮スルヲ要ス尤モ之ノ場合ニ企業者カ自己ノ作物ヲ救済スル爲メ土民ニ對シ土民ノ作物損失ヲ適當ニ賠償スル旨申出テタル時ハ其申出ヲ承認スルノ權能ヲ制限スルモノニアラス

第十五條 「ブマリー」川ノ餘剰水處分

一 「ブマリー」川ノ水量如何ニヨリ且ツ「C.I.A.」ニ於テ灌溉耕作物ノ狀態ニシテ「エンドフアク」ニ第十二條及第十三條ニ掲ケタルヨリ多量ノ水ヲ許與シ得ルモノト認メタルトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

二 前項ニ示セル場合ニハ利害關係人ノ請求アリタルトキハ雨季ニ於テモ甘蔗作及ヒ稻稈作物ニ對シ亦灌溉水ヲ給スルヲ得但シ其數量及ヒ期間ハ「C.I.A.」又ハ其名ニ於テ之ヲ指定スヘシ

第十六條 諸「ゴロンガン」(集團區)及ヒ「バンヂール」サワー」並ニ「ゴロンガン」規則中ニ掲ケサル水田ニ對スル灌溉ノ開始期

一 第六條第四項ノ場合ヲ除キ雨季灌溉用水ハ左ノ通り通水セシム

- 第一「ゴロンガン」 十月十五日
- 第二「ゴロンガン」 十一月一日
- 第三「ゴロンガン」 十一月十五日
- 第四「ゴロンガン」 十二月一日
- 第五「ゴロンガン」 十二月一日

二 十二月一日ニ於テ給スヘキ水量不足ヲ來タス場合ニハ第五「ゴロンガン」ノ灌溉ハ之ヲ延期セラルヘシ但シ

同月十五日以後ニ亘ルヲ得ス

三 第八條(一)、(二)、(三)、(四)、(五)ノ下ニ掲ケタル地區ニ對スル給水許可ノ開始ハ(一)、(二)ハ第一「ゴロンガン」ト同時ニ又其他ノ地區ニ對シテハ夫々第二、第四、第三「ゴロンガン」ト同時トス

四 第八條(一)ニ示セル「バンヂール」サワー」トシテ知ラレタル地區ニ對シテノ給水ハ七月一日トス

五 土人官吏ハ稻作灌溉カ第二農作物栽培ノタメニ遲延又ハ障害セラル事ナキ様注意スルヲ要ス

六 一九〇〇年—〇〇年ニアリテハ「ゴロンガン」(K.A. B. C. D. E.ノ内)ヲ以テ第一ニ灌溉ヲ開始スルモノトス

第十七條 第十六條ニ掲ケタル期日ノ變更 水ノ缺乏其他重大ナル理由ニヨリテ前條ニ掲ケタル「ゴロンガン」及ヒ「サワー」地區ニ對シ當該期日ニ灌溉給水ヲナス能ハサル場合ニハ第六條第四項及ヒ第十四條ノ規定ヲ除キ「C.I.A.」ハ「H.V.P.B.」ト協議ノ上「ゴロンガン」又ハ其他ノ地區ノ灌溉ヲ必要ニ應シテ變更スルコトヲ得右協議成立セサル場合ニハ地方長官之ヲ決ス

第十八條 水ノ分配ニ關スル不服

- 一 利害關係人又ハ當該關係吏員ノ水分配ニ關スル不服ハ口頭又ハ書面ヲ以テ直接ニ當該灌溉監理官 (Opzichter der irrigatie afdeling-O. I. A.)ニ宛テ之ヲ爲スヘク右監理官ハ自身之ヲ審査スルカ又ハ其所屬灌溉係員ヲシテ之ヲ審査セシメ若シ理由アリト認メタルトキハ遲滞ナク之ヲ採用シ又ハ更ニ照會ヲ發スヘシ
- 二 「O. I. A.」ハ右不服及ヒ之ニ對シテナシタル處分ニ關シテ「C.I.A.」ニ宛テ報告ヲ作成スヘシ
- 三 「O. I. A.」ハ當該關係官吏トノ間ニ意見ノ相違ヲ生シタル場合ニハ「H.V.P.B.」ニ於テ「C.I.A.」及「ラゲン」ト「土人地方官」ニ諮問シタル上之ヲ決定スヘク地方長官(理事官)之レニ最終決定ヲ與フ
- 四 「H.V.P.B.」ノ決定ヲ執行スルニハ地方長官ノ裁斷ヲ待ツヘシ

第三章 水ノ給與

第十九條 給水及ヒ其管理職員

- 一 灌溉水ヲ「エンドフアクト」ニ許與スル場合ノ給水事務ハ左ノ通り處理セララル
 - (一)「土民耕地」ニツキテハ關係規程(一九〇七年十月十四日ベンロンガン州長官命令第九七二四三四號一九〇八年十月二十二日蘭領印度官報)ニ據リテ直接間接關係官廳ニヨリ指定シタル「ウル、ウル、ゴロンガ」(假リニ灌溉水監守「水番ト譯ス」)之ニ任ス
 - (二)「企業耕地」ニアリテハ關係企業者ノ費用ヲ以テ其筋ノ指名シタル監督員各管轄區分擔ニテ之ニ任ス
- 備考 「ウル、ウル、ゴロンガン」トハ「ゴロンガン」ノ「ウル、ウル」ト云フコトニシテ水田業主ノ選舉ニ據リ官ノ指定シタル者ナ
 *受持面積「〇〇」バウ」内外、水圖文以下單ニ水番ト記ス
- 二 「エンドフアクト」ノ面積狭少ニシテ一人ノ「水番」ニ十分ナル手當ヲ支給スルニ値セザルトキハ「H.V.P.H」ト協議セル上「C.I.A」又ハ其ノ名ニ於テ右「エンドフアクト」ノ管理ヲ隣接セル「エンドフアクト」ノ「水番」ニ委任スヘシ
 - 三 本條第一項ニ掲ケタル職員ハ各自委任ヲ受ケタル灌溉及灌溉設備ニ關係スル限リ水利部職員ヨリ日直接監督ヲ受ケ「C.I.A」又ハ其名ニ於テ發シタル命令又ハ訓令ヲ遵守スヘシ但シ第二十條ニ於テ「水番」ニ關シ其關係スル「エンドフアクト」内ノ給水ニ關シテ規定シタルモノハ此限ニアラス

第二十條 「土人耕地」ニ給水スルニ當リ準據スヘキ原則

- 一 「水番」カ其灌溉區内ニ於ケル水ノ給與調整スルニハ灌溉水使用人ノ最大利益ヲ顧慮シ且ツ出來得ル限リ同

人ト協議シテ之ヲナスヘシ

- 二 水番ハ「デサ」圳路(給水溝)ヨリ水ヲ引入ルヘキ箇所ヲ指定シ必要アラハ各人ニ於テ使用スヘキ水ノ數量ヲ指定シ尙引入ノ方法及ヒ期間ヲ調整スヘシ且ツ給水ヲシテ所定ノ目的以外ニ使用セシメサル様注意スルヲ要ス
- 三 許與シタル水ノ數量不十分ナルコト明白トナリタル場合ニハ「水番」ハ右ニ關シ運滞ナク之ヲ關係灌溉「マンドール」又ハ「マントロ」(Irrigative Mandorov Mautri)ニ通知スヘク之レカ通知ヲ受ケタル「マンドール」又ハ「マントロ」ハ速カニ之ヲ灌溉監理官(O. I. A.)ニ報告スヘシ

第二十一條 「水番」ノ給水申請

- 一 第十三條第三項ノ規定ニ關聯シ「水番」ハ乾燥季作物ニ必要ナル水量ヲ可成八日以前ニ見積リ面積及ヒ植付タル作物乃至補付クヘキ作物ノ種類ト共ニ之ヲ關係灌溉監理官ニ申請スヘシ
- 二 水量ノ割當ヲナスニ當リテハ水利部職員ニ於テ又水量給與ニ當リテハ「水番」ニ於テ可成灌溉ノ程度期間及ヒ時期ニ關シテ利害關係人ノ希望ヲ參酌スルヲ要ス
- 三 若シ必要アル場合ハ灌溉監理官ハ關係村長(Districthoofd)又ハ助役(副村長)(Onderdistricthoofd)ト協議シテ「エンドフアクト」ニ於ケル給水輪番規程ヲ設定スヘシ

第二十二條 (土民耕地)ノ爲メニスル水量給與ニ關スル苦情

- 一 利害關係人カ給水ニ關シテ申出ツヘキ苦情ハ灌溉「マントロ」又ハ當該監理官ニ宛テ之ヲナスヘシ、灌溉「マントロ」又ハ當該監理官ハ運滞ナク右ノ苦情ヲ審查シ關係村長又ハ助役ト協議ノ上必要ナル處置ヲ執ルヘシ

二 協議成立セサル場合ニハ「H. V. P. R.」ニ於テ「レグメント」ニ諮問シタル上之ヲ決定ス但シ地方長官最終ノ決定ヲナス

三 若情及ヒ其處分ニツキテハ灌溉監理官ハ水利部長ノ指定シタル方法ニヨリ報告ヲ作成スヘシ

第二十三條 「企業耕地」ノ爲ニスル給水申請

一 「企業耕地」ニ對スル給水ハ本規則ニ添付セル甲號様式ニ據リ關係監理官ノ認可シタル申請ニ對シテ之ヲ行フ

二 申請ハ企業支配人又ハ豫メ申請ノ爲特ニ其指名シタル使用人ニ於テ尠クトモ希望給水期日ノ四日前迄ニ當該監理官ニ宛テ正副二通ヲ差出スヘシ

三 記載不備ノ申請書ハ修正又ハ補足ノ爲申請人ニ返戻スヘシ

第二十四條 給水申請ノ處理

一 當該監理官ハ受理シタル給水申請ヲ可成迅速ニ決定スヘク其決定ハ必要アラハ馬來語ヲ以テ申請書ノ裏面ニ之ヲ記入スヘシ、其ノ中一通ハ申請人ノ申出ツヘキ方法ニヨリ申請人ニ宛テ本人ノ費用ヲ以テ返送スヘク他ノ壹通ハ當該監理官ノ官文書保管所(記録所)ニ保管スヘシ

二 凡テ申請ハ給水開始期日カ其月ノ十五日以前ニ許可セラル、カ又ハ其以後ニ許可セラル、カニ從ヒ其月ノ十五日又ハ月末迄有効トスコレ以上ノ給水ニツキテハ更ニ申請ヲナスヲ要ス

第二十五條 「企業耕地」ニ對スル給水

一 給水ハ各園圃毎ニ之ヲナスヘシ但シ水利技術上地方長官ノ最終決定ニ於テ同一「エンドファク」ノ中ニ散在セル多數小園圃カ同一企業ニ屬シ從ツテ之ヲ假ニ一箇ト見做スヲ利益ト認メタルトキハ此限リニアラス

二 當該監理官ハ出來得ル限リ企業支配人又ハ本項ニ關シ特ニ其ノ指名シタル使用人ト協議ノ上速カニ各園圃ニ就キテ「デサ」圳路ヨリノ引入レ場所並ニ設置スヘキ「メートルスコット」(Meterstation)量水規)ノ場所ヲ指定スヘシ但シ此際引入箇所數ハ緊要缺ク可カラサルモノニ限ル

三 給水ハ關係支配人ニ於テ定期給水ヲ希望セサル限リ繼續給水トナスヘシ

第二十六條 測定

一 「企業耕地」ニ引入ルヘキ給水ノ測定ハ水利部職員ニ於テ企業者ヨリ其自身ノ費用ヲ以テ設備スヘキ測定裝置ニヨリ之ヲナス、但シ其様式ハ「C.I.A.」之ヲ規定ス

第二十七條 企業者ノ義務

一 第四條壹)ニヨリテ「企業耕地」ト認メラル、園圃ヲ所有スル企業支配人ハ左ノ義務ヲ負フ

(一) 毎年四月一日迄ニ「C.I.A.」ニ對シ本規則ニ添付セル乙號様式ニヨリ同年内ニ植付クヘキ耕地明細書中ニ各園圃別ニ面積「エンドファク」中ニ於ケル位置栽培培スヘキ植物並ニ必要アラハ各園圃ノ作業ヲ開始スヘキ時期及其ノ順序ヲ記入シテ之ヲ差出スコト

(二) 第二十五條(第二項)及ヒ第二十六條ノ規定ニ關シテハ當該監理官ニ於テ可成關係支配人ト協議ノ上決定スヘキ場所ニ測定裝置ヲ設置且ツ維持スルコト

(三) 關係監理官ノ與フル指定ニ準據シテ灌溉水引入及排出ノ方法ヲ規定シ且ツ監理官ニ於テ可成關係助役(副村長)ト協議ノ上必要ト認メタル圳路又ハ道路ト灌溉水ノ引入及ヒ排出トノ交叉開鑿ニ關スル處置ヲナスコト

(四) 耕地ヲ通過スルト之レニ沿フトツ間ハス總テ大圳路及「デサ」圳路ノ兩側ニ於テハ外側傾斜面ノ底部ヨ

リ量リテ貯クトモ半米突幅ノ地帯ヲ使用セサルコト

(五) 耕地ニ對スル灌溉水ノ引入、排出ニ使用スル「デサ」圳路ヲ其目的ノタメ使用スル期間當該監理官ノ認メテ良好トスル状態ニ維持スルコト若シ之ヲ履行セサルトキハ當該監理官ハ豫メ警告ヲ與ヘタル上「C.I.A.」ノ認許ヲ得テ關係園圃ニ對スル給水ヲ右圳路ノ良好ナル状態ニ復舊セラル、マテ一時中止セシムルノ權能ヲ有ス

二 耕地ニ對スル給水ハ前項ニ説明セル義務ノ履行セラレサル限り之ヲ行フコトナシ

第二十八條 企業者ノ權利

一 利害關係人ハ左ノ通り權利ヲ有ス

(一) 何時ニテモ給水ノ使用及ヒ分配ニ關シテ地方長官又ハ「C.I.A.」ニ對シ口頭又ハ書面ヲ以テ其事情ヲ具申スルコト

(二) 關係官吏ニ依ツテ公告スル日時ニ於テ備付水量測定簿ヲ閱覽又ハ右ニ關スル情報ノ照會ヲナスコト

第二十九條 左ノ諸項ハ之ヲ禁止ス

- 一 獨斷ニテ引入水門ノ扉ヲ移動スルカ又ハ水門ヨリ上流ニ方ツテ水位ヲ押上クルカ如キ變改ヲ試ミテ水ノ分配ヲ變更シ又ハ變更セシムルコト
- 二 給水ヲ其ノ既定ノ目的以外ニ使用スルコト
- 三 總テ田圃ニ向ヒ又ハ田圃ノ中ヲ水ノ流過スルトキハ其水ノ圳路ヨリスルト高所ノ田圃ヨリ流下シ來ルモノトヲ問ハス如何ナル方法ヲ以テスルモ之ヲ妨止セシムルコト
- 四 如何ナル方法ニヨルヲ問ハス一ノ「エンドフアクト」ヨリ他ノ「エンドフアクト」ニ水ヲ引入レ又ハ汲入レ又ハ其

ノ他ノ方法ニ據リ此等ノ行爲ヲナサシムルコト但シ特別ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス

五 「水番」ノ指定シタル以外ノ方法、箇所及時期ニ於テ「デサ」圳路ヨリ水ヲ誘致シ又ハ其指定セルヨリ多量ノ水ヲ誘致スルコト或ハ此等ノ行爲ヲナサシムルコト

六 「C.I.A.」又ハ其名ニ於テスル許可ヲ受ケスシテ排水路ノ水ヲ灌溉ノ目的ニ使用スルコト

第四章 賠償及ヒ通水ノ中止

第三十條 賠償

一 既定ノ時期以外ノ灌水使用又ハ本規則ニ準據シテ使用シ得ヘキ量ヨリヨリ多量ノ灌溉水ヲ使用シタル場合ニハ前條ノ禁止規定違犯ニ對スル起訴ヲ別トシ向本人ニ對シ規定以上多量ニ使用シタル分量ノ給水ヲ禁制スヘシ

右ノ禁制ハ當該監理官又ハ「水番」ニ於テ出來得ル限り速カニ之ヲ行フヘシ

二 堤防ノ決潰等ノ如キ自然ノ原因ニヨリテ「エンドフアクト」ノ給水カ一時本規則所定ノ水量ヨリ減少シタルトキハ賠償トシテ其ノ「エンドフアクト」ニ對シ臨時灌溉水ヲ増給スルコトヲ得

第三十一條 通水中止 不注意ニヨルト故意ニヨルトヲ問ハス「デサ」灌溉圳路ヨリノ灌溉水ノ全部又ハ一部カ他ニ流失シ其目的ヲ充ス能ハサリシ場合ニハ當該監理官ハ其賠償完了マテ右圳路ニ對スル水ノ割當ヲ一時中止セシムルコトヲ得

第五章 集會

第三十二條 月例灌溉區協議會各當該監理官「H. V. P. B.」ノ通知アリタルトキ「C. I. A.」ニ於テ支障止ムヲ得スト認ムル場合ノ外當該行政官吏ノ月例協議會ニ臨席スル義務ヲ有ス

第三十三條 「ヂストリクト」集會及ヒ「オンデルヂストリクト」集會

灌溉水給與事務ニ關シ報告ヲ作成シ又新ニ建議ヲナシ又若シ不苦情アル場合村區長之カ取調ヘヲナス爲メニ水利部勤務ノ「マントリー」ハ各自所屬ノ管轄村長駐在地及ヒ副村長駐在地ニ於ケル集會ニ灌溉事務以外ノ事務ノ都合ノ許ス限リ可成屢々臨席スヘシ但シ村長駐在地集會ハ尠クモ三箇月ニ一回副村長駐在地集會ハ尠クモ毎月一回トス

第三十四條 水利部職員會議 「ブマトリ」管區ニ於テ灌溉事務擔當ノ監理官ハ其ノ所屬ノ官吏及ヒ吏員並ニ其ノ區内ノ「水番」ト共ニ必要アラハ毎週一回宛其末期ノ灌溉事務及灌溉水ノ分配給與ヲ商議スルタメ會議ヲ開クヘシ右會議ニ出テタル不苦情ハ直チニ審査シ決定ヲ與フヘシ
水ノ缺乏ノ際ニハ右會議ニハ「コントロラー」(隔人)地方行政官吏ニシテ郡長即チ副理事官ノ下ニ勤務スモ亦臨席スヘシ

附 則

第三十五條 本規則ノ解釋 本規則命令ノ適用解釋ニ關シ疑義ヲ生シタル場合及ヒ本規則中ニ規定シアラサル事項ニ關シテハ地方長官之ヲ決定ス

第三十六條 本規則ノ除外例

一 緊急ヲ要スル場合ニハ「C. I. A.」ハ事情ニヨリ本規則ノ除外ヲナシ又ハ除外ノ許可ヲ與フル權能ヲ有ス

但シ事後地方長官ノ承諾ヲ要ス

二 右ノ場合ニ與ヘタル命令又ハ訓令ハ運滞ナク地方長官及ヒ郡長ニ之ヲ報告スヘシ

第三十七條 權限ノ委任 「C. I. A.」ハ本規則ニヨリ與ヘラレタル權限並ニ委任事項ヲ必要ト認ムルトキハ「ブマトリ」管區ノ一灌溉區域ヲ管轄スル「ブマトリ」チヨーマル」水利部「セクション、エンジニア」(一區域方面擔當技師)ニ之ヲ委任スルコトヲ得

附屬甲號様式

甘蔗園給水申請書

經 路 給水開始時期

- 一 園圃ノ名稱
- 二 園圃所在ノ「エンドフアタ」ノ所屬「ゴロンガン」ノ記號文字並ニ灌溉ヲ受クル箇所
- 三 右「エンドフアタ」中ニアル園圃ノ總面積
- 四 給水出願ノ總面積
- 五 給水出願ノ使用目的
- 六 繼續給水又ハ定刻給水ノ指定

支配人署名

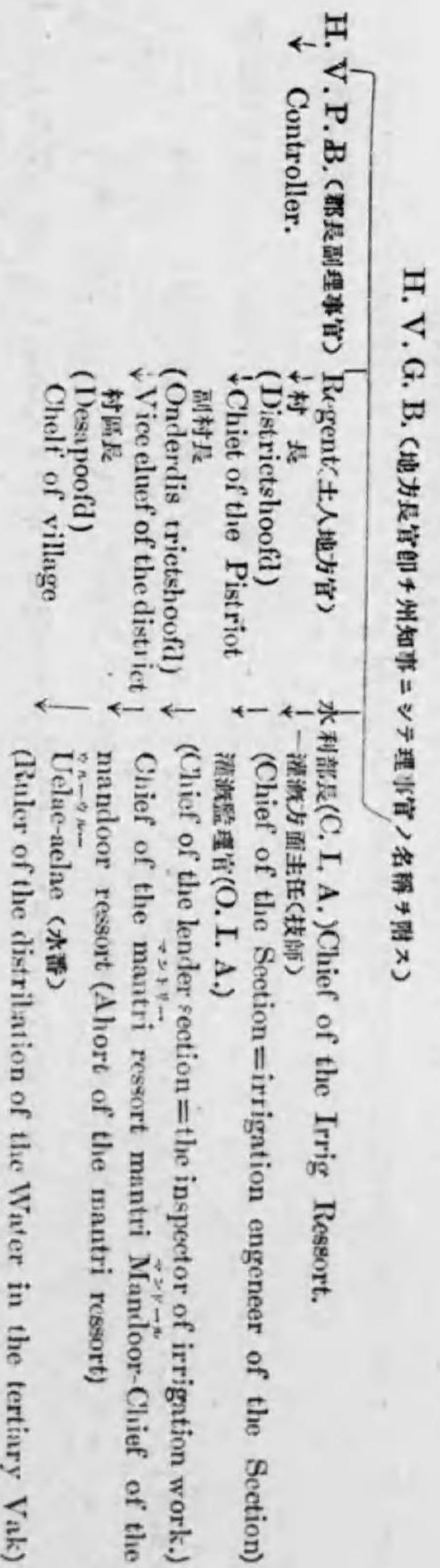
附屬乙號様式

企業耕地一九〇〇……一九〇〇年度 甘蔗園明細書
作ニ關スル「ブマール」管區内所在ノ

- 一 園圃ノ名稱
- 二 園圃所在ノ「エンドフアタ」ノ所屬「ゴロンガン」ノ記號文字並ニ灌溉ヲ受クル箇所
- 三 右「エンドフアタ」中ニアル園圃ノ總面積
- 四 備考例ハハ整地作業開始期日等

支配人署名

水利事務監督組織 (Organization)



第二、英領ギアナ御料地規則。(千九百十九年)

序 言

第一條 本則ハ之ヲ千九百十九年御料地規則ト稱ス

第一章 下附、賃貸借、免許、又ハ許可ノ出願

第二條第一項 御料地ノ下附若ハ賃貸借、又ハ御料地ニ關スル免許、若ハ許可ノ出願ハ出願者ノ署名シタル書面ヲ以テ委員ニ提出スヘシ

第二項 出願書ニハ下附、賃貸借、免許、又ハ許可ヲ得ント欲スル者ノ氏名、其ノ者カ眞實ナル出願人ナリヤ、否ヤ、及賃貸借免許又ハ許可ヲ希望スル目的並年限ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第三項 出願書ニハ出願地ノ形狀ヲ明記シ、其ノ位置、廣袤及境界ヲ明ニスヘシ、出願人ハ委員カ下附、賃貸借、免許、又ハ許可サレサル正當ナル理由アリヤ否ヤヲ決定スル目的ノ爲要求アリタルトキハ更ニ詳細ナル説明ヲ爲スヘシ

第四項 下附、賃貸借、免許、又ハ許可ノ出願者ハ出願ト共ニ規定ノ手数料ヲ寄託スヘシ、土地測量ヲ要スル場合ニ於テハ測量手数料ヲモ之ト同時ニ寄託スヘシ

第三條第一項 委員ハ便宜土曜日發行ノ官報ニ此ノ出願ヲ引續キ三回廣告スヘシ

第二項 前項ノ下附、賃貸借、免許、又ハ許可ノ賦與ニ異議ノ申立ヲ爲サント欲スル者ハ、第三回廣告ノ日ヨ

リ六日以内ニ委員ニ理由ヲ認メタル書面ヲ以テ其ノ申立ヲ爲スヘシ

第三項 委員ハ異議申立ノ詳細ヲ總督ニ報告スヘシ總督ハ之ニ對シ適當ト認ムル命令ヲ爲スヘシ

第四條 御料地ニ關スル出願人ニシテ、其出願書ノ受理セラレタル後及委員ニ對シテ買收代金又ハ其ノ他ノ手数料ノ寄託ヲ爲シタル後死亡シタルトキハ、其ノ寄託金ハ法定代理人ノ希望ニ依リ其ノ代理人ニ關シテ生シタル費用アルトキハ之ヲ控除シテ拂戻シ、又ハ前出願ヲ其ノ儘繼承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ下附、貸貸借、免許、又ハ許可ハ其ノ法定代理人ニ賦與スルコトヲ得

第五條 第一項 御料地ノ同一地域ニ關スル下附、貸貸借、免許、又ハ許可ノ出願カ二以上アリタルトキハ其ノ出願ノ一又ハ全部ニ他ノ御料地ヲ含ムト否トヲ問ハス各出願ハ之ヲ別個ノ出願ト看做シ取扱フモノトス

第二項 前項ノ下附、貸貸借、免許、又ハ許可ニ對スル優先權ヲ競賣ニ附セントスルトキハ、土曜日發行ノ官報ニ引續キ三回廣告スヘシ、各出願者ハ其ノ出願ニ際シテ手数料ヲ寄託スルモノトス

第六條 貸貸借又ハ免許ノ出願者ニシテ、其ノ出願シタル土地測量ノ完了後、借貸ヲ支拂フヘキ委員ノ請求ニ對シ二箇月間怠リタル場合ニ於テハ、其ノ出願ハ取消サレ同時ニ寄託金ハ之ヲ沒收シ且最初ノ出願ハ無カリシモノトシテ、之ニ對シ新出願ヲ爲スコトヲ得

第七條 第一項 委員ニシテ他人ノ權利カ下附、貸貸借、免許、又ハ許可ノ出願ニ依リ、何等ノ影響ヲ蒙ラスト認メタルトキハ出願者ニ對シ直ニ出願地ノ占有工事ノ着手及物件ノ移動ノ許可ヲ與フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ委員ハ下附、貸貸借、免許、又ハ認可ノ賦與ニ依リ政府ノ損失ヲ保證スルニ必要ト認ムル擔保ヲ提供セシムヘシ

第二項 異議ノ申立又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ、下附、貸貸借、免許、又ハ許可ヲ賦與セサル場合ニ於テハ、出

願者ハ前項ノ規定ニ依ル許可ハ之ヲ失フコトアルヘシ

第三項 下附、貸貸借、免許、又ハ許可ハ其ノ許可ノ日ヨリ效力アルモノトス

第四項 委員ニシテ以上ノ許可ヲ拒ミ、又ハ委員ノ要求スル擔保ヲ不當トスルトキハ、出願者ハ其ノ不許可又ハ擔保ニ關シテ總督ニ訴願スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ總督ハ其ノ許可ヲ決シ、又ハ擔保犯ノ性質ヲ變更スルコトヲ得

貸貸借、免許、又ハ許可ノ更新

第八條 本則ニ依ル貸貸借、免許、又ハ許可ノ更新ニ對スル出願ハ新ナル出願トシテ取扱ハルモノトス

第九條 第一項 委員ハ免許、又ハ許可ノ期限終了前、之ニ伴フ總テノ條件カ嚴守セラレ且未工事ノ土地又ハ未伐採若ハ未採汁ノ樹木ノ數量カ出願者ヲシテ新ニ下附、又ハ許可ヲ出願スルノ出費ヲ保證スルニ十分ナラスト認ムルトキハ、其ノ免許、又ハ許可ノ期限經過後、本則附表ニ規定スル手数料ヲ支拂ヒ、一箇年ヲ超ユサル期間同一條件ヲ以テ其ノ免許、又ハ許可ヲ更新シ、又ハ延長スルコトヲ得

第二項 委員ニシテ前項ニ規定シタル期間ノ延長又ハ更新ヲ拒ミタルトキハ、出願者ハ之ニ對シ總督ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ總督ハ最後ノ決定ヲ與フルモノトス

下附、貸貸借、免許、又ハ許可ノ繼承

第十條 各下附、貸貸借、免許、又ハ許可ノ其ノ賦與ヲ受ケタル者ノ死去後、未經過期限中相續人又ハ讓受人ニ於テ之ヲ承繼スルモノトス

下附ノ讓渡、貸貸借、抵當、御料地ノ下附

第十一條 第一項 御料地ノ下附ヲ得タル者ハ現ニ效力ヲ有スル御料地令ノ規定ニ從ヒ、其ノ下附中ニ包含セラ

ル土地、又ハ其ノ一部ヲ私有地ト同様ニ讓渡シ賃貸借シ又ハ抵當ト爲スコトヲ得、斯ノ如キ場合ニハ當事者ハ規定ノ手数料ヲ支拂ヒ、登記官吏カ此ノ下附ノ効力アル旨ノ證明書ヲ委員ヨリ得セシメ、此權利ヲ確實ニスルニ非サレハ讓渡、賃貸、又抵當ヲ爲ス事ヲ得ス

第二項 前項ノ規定スル土地ノ全部、又ハ一部ノ賃貸ヲ爲ス場合ニ其讓渡者ハ此ヲ以テ其地ニ關シタル狀態ヲ完全タラシムルノ義務ヲ免ルル事ヲ得ス、又其狀態不完全ナル場合ニハ沒收ヲモ拒ム事能ハサルモノトス、又一年ヲ超ユル期間ノ讓與地ノ全部又ハ其ノ一部ノ賃貸ハ之ヲ御料局ノ記録ニ記入スヘキモノトス

第三項 英領ギアナノ登記官吏ハ委員ニ對シ毎週一回御料地規則ノ規定ニ依リテ行ハレタル土地及礦山ノ讓渡抵當、又ハ賃貸借ノ報告ヲ爲スヘシ

賃貸借、免許、許可ノ讓渡、及抵當

第十二條 賃貸借、免許、又ハ許可ノ讓渡ニ關スル出願ハ總テ書面ヲ以テシ且第二條ニ規定スル條件ヲ記入シ、及其ノ要件ヲ具備セサルヘカラス、此ノ場合ニ於テ出願者ハ書類整理ノ爲本則附錄ニ規定スル手数料ヲ支拂ヒ別ニ必要アルトキハ測量手数料ヲ支拂フヘシ、之ニ對シテ委員ハ土曜日發行ノ官報ニ引續キ三回出願ノ旨ヲ廣告スルモノトス

第十三條 何人モ賃貸借、免許、又ハ許可ノ讓渡ニ對シテ權利若ハ利益ヲ有シ、又ハ讓渡ノ出願人ノ債權者タルコトヲ理由トシテ異議ヲ申立ツルコトヲ得、異議申立人カ官報廣告ノ最終日ヨリ七日以内ニ委員ニ宛テ書面ヲ以テ之ヲ申立テタルトキハ、異議申立人カ其ノ反對ヲ撤回シ、又ハ其ノ要求カ裁判所ニ於テ棄却セラルル迄ハ此ノ讓渡ハ之ヲ許可スルコトヲ得ス、但シ異議申立後七日以内ニ適法ナル訴訟手續開始セラレス、又ハ委員ニ宛テ書面ヲ以テ申立ヲ爲ササル場合ニ於テハ、異議ハ讓渡ニ毫モ障害トナラサルモノトス、又登記官吏若ハ裁

判所書記ノ證明書ヲ委員ニ提出シタルトキハ出願ハ異議ノ申立ナカリシモノトシテ之ヲ進ムルコトヲ得

第十四條 讓渡ニ對シ異議ノ申立アリタルトキ又ハ委員カ之ヲ不可トスル理由アリト認メタルトキハ、委員ハ其ノ異議ノ申立又ハ讓渡ヲ不可トスル理由ヲ總督ニ上申スヘシ、此ノ場合ニ於テ總督ハ讓渡ニ付適當ト認ムル命令ヲ爲スヘシ、但シ免許、又ハ許可、ニ附帶シタル條件トシテ要スル制規ノ一箇年間ノ借地料ヲ納付セザルトキハ委員ハ賃貸借、免許、又ハ許可ノ讓渡ヲ完了セシメサルモノトス

第十五條 異議ノ申立及總督ニ對シ不可トスヘキ理由ノ上申ナキトキハ、讓渡ハ委員之ヲ執行スルモノトス

第十六條 下附、賃貸借、免許、又ハ許可ニ關スル所有權賣却執行ニ際シ買主ハ英領ギアナ登記官吏ノ署名シタル買却條件ノ謄本、買却代價支拂濟ノ證明書、賣買ニ關シテ委員ノ保存スヘキ下附、賃貸借、免許、又ハ許可ヲ登錄簿ニ記入スヘキ規定ノ手数料、及此讓渡ヲ前記買主ニ爲シタルコトヲ裏書スル手数料ノ支拂書等ヲ委員ニ差出ス可シ。但シ委員ハ政府ニ支拂フヘキ借地料、又ハ其ノ他ノ支拂金カ未納中ニ屬スル下附、賃貸借、免許、又ハ許可ニ關スル所有權賣却ニ反對スル權限ヲ有ス

第十七條 第一項 君主ヨリ得タル賃貸借、免許、又ハ許可ノ所有者ハ現ニ効力ヲ有スル御料地令ノ規定ニ從ヒ其ノ賃貸借、免許、又ハ許可ニ包含スル土地ノ權利、權原及利益ヲ抵當ト爲スコトヲ得、但シ此ノ抵當ハ一定ノ手数料ヲ支拂ヒ、登記官吏カ委員ヨリ賃貸借、免許、又ハ許可ノ有效ナル旨ノ證明書ヲ得タルトキ及農業上ノ目的ヲ以テ賃借シタル場合ニ於テハ「エーカー」ヲ超エサル地域ナルトキニシテ委員ノ承認アルニ非サレハ之ヲ設定スルコトヲ得ス、又設定者ヨリ御料局ニ其ノ履行ノ報告ヲ爲スニ非サレハ抵當權ハ其ノ効力ナク、且如何ナル目的ニ對シテモ何等ノ效果ナキモノトス

第二項 「エーカー」ヲ超エサル地域ヲ農業上ノ目的ヲ以テ賃借シタル者ハ、其ノ希望ニ依リ抵當ヲ爲スニ當

リ左ノ手續ヲ用フルコトヲ得

- 一 所有者ハ本則第二附錄第一號様式ニ依リ、委員ニ申請シテ其ノ希望ノ借財、及抵當權ノ期限、條件ニ付其ノ承認ヲ求ムヘシ
 - 二 委員ノ認可書ヲ得タルトキハ、貸貸借、所有者ハ本則第二附錄第二號様式ニ依リ、委員、御料局官吏、長官、租稅官吏、及警察吏立合ノ上抵當權ヲ設定スルコトヲ得
- 抵當權ノ様式履行ニ當リ抵當權者ハ直ニ「デヨウヂタウン」ニ於ケル御料局ニ願書ヲ提出シ、而テ規定ノ手数料ヲ支拂ヒ、此ノ目的ノ爲委員ノ保存スル帳簿中ニ登錄ヲ求ムヘシ
- 但シ委員ニ依リ登錄セラルヘキ目的ヲ以テ、抵當權者ヨリ御料局ニ提出スル迄ハ、此ノ抵當ハ之ヲ有效ト爲シ又ハ何等ノ效果ヲ有セザルモノトス
- 又抵當借財ヲ償還シタルトキハ、委員ハ抵當權者ノ請求ニ依リ規定ノ手数料ヲ納付シテ借財辨濟ノ旨登錄簿ニ記入スヘシ、此ニ依テ抵當權ノ抹消ノ效果ヲ生スルモノトス

第二章 測量

第十八條第一項 第十九條ノ規定ニ依リ下附、貸貸借、免許、又ハ讓渡セラルヘキ土地ニシテ御料局ノ測量員、又ハ委員ノ承認シタル他ノ適當ナル測量師ニ依リテ測量セラルルニ非サレハ、御料地ニ對シテ下附、又ハ貸貸借ヲ爲シ、及御料地ノ一部ニ關スル貸貸借、又ハ免許ノ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス、出願者ニシテ他ヨリ測量師ヲ雇傭シタル場合ニ於テハ、委員ハ本則附錄ニ規定スル測量手数料ヲ返還スヘキモノトス

第二項 第十九條ノ規定ニ依リ下附、又ハ貸貸借ノ優先權カ競賣ニ附セラルルトキハ、其ノ地域ハ御料局ノ測量員ニ依リ、又ハ其ノ指揮ノ下ニ測量セラルルモノトス

第三項 御料局測量員以外ノ者土地ヲ測量シタルトキハ、千八百九十一年土地測量員令ヲ以テ規定セラレタル様式ニ依ル土地ノ原圖、及其ノ複圖ヲ委員ニ提出スヘシ

第四項 御料局測量員カ測量ヲ爲ス場合ニ於テ委員ハ出願者ノ測量ニ要スル勞力、材料及器具ノ供給ヲ許可スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ委員ハ測量完了後、出願者ニ線路ヲ開鑿シ測量員ノ測量ヲ便セシメタル勞力、材料及器具供給ノ實費ヲ返還スヘシ

第十九條第一項 出願シタル土地ニシテ、既ニ測量ヲ了シ其ノ圖面カ御料局ノ記録ニ存シ、且委員カ其ノ境界線ノ明白ニシテ能ク區劃セラレタルコトヲ認メタル場合ニ於テハ、土地ノ測量ハ之ヲ要セザルモノトス、此ノ場合ニ於テ出願者ハ、記録ニ存スル圖面謄寫ニ對スル規定ノ手数料ヲ納付スルモノトス

第二項 入江若ハ能ク區劃セラレタル境界ニ依リ、又ハ一日明瞭タル境界ヲ有スル地域ニ對スル免許ノ出願ノ場合、又ハ既ニ測量ヲ了シタル地域ノ免許ヲ更新スル出願ノ場合、又ハ彈性護謨「バラタ」護謨又ハ其ノ他ノ護謨若ハ植物ヲ採集スル免許ノ出願ノ場合ニ於テ委員カ測量ヲ必要ト認メサルトキハ、其ノ土地ノ測量ヲ廢シ、又ハ單ニ其ノ一部ノ測量ヲ命スルコトヲ得

第二十條第一項 下附又ハ貸貸借ノ土地ノ形狀ハ、出來得ル限り短形平形四邊形トシ、其ノ正面モ亦成ルヘク河川、入江、道路、又ハ運河、ニ接スルコトヲ要ス

第二項 第八章、第九章又ハ第十章ノ規定ニ依リ、免許ヲ得ントスル地域ハ、之カ測量ニ際シ樹木、石、砂利、又ハ同質物品ヲ圍繞スルカ如キ形狀ヲ以テ出願スヘシ

第三項 出來得ヘクバ、土地ノ正面ニ於テ八百「ヤード」以下ノ距離ヲ政府ノ道路ニ、或ハ運河開鑿ノ爲メ幅六十六「フキート」、深サ同上ノ間隔ヲ殘留スヘシ、又特許權ヲ有スル各地ノ正面ニハ、六十六「フキート」ノ間隔ヲ殘ス可キモノトス

第二十一條 測量師ハ土地ノ正面及奥行ノ兩端ニ、燃燒シタル木材、鐵石材、或ハ「コンクリート」ノ標木ヲ置クヘシ、又土地ノ兩側ニハ少クモ幅六「フキート」ノ道路ヲ設ク可シ、五箇年以上ノ長期ニ亙リタル讓與權、賃借權、又ハ特許權ヲ得タル土地ノ境界ニ用フル標木ノ一ハ必ス鐵材、石材、又ハ「コンクリート」、ト爲ササル可ラス

第三章 多數出願ノ場合ニ於ケル優先權ノ賣却

第二十二條第一項 御料地ニ關シタル規則ニ依リ、土地ニ關シタル下附、賃借、免許、又ハ許可ノ諸權利ヲ賣却ニテ賣却セントスル場合ニハ、委員ハ該權利ニ就キテノ詳細ヲ官報ニテ廣告シ、且ツ該權利賣却ノ場所、及時日、(廣告シタル時ヨリ二十一日以内)ヲ指定ス可シ、又本則ニ依リ該權利ニ關シタル土地ノ測量ヲ必要ト認ムルトキハ、委員ハ該廣告ヲナス前其ノ測量ヲ命ス可シ、又此廣告ニハ該權利所有者ノ姓名ヲ記載セザルコトヲ要ス

第二項 廣告ニテ指定シタル場所、及時日、ニ於テ下附、賃借、免許、及許可ノ諸權利ハ競賣ニテ公衆ノ競争ニ付スヘシ、且ツ此際千九百三年ノ御料地規則第七節及第八節ヲ適用スル事ヲ得
但シ總督ニシテ其判斷ニ依リ、該權利ノ優先權買取ヲ競賣ニ附シテ行ハシムルノ代リニ、出願者等ヲ指命シ、此ヲ行ハシムト命スル場合ニハ此限リニ非ラス

第三項 指定シタル場所、及時日ニ於テ、競賣ヲ開始シタル後委員カ此競賣ヲ延期スルニ充分ナル理由ヲ認ムル場合ニハ、此ヲ延期スル事ヲ得ヘシ而テ其延期シタル場所及時日ヲ明白ニ廣告スルモノトス

第二十三條第一項 競賣終結ノ後、委員ハ落札セザリシ出願者ニ、其競賣保證金ヲ拂戻ス可シ

第二項第一款 最高入札者カ出願者ニ非サリシ場合ニハ、競賣終了後、下附ノ場合ナレハ、買收金ノ規定比例率、及其出願ヲ提出スルノ際、出願者ノ納付スヘキ測量費ヲ直ニ納付セシム可シ。又賃借、又許可ノ場合ナレハ、第二條第四項ニ定メタル寄託金、及一箇年ノ借地料、及該權利ニ對スル優先權ヲ得ルノ價額等ヲ委員ニ納付セシムヘシ

第二款 最高入札者カ出願者ナル場合ニハ、競賣終了後、直ニ其買收金、手数料差引殘額、一箇年ノ借地料、及該權利ニ對スル優先權ヲ得ルノ價額ヲ委員ニ納付セシム可シ

若シ最高入札者ニシテ、以上ノ金額ヲ納付セサル場合ニハ、第二最高入札者ヲ以テ買收者ト命スル乎、或ハ讓與、賃借、特許、又許可ノ諸權利ヲ、官報ニテ廣告シ、再ヒ賣却スル乎、此等ハ委員ノ決定ニ委スルモノトス

第四章 小耕作者ニ對スル下附條件附購入

第二十四條 伐木ノ目的、又ハ讓與若ハ「バラタ」ノ採集ニ適スル樹木ヲ有スル土地ハ通常賣却セス、之ヲ第八章及第九章ニ規定シタル目的ノ爲保存スルモノトス、但シ下附地ニ在ル各種ノ木材、其ノ樹木ヨリ採取スル各種ノ讓與下附若ハ「バラタ」及其ノ土地ヨリ獲得スル各種ノ物品、(金、銀若ハ其ノ他ノ金屬、礦物、「ボーキサイト」含有ノ鑛土寶玉寶石石炭又ハ鑛油ヲ除ク)ハ該下附地ノ權利所有者ノ財産ト爲シ。且本則ニ依リ納付金ヲ

納メスシテ之ヲ賣却シ又ハ處分スルコトヲ得

第二十五條 農業ヲ目的トスル土地ハ、隨時總督ニ於テ之ヲ制定シ、委員ニ依リテ官報ニ廣告セラレタル價格ヲ以テ小耕作者ニ賣却スルコトヲ得、其ノ賣却價格ハ規定ノ測量費ヲ除キタルモノトス

第二十六條 一時ニ一人ニ對シテ下附セラルヘキ土地ノ面積ハ、通例十「エーカー」以内トス

第二十七條 買入總金額ノ五分一ハ、規定ノ測量費ト共ニ出願ニ際シテ現金ヲ以テ寄託シ其ノ殘額ハ、四箇年賦ヲ以テ毎年下附中ニ明記セル日附ヨリ前ニ、之ヲ納付スヘシ、但シ買受者ノ希望ニ依リ、買入金ノ殘額ヲ期日前ニ納付スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テモ、委員ニシテ一時的下附ニ附帶シタル條件ノ完全ナル履行ヲ認メサル限り、絶對完全ナル下附權ハ之ヲ賦與セサルモノトス

第二十八條 下附權ハ通常左ノ條件ニ從ヒ之ヲ賦與スルモノトス、但シ總督ハ、特殊ノ場合ニ於テ特殊ノ狀況ニ適合セシムル爲其ノ條件ヲ變更シ又ハ必要ト認メタル場合ニ更ニ條件ヲ附加スルコトヲ得

一 讓受者ハ下附ノ日ヨリ二箇年以内ニ、其ノ下附地ノ少クとも五分ノ一ヲ開拓シ、又ハ有益ニ使用シ五箇年ノ最終迄ニ、其ノ地域ノ二分ノ一迄開拓シ又ハ有益ナル使用ヲ増加スヘキモノトス、土地ノ有益ナル使用トハ、其ノ地ニ家屋、畜欄、若ハ牧場、ヲ設ケ又ハ二「エーカー」地ニ對シテ牛、馬、騾、驢ノ孰レカ三頭宛若ハ一「エーカー」ノ地ニ對シテ羊三頭豚五頭宛ヲ飼養スルヲ謂フモノトス

二 讓受者ハ下附ノ日ヨリ五箇年間ハ、土地ノ境界線ヲ明瞭ナラシメ、各境界ノ前面ニ標木ヲ建設シ及之ヲ保存スル義務ヲ有スルモノトス、此ノ標木ニハ平易ナル文字及數字ヲ以テ讓受者ノ姓名、下附權ノ番號、及其ノ年月日ヲ記スヘシ

第二十九條 下附ノ日ヨリ五箇年ヲ經過シタル時ニ於テ、總テノ條件カ規定ノ期日内ニ履行セラレ且土地ノ買入

金カ皆濟セラレタル場合ハ、以後其地ノ下附ハ確實トナリ、下附ニ附帶スル條件ヨリ免除セラレ、モノトス

第三十條 買入金年賦拂ノ期限到來後三箇月以内ニ其ノ支拂ヲ爲サス、又ハ規定ノ期日内ニ、下附ニ附帶シタル條件ヲ履行セサルトキハ、其ノ土地、及支拂濟ノ買入金ハ之ヲ沒收スルモノトス

第三十一條 讓與者ハ下附地ノ讓渡、賃貸借、及抵當ニ關スル本則ノ規定ニ依ルノ外、其ノ下附地ノ全部、又ハ一部ヲ讓渡、賃貸、又ハ抵當ト爲スコトヲ得ス

第三十二條 本則本章ノ規定ニ依ル土地ノ讓與者ハ、下附ノ日ヨリ五箇年間ハ、下附ニ關シ買受人ニ對シテ有效ナル條件ニ從ヒ下附地ニ接スル奥地ヲ買收スルノ優先權ヲ有スルモノトス、從テ本章ノ規定ニ依リ下附セラレタル土地ノ奥地ハ、第一下附者ノ下附セラレタル日ヨリ五箇年ヲ經過シタル後ニ非サレハ其ノ以外ノ者ニ下附セラレサルモノトス

第三十三條 下附地中ニ在ル金、銀、若ハ其ノ他ノ金屬、礦物、礦石、「ボーキサイト」、寶玉、寶石、岩石、石炭、又ハ鑛油ヲ採掘スル權利ハ、其ノ地ノ所有者ニ與ヘラレサルモノトス、而テ特ニ權限アル政府ノ官吏又ハ工夫ハ下附地ニ入り、以上ノ金屬礦物又ハ其ノ他ノ物ヲ搜索シ、採掘シ、又ハ運搬スルコトヲ得

第五章 賃貸借

第一節 農業ヲ目的トスル賃貸借

第一、特別賃貸借

第三十四條 大面積ヲ有スル土地ヲ、農業ノ目的ノ爲又ハ護謨「コ、ア」、石灰等、ノ永年ニ亘ル產物ヲ大規

模ニ栽培ノ爲ノ貸借ハ、九十九箇年ヲ超エサル期間ヲ以テ總督ノ認ムル特別條件ニ從ヒ之ヲ許可スルコトヲ得

第二、普通貸借

第三十五條 農業ヲ目的トスル小農業者ノ貸借ニ許可セラルヘキ最大面積ハ、通常一時二十「エーカー」ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ總督ノ特ニ認可シタル場合ハ此ノ制限ヲ超ユルコトヲ得

第三十六條 貸借ハ九十九箇年ヲ超エサル期間ニ於テ之ヲ賦與スルコトヲ得、但シ貸借人ノ施シタル土地改良ニ因ラスシテ、自然的土地價額ノ上騰ニ基キテ、生シタル借地料ヲ修正シテ權利ノ更新ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 貸借ハ通常左ノ條件ニ從フヘキモノトス、但シ總督ニシテ特殊ノ場合ニ於テ特殊ノ狀況ニ適合セシムル爲其ノ條件ヲ變更シ又ハ必要ト認メタル場合ニ更ニ條件ヲ附加スルコトヲ得

第一項 貸借者ハ左ノ割合ヲ以テ、借地料年額ヲ規定ノ期日ニ支拂フヘシ

- 一 百「エーカー」以下ノ地ハ、一箇年「エーカー」ニ付二十仙ノ割合、但シ一箇年一弗ヲ以テ最低料トス
- 二 百「エーカー」以上五百「エーカー」迄ハ、一箇年「エーカー」ニ付十五仙
- 三 五百「エーカー」以上ハ、一箇年「エーカー」ニ付十仙總督ハ時々官報ニ廣告シテ其ノ適當ト認メタル貸

料ノ割合ニ依リ、廣告ノ日以後納付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第二項 賃借人ハ賃借權設定ノ日ヨリ二箇年以内ニ、其ノ賃借地ノ面積ノ少クトモ五分ノ一ヲ開墾シ、又ハ有益ニ使用シテ三箇年ノ終迄ニ、其ノ地域ノ四分ノ一ヲ下ラサル面積開墾又ハ有益ナル使用ヲ増加シ且賃借權ノ繼續中ハ、委員又ハ委員ノ代理トシテ開墾狀態ヲ検査スル吏員ノ満足ヲ得ルカ如ク、其ノ開墾ヲ整理シ、好良ニ行フヘキ義務アルモノトス、但シ委員ニシテ、土地ノ位置地質ノ組成又ハ其ノ他ノ原因ニ基キ借地ノ

一部ノ開墾カ不可能ナルカ、又ハ豫想ノ利益ヲ擧ゲ得サルコトヲ認定スル場合ニ於テハ、委員ノ承認ヲ經テ規定ノ開墾地ノ面積ヲ減スルコトヲ得

第三項 總督ハ賃借ノ期限内賃借地ノ一部ヲ市街地、町村、鐵道、市街鐵道、運河、電信線路、道路、無線電信受繼場、電力傳送ノ爲又ハ公共ノ工事若ハ公共ノ使用、利用若ハ便益ニ供スル目的ノ爲必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ回收シ又ハ同一ノ目的ノ爲他人ニ其ノ賃借地ノ一部ヲ賣却、賃貸、若ハ免許ヲ與フル權限ヲ有スルモノトス、以上ノ場合ニ於テ賃借人ニハ一ノ賠償金ヲ與ヘサルモノトス

但シ本則ニ依リ回收又ハ賣却スヘキ土地ハ、賃借地全部ノ二十分ノ一ヲ超エサル事ヲ要ス、又該土地内ニ建築物、塀、垣、或ハ附屬建築物等アル場合ハ之ニ對シテ賠償金ヲ與フ可シ、又賃借地中ニ以上ノ如キ土地アル時ハ、賃借權解除ト同時ニ、賠償金ヲ納付シタル借地料ハ、其比例ヲ以テ減スヘシ

第四項 政府ノ當該官吏又ハ工夫ハ賃借人ニ賠償金ヲ與ヘスシテ、何時ニテモ賃借地ニ入り、材木ヲ切斷シ、若ハ移動シ、岩石、土、砂、粘土、其ノ他公共用ニ供スル物品ヲ採掘シ、切り出し、運搬スル事ヲ得

第五項 地中ニ存在スル金、銀、其ノ他ノ金屬、鑛物、鑛石、「ベークサイト」、石材、寶玉、寶石、石炭、鑛油ヲ採掘スル權利ハ賃借人ニ與ヘサルモノトス、此ノ權利ハ賃借地者之ヲ保有シ賃借地ノ一部又ハ全部ニ入り索シ又ハ採掘スルコトヲ得ルモノトス、但シ採掘ノ際、其ノ地ニ在ル農作物ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於テハ、委員ハ之ヲ評價シ、賠償金ヲ賃借者ニ與フルモノトス

第二一項 牧場ヲ目的トスル賃借

第一、海濱地ニ在ル牧場地ノ賃借

第三十八條 本則ニ於テ海濱地トハ「エセキーボ」河ノ東部及西部ニ位シ、「キユニ」河ノ北部ニ在ル地、即北緯五度ヨリ北方ニ在ル全地ヲ言フモノトス

第三十九條 殖民地ノ海濱地ニ在ル地域ヲ牧場トシテ使用スル賃借ハ、通常左ノ條件ニ從ヒ之ヲ賦與スルモノトス、但シ總督ハ特殊ノ場合ニ於テ特殊ノ狀況ニ適合セシムル爲其ノ條件ヲ變更シ、又ハ必要ト認メタル場合ニ更ニ條件ヲ附加スルコトヲ得

第一項 賃借權ヲ以テ賦與セラルヘキ地域ハ通常五千「エーカー」ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ特殊ノ場合ニ於テ總督ノ承諾ヲ得タルトキハ一層大ナル地域ヲ賦與セラルモノトス

第二項 賃借期限ハ九十九箇年ヲ超ユサル期間ニ於テ之ヲ賦與スルコトヲ得、但シ賃借者ノ施シタル土地改良ニ因ラス、自然的土地價額ノ上騰ニ依リ、借地料ヲ修正シテ該權利ノ更新ヲ爲スコトヲ得

第三項 賃借設定期限中賃借人ノ納付スヘキ借地料ハ、一箇年「エーカー」ニ付十仙トス、但シ總督ハ隨時官報ニ廣告シテ、其ノ適當ト認メタル賃借料ノ率ニ依リ廣告ノ日以後納付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第四項 賃借權ヲ得ヘキ土地ハ出願者規定ニ依ル測量手数料ヲ支拂ヒ之ヲ測量スルモノトス

第五項 借地人ハ賃借設定ヨリ五箇年ノ終迄ニ、其ノ借地内ノ牧場五「エーカー」毎ニ、大家畜（此ノ語ハ牛、馬、騾、驢、ヲ稱スルモノトス）二頭以上ヲ飼養シ、且賃借權繼續期間中此ノ數ヲ維持スルノ義務アルモノトス

第六項 借地者ハ賃借設立後二箇年以内ニ、其ノ地域ノ少クモ四分ノ一ヲ構欄ヲ施シ五箇年以内ニ全地域ヲ規定ノ欄ヲ以テ圍繞スヘシ、此ノ構欄ハ委員ノ決定ニ從ヒ隣接セル賃借人ト共同スルカ又ハ自費ヲ以テ之ヲ建設スヘキモノトス、但シ委員ハ土地ノ一部カ河川、海岸、又ハ天然物ニ接シ之ヲ以テ構欄ノ用ヲ爲スニトス

分ナリト認ムルトキハ其ノ部ノ構欄ヲ免除スルコトヲ得

第七項 總督ハ賃借ノ期限中賃借地ノ一部ヲ市街地、町村、鐵道、市街鐵道、運河、電信線路、道路、無線電信受繼場、電力傳達ノ爲又ハ公共ノ工事若ハ公共ノ使用、利用若ハ便益ニ供スル目的ノ爲必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ回收シ又ハ同一ノ目的ノ爲、他人ニ其ノ賃借地ノ一部ヲ賣却賃借若ハ免許ヲ與ヘ又ハ金、銀其ノ他ノ金屬、礦物、「ボーキサイト」、鑛石、寶玉、寶石、岩石、石炭、及鑛油ノ搜索、探掘、若ハ運搬スルノ目的ヲ以テ賃借地ノ一部ヲ回收スルノ權限ヲ有ス、以上ノ場合ニ於テ其ノ回收、賣却、賃借、免許若ハ處分シタル土地ニ對シテハ一ノ賠償金ヲ賃借者ニ與ヘサルモノトス、但シ本則ニ依リ回收若ハ處分スヘキ地ハ、賃借地全部ノ二十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス、該土地内ニ建築物、塙、垣、或ハ附屬ノ建築物等アル場合ニハ、之ニ對シテ賠償金ヲ與フ可シ、又賃借中ノ土地ノ一部ヲ回收、賣却、賃借、免許若ハ處分スヘキトキハ、速ニ其ノ部分ヲ決定シ、賃借權ニ伴フ借地料ハ、其ノ比例ヲ以テ低減スヘキモノトス

第八項 總督ハ御料地ノ處分ニ關シ現ニ有效ナル命令又ハ規則ニ依リ賃借者ノ期間中何時ニテモ賃借地ノ一部ヲ耕作ノ目的、伐木ノ目的、金、銀、其ノ他ノ金屬、礦物、「ボーキサイト」、寶玉、寶石、石材、石炭、鑛油、ノ搜索及探掘ノ目的ノ爲一人又ハ數人ニ賣却、賃借、免許、又ハ處分スルノ權限ヲ有スルモノトス

但シ借地ノ一部カ、以上ノ農業、又ハ鑛業ノ目的ノ爲處分セラルル以前ニ於テ牧場借地者ハ借地内ニ現存スル改良ニ對シ相當ノ價額ヲ出願者ヨリ受取ルコトヲ得、其ノ改良ニ對シ支拂フヘキ賠償額ハ、本則第四十三條ノ規定ニ依リ決定スヘキモノトス

第一款 下附、許可、賃借、又ハ免許ノ諸權利ニシテ賃借地ヲ牧場用トセントスル借地者以外ノ者ニ、本條ニ依リ與ヘラレタル時ハ、前牧場用借地者ノ其地ニテ有スヘキ權利ト、同一ナルモノヲ與ヘラルヘク、且

ツ其權利、又ハ特權ハ貸借者ヲ異ニスルトキ、些ノ故障ナキモノトス

第二款 前號ノ規定以外ニ、借地中ノ土地ノ一部ヲ回收、賣却、賃貸、免許若ハ處分スヘキトキハ速ニ其ノ部分ヲ決定シ貸借ニ伴フ借地料ハ、其ノ比例ヲ以テ低減スヘキモノトス

第九項 政府ノ當該官吏及工夫ハ借地人ニ賠償金ヲ支拂ハスシテ何時ニテモ借地内ニ入り、木材ヲ切斷運搬シ又ハ岩石、土、砂、粘土、若ハ公共用トナス、其ノ他ノ物品ヲ採掘切り出及運搬スルコトヲ得

第十項 賃借地ハ何人ト雖總テ必要ナル場合ニ於テハ馬匹家畜若ハ其ノ他ノ運搬物ヲ率キ又ハ率キスシテ一地方ヨリ他地方ヘ通行スルニ當リ、其ノ圍障ナキ部分又ハ圍障アルモ改良ヲ施ササル部分ニ進入シ若ハ通過スルコトヲ得、又政府カ土地ニ作業シ若ハ通行中其ノ使用ニ屬スル牛馬ヲ放養スルコトヲ得、又牧場借地權者ハ許可權ノ所有者、又ハ其ノ飼畜者ハ離群ノ家畜ヲ搜索スルカ爲、何レノ賃借地ニモ進入スルコトヲ得、但シ何人ト雖最初其ノ意志ヲ賃借地ノ所有者ニ通告スルニ非サレハ、上記地内ヲ通過シ進入シ又ハ離群ノ家畜ヲ搜索シ得サルモノトス、又離群ノ家畜ハ之ヲ其ノ土地所有者ノ最近キ畜欄内ニ集メ其ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ連戻スコトヲ得ス

第十一項 殖民地ノ土民ハ何時ニテモ賃借地ノ圍障ナキ部分又ハ圍障アルモ改良ヲ施ササル部分ニ入り、何等ノ妨害ヲ受ケス其ノ常習ニ從ヒ自己ノ生活物ヲ獲得スルノ目的ヲ以テ進入スルコトヲ得、但シ之カ爲賃借者ノ其ノ賃借地ニ對スル平穩ナル所有及享受ヲ妨ケサルコトヲ要ス

第十二項 賃借權所有者ニハ地域内ニ於ケル家庭用若ハ家屋、柵欄、畜舎ノ建築用其ノ他土地改良ニ要スル木材以外ノ木材ニ對シ及賃借地中ニ存在スル金、銀、其ノ他ノ金屬、礦物、鑽石「ポークサイト」、石材、寶玉、寶石、石炭、礦油、ノ採掘及「バラタ」ノ採集ニ對シ、又ハ岩石、砂礫、粘土、若ハ其ノ他ノ物品ノ採取ニ對シ

シ何等ノ權利ヲモ賦與セラレサルモノトス

第二 内地ノ牧場地ニ於ケル牧場ノ賃借權

第四十條 殖民地ノ内地ニ於ケル地域ヲ、牧場ノ目的ヲ以テ借受タル賃借權ハ通常左ノ條件ニ從ヒ之ヲ賦與スルモノトス但シ總督ハ特殊ノ場合ニ於テ特殊ノ狀況ニ適合セシムル爲其ノ條件ヲ變更シ、又ハ必要ト認メタル場合ニ更ニ條件ヲ附加スルコトヲ得

第一項 賃借權ニ依リテ賦與セラレル最小面積ハ五十平方哩トス、又其最大面積ハ投資額ニ依リ總督ノ保證スル大面積トス

第二項 賃借ハ九十九箇年ヲ超エサル期間ニ於テ之ヲ賦與スルコトヲ得但シ借地人ノ施シタル土地改良ニ因ラス自然的土地價額ノ上騰ニ依リ借地料ヲ修正シテ權利ノ更新ヲ爲スコトヲ得

第三項 借地料ハ一箇年一平方哩ニ付二弗ノ割合ヲ以テ支拂フヘシ但シ、此ノ割合ハ賃借期限内ニ鐵道交通ノ便カ海濱及借地ヨリ七十哩以内ノ地點ノ間ニ開設セラレ總督其ノ修正ヲ必要ナリト決シタルトキハ一平方哩五弗ヲ超エサル額ニ迄何時ニテモ之ヲ修正スルコトヲ得總督ハ其ノ適當ト認ムル借地料ヲ時々官報ニ廣告シ其ノ廣告ノ日ヨリ此ノ割合ヲ以テ納付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第四項 借地出願者ハ請求ニ應ジ土地測量ノ實費ヲ支拂フヘシ、此ノ實費中ニハ測量師ニ給スヘキ衣食費及賃借權設定ニ附隨シテ借地者ノ爲シタル測量、又其圖面ヲ土地鑛山局ノ記録ニ記入シ以テ賃借權ノ一部トナス等ノ費用ヲ含有スルモノトス

第五項 借地者ハ賃借權設定ノ日ヨリ一箇年以内ニ、其借地内ニ於ケル牧畜地ノ一平方哩毎二十頭ヲ下ラサル大家畜(牛、馬、騾、驢ヲ云フ)地域二千五百平方「ヤード」ヲ下ラサル畜園及飼畜者ノ住宅ヲ所有シ以後毎年

一 平方哩毎ニ二頭ノ割合ヲ以テ家畜ノ數ヲ増加シ六箇年ノ終リニ至リ、牧畜地一平方哩毎ニ二十頭ヲ下ラサ
ル割合ヲ以テ家畜ヲ飼養スヘシ、而シテ之ヨリ以後賃借權繼續期間ハ、牧畜地一平方哩毎ニ二十頭ヲ下ラサ
ル割合ヲ以テ家畜ヲ飼養シ且畜園及飼畜者ノ住宅ヲ保持スルモノトス

第六項 賃借權設定ノ日ヨリ六箇年ノ終迄ニ、借地者カ前項ニ規定スル一平方哩毎ニ二十頭ノ割合ヲ以テ家畜
ヲ増加スルコトヲ得サリシ場合ニ於テ其ノ不履行カ借地者ノ不可抗力ニ因リシモノト委員ノ認定シタル場合
ノ外、借地者ハ前項ノ要求ヲ完了スル時迄普通借地料ノ二倍ヲ支拂フヘキモノトス但シ委員ハ二倍借地料ヲ
支拂ハシムル代リニ、賃借權内ノ土地面積ヲ減スル事ヲ得

第七項 總督ハ貸借ノ期限中賃借地ノ一部ヲ市街地、町村、鐵道、市街鐵道、運河、電信線路、道路、無線
電信受繼場、電力傳送、公共ノ工事若ハ公共ノ使用、利用、便益ニ供スル目的ノ爲必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ之ヲ回收シ又ハ同一ノ目的ノ爲他人ニ其ノ賃借地ノ一部ヲ賣却シ、賃貸シ、免許シ若ハ處分スル
ノ權限ヲ有ス其ノ他總督ハ金、銀、其ノ他ノ金屬、礦物、鑽石、「ボーキサイト」、寶玉、寶石、石材、石炭、鑛
油、ヲ搜索シ、探掘シ、切り出し、運搬スルノ權限ヲ行フ目的ヲ以テ、借地ノ一部ヲ借地料ノ低減、又ハ賠償
ヲ爲サスシテ除外シ又ハ回收スル權限ヲ有ス而シテ斯ノ如ク除外シ、回收シ、又ハ處分シタル、土地ノ一部
ニ對シテハ新ニ賃借權ヲ設定スルモノトス

第八項 總督ハ御料地ノ處分ニ關シ現ニ有效ナル命令又ハ規則ニ依リ賃借ノ期間中何時ニテモ賃借地ノ一部
ヲ耕作ノ目的、伐木ノ目的、「バラタ」採集ノ目的、金、銀、其ノ他ノ金屬、礦物、「ボーキサイト」、寶玉、
寶石、石炭、鑛油ノ搜索、探掘切出、及運搬ノ目的ノ爲一人又ハ數人ニ賣却、賃貸、免許、若ハ處分スル權
限ヲ有スルモノトス、但シ借地ノ一部カ、以上ノ農業又ハ鑛業ノ目的ノ爲處分セラルル以前ニ於テ、牧

場借地者ハ借地内ニ現存スル改良ニ對スル相當ノ價額ヲ出願者ヨリ受取ルコトヲ得、而テ其ノ改良ニ對シ支
拂フヘキ賠償額ハ、本則第四十三條ノ規定ニ依リテ決定スヘキモノトス、此ノ場合ニ於テ借地ノ一部カ農業
ノ目的ノ爲處分セラルル以前、牧場借地者ハ希望ニ依リ普通條件ヲ以テ同上目的ノ爲借地ヲ利用スルコトヲ
得

一 本項ニ依リ下附、賃借、免許、又許可ノ諸權利ヲ鑛業目的ノ爲ニ、牧場賃借者ヨリ以外ノ者ニ與フル
モ牧場借地者ハ其賃借權ニ依リテ當然獲得シタル權利、又特權ヲ其土地ニ於テ執行スル事ヲ繼續スルヲ
得、又其權利、特權ハ、鑛業目的ノ借場者ヨリ妨害ヤラレサル者トス

二 前號ノ規定以外ニ、借地内ノ一部カ回收、賣却、免許サレ又ハ其ノ他ノ處分ヲ受ケタル場合ニ於テハ、
其ノ他ニ對スル賃借權ハ直ニ設定サル、モノトス

第九項 政府ノ當該官吏又ハ工夫ハ、借地者ニ無償ヲ以テ何時ニテモ其ノ借地内ニ入り木材ヲ伐採、運搬シ、
岩石、土、砂、粘土若ハ其ノ他ノ公共用物品ヲ探掘、切出シ若ハ運搬スルコトヲ得

第十項 賃借地ハ總テ必要ナル場合ニ於テハ馬匹、家畜若ハ其ノ他ノ運搬物ヲ率キ又ハ率キスシテ、一地方ヨ
リ他地方ヘ通行スルニ當リ、其ノ圍障ナキ部分又ハ圍障アルモ改良ヲ施ササル部分ニ出入シ若ハ通過スルコ
トヲ得、又政府ハ土地ニ作業シ若ハ通行中ニ於テ其ノ使用ニ屬スル馬、水牛ヲ放養スルコトヲ得、又牧場借
地權若ハ許可權ノ所有者、又ハ其ノ飼畜者ハ離群ノ家畜ヲ搜索スルカ爲、何レノ賃借地ニモ進入スルコトヲ
得、但シ何人ト雖最初其ノ意志ヲ賃借地ノ所有者ニ通告スルニ非サレハ上記地内ヲ通過シ、又ハ地内ニ進入
シテ離群ノ家畜ヲ搜索シ得サルモノトス、又離群ノ家畜ハ之ヲ其ノ土地所有者ノ最モ近キ畜欄内ニ集メ其ノ
檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ連戻スコトヲ得ス

第十一項 殖民地ノ土民ハ何時ニテモ賃借地ノ圍障ナキ部分又ハ圍障アルモ改良ヲ施ササル部分ニ入り何等ノ妨害ヲ受ケス其ノ常習ニ從ヒ自己ノ生活物ヲ獲得スルノ目的ヲ以テ出入スルコトヲ得但シ之カ爲賃借者ノ其ノ賃借地ニ對スル平穩ナル所有ノ享受ヲ妨ケサルコトヲ要ス

第十二項 賃借權所有者ニハ土地ニ對シ家庭用若ハ家屋、構欄、畜舎ノ建築用其ノ他土地改良ニ要スル木材以外ノ木材ニ對シ又賃借地中ニ存在スル金、銀其ノ他ノ金屬、礦物、礦石、「ボーキサイト」、石材、寶玉、寶石、石炭、礦油ノ探掘ニ對シ並ニ、「バラタ」ノ採集又ハ岩石、砂礫、粘土若ハ其ノ他ノ物品ノ採取ニ對シ何等ノ權利ヲモ賦與セサルモノトス

第六章 内地ノ牧場地ニ於ケル牧場ノ許可權

第四十一條 委員ハ總督ノ認可ヲ經テ、牧畜用ニ供スル爲内地ニ在ル牧場地ニ對シ、五十平方哩ヲ超エサル地域ニ對シ一箇年十五弗ノ賃借料ヲ以テ毎年認可ヲ與フルコトヲ得委員ニシテ其ノ地カ認可ヲ與ヘタル目的ノ爲有効ニ利用セラレ居ルコトヲ認メタルトキハ年々之ヲ更新スルコトヲ得、此ノ認可權ハ通常左ノ條件ニ從ヒ之ヲ賦與スルモノトス

第一項 許可權所有者ハ、印度人ノ村落又ハ居住地ヨリ三哩以内ノ認可地内ニ於テ畜欄畜欄ヲ建設スルコトヲ得ス

第二項 許可權所有者ハ、許可地内ニ牧養スル牛馬カ印度人ノ農作物、村落、又ハ居住地ニ、損害ヲ與ヘタルトキハ、之ヲ賠償スル責ニ任スルモノトス

第三項 許可權設定後其許可地内ノ一部ニ印度人專屬地ヲ造リタルトキハ其ノ一部ハ回收セララルモノトス

第四項 許可權設定後五箇年以内ニ於テ其ノ所有者

第一 面積二千五百平方「ヤード」ヲ下サル畜欄

第二 飼畜者ノ住宅

第三 五百頭ノ家畜

ヲ有スルトキハ殖民地ノ内地ニ於ケル牧場地ヲ、飼養ノ爲借賃ヲ納付シテ賃借權ヲ賦與セラルル條件ニ從ヒ九十九箇年間其ノ認可ヲ受ケタル土地ヲ賃借スルコトヲ得

第五項 許可權所有者ニシテ五箇年間ニ、前項ニ規定シタル家畜ヲ飼養スル牧場ヲ有スルコト能ハサルトキハ此許可權ハ取消サレ又ハ無償ヲ以テ其ノ地域ヲ減縮セラルルモノトス

第五章及第六章ニ規定シタル賃借權及許可權ニ適用スヘキ一般規定

第四十二條 左ノ規定ハ本則第五章及第六章ニ依リ許可セラレタル、總テノ賃借權及許可權ニ適用スヘキモノトス

第一項 賃借人又ハ許可權ノ所有者ハ其ノ賃借權又ハ許可權内ノ土地又ハ其ノ一部ニ關スル利益ヲ抵當及讓渡ニ對スル異議ニ關スル本則ノ規定ニ依ル場合ノ外之ヲ讓渡シ又ハ擔保ト爲シ又ハ第八十六條ニ規定スル委員ノ認可書ヲ以テスル場合ノ外、其ノ土地又ハ其ノ一部ヲ轉貸スルコトヲ得ス

第二項 借地者又ハ許可權所有者ハ、其賃借權、又ハ許可權繼續期間其借地境界線ヲ明白ニシ各境界接近地ノ

前面ニ標木ヲ建設シ之ヲ保存スルノ義務アルモノトス此ノ標木ニハ、所有者ノ姓名、賃借又ハ許可ノ番號及其ノ月日ヲ平易ナル文字ヲ以テ記スヘシ

第三項 委員ヨリ特ニ任命セラレタル政府ノ官吏ハ、農業、牧畜、境界線ノ標木ヲ検査スルコトヲ必要トスルトキハ何時ニテモ賃借地又ハ認可地内ニ出入シ、且賃借權、許可權ノ條件カ正當ニ履行セラレアリヤ否ヤヲ確ムル爲必要ナルトキハ何事ヲモ爲スコトヲ得

第四項 賃借權ノ規定條件ヲ完全ニ實行スル事ヲ過マリ又ハ之ヲ怠リ、或ハ三箇月賦ヲ以テ支拂フヘキ借地料ノ納付ヲ怠タリ、或ハ其納付期限ヲ經過セシメタル借地者ニシテ、其賃借權ヲ抵當トセシ場合ニ、賃借者ヨリ之カ實行ヲ御料局ニ通告シ、第十七條ノ規定ニ依リテ、其抵當設定ノ登録ヲ受クル事ヲ怠リシ時ハ委員ハ賃借者ニ警告シテ、借地者ノ怠慢セル義務ヲ六箇月以内ニ實行スヘク又ハ三箇月以内ニ借地料未納殘金ノ支拂ヲ命ス可シ、若シ以上ノ借地者又ハ賃借者カ指定時日以内ニ其警告ヲ完了スル事ヲ怠リシ場合ハ、以上ノ賃借權、其借地及其施設セル改良等ハ沒收サルモノトス

但シ以上ノ借地者又ハ賃借者カ警告ニ從ヒテ指定時日以前ニ借地者ノ怠リタル條件ヲ完了シ又其借地料ヲ皆納メシ場合ハ從前ノ如ク借地者ハ賃借地ノ所有ヲ繼續スル事ヲ得ルモノトス

第五項 牧場目的或ハ農業目的ノ賃借權カ時日ノ經過ヲ以テ消滅シタル場合ハ前所有者ハ再ヒ此權利ヲ繼續スル事ヲ得サルモノトス、而テ其地内ニ在リシ各建築物及一切ノ改良物ハ皇帝ノ絕對所有ニ歸スルモノトス但シ牧場目的或ハ農業目的ノ賃借權ニシテ百エーカーヲ超ヘサル場合ニハ、其賃借權ハ前權利消滅ノ日ヨリ十二箇月間之ヲ繼承スル借地者ニ依リ繼續スル事ヲ得、而テ前賃借權所有者ハ其繼承者ヨリ權利繼承ノ日ニ於テ存在シタル各正當ナル土地改良ニ對シテ充分ナル報償ヲ受クル事ヲ得、又其改良ニ對スル報償ノ額ハ本

則第四十三條ノ規則ニ依リ決セラレルモノトス

改良ニ對スル報償ノ評價

第四十三條第一項 以下ノ條件ヲ具備セザレハ改良ニ關シタル支拂又ハ評價ハ本則ニ依リ行ハレサルモノトス、即チ委員カ土地ニ施シタル改良ヲ確實ナルモノト認定スル事又之ヲ以テ土地生産能力ヲ増加スルニ確實ナリト満足スル事又此ノ改良ハ耕作、開墾、排水、清水井戸、貯藏所、垣柵、住宅、建築物、家畜小舎及土地ノ農業牧畜能力ヲ維持セシメ或ハ好良ナラシムル改良ナル事等ナリトス

第二項 報償ヲ支拂フヘキ改良ノ價值トハ土地ニ施シタル改良ノ價值ヲ言ヒ又ハ報償ヲ受クヘキ人ノ所有借地以外ニアルノ故ヲ以テ無價值トナリ又ハ價值ノ減小スルモノヲ含ムモノトス

第三項 斯ノ如キ改良ノ價值ハ、一ハ賃借セントスル土地ノ出願者ニ依ツテ指命サレタル資格アル人又一ハ賃借權所有者ノ指命シタル人ニ依テ定メラレ而テ兩評價者間ニ於ケル差異ハ、審判者トシテ特ニ委員ヨリ委託サレタル御料局官吏ニ依ツテ定メラルモノトス

第七章 占有ノ特許權

第四十四條 委員ニシテ本則ノ規定ニ依リ或目的ノ爲メ御料地ヲ占有スルノ權利ヲ賃借權ノ形式ヲ以テ與フル事ハ不便ニシテ且ツ實行不可能ノ事ト思考スル時ハ委員ハ總督ノ認可ヲ以テ占有ノ特許權ヲ許ス可シ、而テ之カ期限ハ總督ノ認可ニ依リ或ハ皇帝ノ之ヲ用ヒサル期間トス、而テ各占有特許權ハ賃借權ト同一借地料ニ從ヒ又賃借權ノ規定ト同一條件ニ從フ者トス、又借地ニ對スル本則ノ條項ハ時機之ニ應用スルモノトス

第八章 伐木ノ爲ノ賃借權及特許權

第四十五條 委員ハ總督ノ認可ヲ經テ、本則ノ規定ニ依リ借地料規定及左ノ條件ニ從ヒ丸太、枕木、屋根板、薪杭、圓材、編枝、棒、又ハ木炭ヲ製スル爲御料地ニ生長シタル木材ヲ伐採シ及運搬スルノ特權ヲ認メタル賃借權及免許權ヲ賦與スルコトヲ得

第四十六條 賃借權ハ面積五千「エーカー」以上ノ地域ニ對シテ賦與セラルルモノトス、其ノ期間ニ借地料及條件ハ契約ニ依リ之ヲ定メ且總督ノ認可ヲ經ヘキモノトス

第四十七條 特許權ヲ以テ賦與セラルヘキ地域ハ通常二千「エーカー」ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ場合ニ於テ總督ノ認可ヲ經タルトキハ五千「エーカー」ヲ超エサル地域ニ及フコトヲ得

第四十八條 特許權ハ二箇年ノ期間ヲ以テ之ヲ賦與スルモノトス但シ委員ノ認可ヲ經テ一時ニ十二箇月ヲ超エサル期間之ヲ更新スルコトヲ得

第四十九條 委員カ特ニ定ムル場合ノ外賃借地又ハ特許地ハ之ヲ測量スルコトヲ要セス但シ出願者ハ測量ノ代リニ出願面積ヲ圍繞スル境界線ヲ劃シ且委員ノ任命シタル官吏ノ爲シタル土地検査費及圖面作成費ヲ支拂フヘキモノトス、検査(圖面作成モ含ム)ニ對シテ支拂フヘキ費用ハ左ニ依ル

- 百「エーカー」以内ノ土地検査費 二十弗
- 百「エーカー」以上五百「エーカー」ニ至ル土地検査費 二十五弗
- 五百「エーカー」以上一千「エーカー」ニ至ル土地検査費 四十弗
- 一千「エーカー」以上ハ五百「エーカー」以内ヲ増ス毎ニ 十五弗

但シ總督ハ何時ニテモ官報ニ廣告シ出願シタル土地検査ニ關シ其ノ適當ト認ムル手数料ヲ其ノ廣告シタル日以

後ニ於テ納付スヘキ旨命令スルコトヲ得

第五十條 特許權ノ借地料年額ハ、當分二千「エーカー」迄ハ一「エーカー」ニ付五仙其ノ以上ハ、一「エーカー」ニ付一仙ノ割合トシ最低五弗ヲ下ラサルモノトス但シ總督ハ何時ニテモ官報ニ廣告シ其ノ賦與又ハ更新シタル賃借權ニ關シ適當ト認ムル賃借料ヲ其ノ廣告シタル日以後ニ於テ納付スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第五十一條 特許權ハ通常左ノ條件ニ依リ許可セラルルモノトス但シ總督ハ特殊ノ場合ニ於テ特殊ノ狀況ニ適合セシムル爲其ノ條件ヲ變更シ、又ハ適當ト認ムル條件ヲ附加スルコトヲ得

第一項 特許權所有者ハ特許權繼續期間ニ委員ノ満足ヲ得ルマテ土地ヲ開墾改良スヘシ

第二項 特許權所有者ハ讓渡、抵當及轉貸ニ關スル御料地規則ノ規定ニ依ル場合ノ外特許ニ伴フ利益ヲ讓渡シ若ハ抵當ト爲シ又ハ其ノ土地ヲ轉貸スルコトヲ得ス

第三項 特許權所有者ハ隣接境界ニ在ル土地ノ前面又ハ日立タル場所ニ平易ナル文字及數字ヲ以テ所有者ノ姓名、許可ノ番號及年月日ヲ記シタル標木ヲ建設シ之ヲ保存スヘシ又所有者ハ當ニ土地境界線ヲ明白ニナシ以テ御料局吏員ノ満足ヲ買フ可シ

第四項 特許權所有者ハ總督ノ要求アルトキハ其ノ免許地内ニ於テ獲得シタル木材又ハ物品ヲ其ノ地域ニ於テル總産額ノ二割五分ヲ超エサル額迄時價ニ依リ生産地ニ於テ又ハ契約不成立ノ場合ニ於テハ前三箇月ノ平均價格ヲ以テ計算シタル時價ニ相當ノ運賃ヲ加ヘタル價格ヲ以テ之ヲ賣却スルノ義務アルモノトス

第五十二條 第一項 伐材ノ爲ノ賃借權、又ハ特許權ノ賦與セラレサル以前ニ於テ出願者ハ委員ノ要求アルトキハ、三千弗ヲ超エサル金額ヲ以テ賃借權又ハ免許權ヲ出願シタル御料地該權利繼續中何等ノ損害ヲ與ヘサルコト及其ノ森林ヨリ取得シタル總テノ物品ニ對スル特許料並之ニ對シテ納付スヘキ借地料ヲ支拂フヘキ保證

トナスヘシ

第二項 前項ニ規定スル保證金ハ委員ノ要求ニ依リ其ノ通告ノ日ヨリ二箇月以内ニ提供セサルトキハ出願ハ取消サレ且寄託シタル一切ノ手数料ハ之ヲ沒收スルモノトス

第三項 一人ニ對シ多數ノ賃借權、又ハ特許權ヲ賦與セラレタル時ハ各土地ニ對シ別個ノ保證金ヲ提供スル代リニ總テノ土地ニ對シ五千弗ヲ超エサル保證金ヲ提出スルコトヲ得

此ノ保證金ハ保證人ノ死亡、破産殖民地ニ於ケル住居ノ廢止並其ノ地域ノ低減又ハ罰金ニ處セラレタルカ爲之カ更改ヲ必要トスル場合ニ於テノミ之ヲ更改スルモノトス

第五十三條第一項 十方「インチ」以下ノ樹木ハ伐採スルコトヲ得ス但シ「ワラバ」若ハ同質ノ堅木ニシテ樫、栲、梁木、若ハ桁ニ供スルカ爲ニ伐採スル場合又ハ委員カ官報ニ廣告シテ示シタル大サノ樹木ヲ伐採スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二項 護謨又ハ「バラタ」ヲ生スル樹木ハ委員ノ特許書アルニ非サレハ伐採スルコトヲ得ス

第三項 本則ニ違反シテ伐採シタル樹木ハ之ヲ沒收スルモノトス

但シ必要アルトキハ堅木「グリーンハート」以外ノ樹木又ハ護謨若ハ「バラタ」ヲ生スル樹木以外ノ樹木ハ常ニ左ノ目的ノ爲伐採スルコトヲ得

一 市街鐵道、鐵道線路、木材道路、荷車道路ノ建設

二 小舎ノ建設

三 地上ノ作業又ハ木材若ハ其ノ他ノ物品ノ運搬ヲ容易ナラシムル爲ノ設備

第四項 樹枝ヲ單ニ薪又ハ其ノ他ニ使用スル目的ヲ以テ樹木ヲ伐採スヘカラス、本則ニ違反シタル賃借者、

又ハ特許者ハ本則罰則ノ規定ニ依ル罰金ノ外樹木ノ使用セザリシ部分ニ對スル使用料ヲモ支拂フ義務アルモノトス

第五項 賃借人又ハ免許人ハ本則附表ニ規定スル手数料ヲ支拂ヒ委員ヨリ特許ヲ受ケタルトキハ土地ヲ方形ト爲ス目的ヲ以テ地上ニ伐採シタル樹木ニ限リ之ヨリ「バラタ」ヲ自由ニ採集スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ採集シタル「バラタ」ノ數量ヲ記録シ且之ニ對シテ納付スヘキ特許料ヲ納付スヘキモノトス

第五十四條第一項 木材、桶板、杭、梁木、柁、薪、屋根板、木炭、其ノ他本章ノ規定ニ依リ御料地ヨリ採集シ得ル物品ハ、此ノ爲借地人若ハ特許人又ハ其ノ代理人若ハ代表者ノ署名セル許可證アルニ非サレハ、借地又ハ特許地ヨリ移動シ又ハ運搬スルコトヲ得ス但シ別ニ委員ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項 許可證ハ委員ノ命スル形式及條件ヲ具備スルコトヲ要シ且御料地ノ特ニ指定セラレタル箇所ヨリ物品ヲ運搬スル爲委員ノ承認ヲ經タル目的以外ノ爲之ヲ借地人若ハ特許人又ハ其ノ代理人若ハ代表者ニ於テ使用スルコトヲ得ス、免許人又ハ其ノ代理人若ハ責任アル其ノ他ノ者ニシテ御料地ヨリ物品移動ノ爲發行シタル許可書中ニ處要ノ條件ヲ記入スルコトヲ拒ミ若ハ之ヲ怠リ又ハ其ノ許可書ヲ偽造シ、變造シ、若ハ故意ニ抹消シ爲ニ收入ニ損失ヲ及ホシタルトキハ本則ニ依リ所罰セララルヘシ

第三項 前記物品ヲ其ノ借地又ハ特許地ヨリ搬出セントスル者ハ先ツ之ヲ附近ノ政府出張所ニ運搬シ、出張所官吏ニ其ノ許可書ヲ呈示スヘシ、此ノ場合ニ於テ其ノ許可書中ニ記載セラレタル物品カ、賃借又ハ特許ヲ受ケタル御料地ヨリ適法ニ收得セラレタルモノト認メタルトキハ出張所官吏ハ之ヲ自己ノ姓名及年月日ヲ裏書スヘシ

第四項 前記物品ニ關スル許可書ニ裏書ヲ有セサル場合ニ於テハ其ノ物品ハ政府出張所以外ニ運搬スルコトヲ

得サルモノトス

第五項 前記物品ヲ借地又ハ特許地ヨリ搬出セントスル者ハ目的地ニ到達後二十四時間以内ニ其ノ附近ノ政府出張所官吏ニ許可書ヲ呈示スヘシ該官吏ハ許可書中ニ記載シタル條件ノ真否ヲ確ムルモノトス

第六項 御料局官吏ハ職務ヲ以テ旅行中呈示ヲ受ケタル許可書ニ記載セラレタル條件ヲ調査シテ眞實ト認めタルトキハ之ニ、自己ノ氏名及年月日ヲ裏書スヘシ此ノ手續ニ依リテ裏書セラレタル場所ハ時ニ之ヲ政府ノ出張所ト看做スモノトス、本項ノ場合ニ於テハ、本條第三項同第四項ノ規定ハ之ヲ適用セサルモノトス

第七項 停車場、低地、或海濱ニ、木材ヲ運搬セントスルニ當リテハ別ニ各荷物ノ明細又ハ其目的等ヲ記入セサル許可書ヲ委員ヨリ其地ノ借地人又ハ特許人ニ與フ可シ

但シ借地人又ハ特許人ハ斯ノ如ク運搬シタル木材ノ種類、及量額ヲ示セル月報及委員ノ要求スル他ノ報告ヲ差出スヘシ、而テ毎月第一週間ニ於テ、其使用料ヲ支拂フヘキモノトス

第八項 委員又ハ委員ヨリ適法ニ權限ヲ與ヘラレタル御料局官吏ハ、借地人又ハ特許人ニ對シ其ノ土地ヨリ取得シタル物品ヲ先ツ政府出張所ニ運搬セシテ他所ニ搬出スルコトヲ得ル許可書ヲ與フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本條第三項及第四項ノ規定ハ之ヲ適用セサルモノトス

第九項 委員ハ本章ニ規定スル物品ヲ輸出セント欲スル借地人又ハ特許人ニ對シ、先ツ政府出張所ニ運搬セシテ之ヲ輸出スル船舶ノ荷役場所ニ直接ニ搬出スルノ許可書ヲ與フルコトヲ得

第十項 借地人又ハ特許人ハ船舶積込後、輸出目録ノ税關通過前自己若ハ其ノ代理人又ハ委員ノ證明書ヲ有スル木材測定者ヲ以テ土地及鑛山局ノ官吏ニ對シテ積込物品ノ數量並輸出ノ目的ヲ以テ運搬シタル船舶主ニ積

載ヲ拒絕セラレタル物アルトキハ其ノ數量ヲ申出ツル義務アルモノトス、此ノ場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ料金を支拂フヘシ

第十一項 前記諸項ノ規定ニ依ラスシテ御料地内ノ借地又ハ特許地ヨリ移動シ又ハ處分シタル木材、棒、杭、梁木、杖、薪、屋根板、木炭及其ノ他ノ物品ハ御料地ノ許可ナキ部分ヨリ不正ニ伐採シタルモノトシテ之ヲ差押ヘ且沒收スルモノトス

第五十五條 借地人又ハ特許人ハ本則第五十四條第五項ノ規定ニ依リ許可書ヲ呈示シタル後、其ノ物品ニ特定セル料金ヲ御料局又ハ其ノ目的ノ爲任命セラレタル御料局官吏ニ支拂フヘシ

第五十六條 第五十四條ノ規定スル物品移動ノ許可書ヲ得且其ノ物品ニ對シテ納付スヘキ料金を正當ニ納付シタルコトヲ證スル受取書ヲ呈示スルニ非サレハ何人モ借地人若ハ特許人ヨリ第五十四條ニ記載スル物品ヲ購入スルコトヲ得又借地人若ハ特許人ハ何人ニ對シテモ之ヲ賣却スルコトヲ得ス

第五十七條 第一項 委員ハ借地人又ハ特許人ニ對シ其ノ借地又ハ許可地ヨリ取得スル木材又ハ其ノ他ノ物品ノ運搬ヲ容易ナラシムル爲、借地又特許地以外ノ御料地ニ鐵道、軌道、木材道路及荷車道路ヲ建設シ且之ヲ使用スルノ許可ヲ與フルコトヲ得

第二項 委員ハ又借地人若ハ特許人ニ對シ入江、木材道路、荷車道路ノ入口又ハ其ノ附近ニ於テ廣サ五「エーカー」ヲ超エサル御料地ヲ借地權又ハ免許權ノ繼續中物品ノ貯藏、木材ノ荷下シ、屋根板其ノ他該地域ヨリ取得スルコトヲ許可セラレタル物品ノ留置物ニ供スル家屋ヲ建設スル爲並其ノ土地ノ一部ヲ自己及勞働者ノ食物ヲ耕作スル爲之カ占有ヲ許可スルコトヲ得

第三項 委員ハ又伐木地ノ借地人又ハ特許人ニ對シ伐木、「バラタ」採集又ハ牧畜ノ爲其ノ土地ニ接近シテ他人

ニ賃貸又ハ特許セラレタル御料地内ニ、鐵道、軌道、荷車道路、又ハ木材道路ヲ建設シ又ハ之ヲ使用スルコトヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ借地人又ハ特許人ハ其ノ許可カ材木又ハ其ノ他ノ物品ヲ移動スル爲及
其ノ物品ヲ貯藏スル爲ノ家屋ヲ建設シ又ハ其ノ他ノ物品ヲ荷下スル目的ヲ以テ廣サ五「エーカー」ヲ超エサル前
記ノ御料地ノ一部ヲ荷置場トシテ占有スル爲必要ナルコトヲ委員ニ認メシムルヲ要ス

第四項 前項ノ許可ニ關シテハ土地ノ測量ハ之ヲ必要トセス其ノ他ノ費用モ許可權ニ對スル手数料及借地料以
外之ヲ支拂フニ及ハサルモノトス但シ借地人又ハ特許人ニシテ何時ニテモ其ノ許可ニ依ル土地カ五「エーカ
ー」以上ヲ占有スルコトヲ發見セラレタルトキハ其ノ許可ハ委員ニ依リ直ニ取消サレ借地人又ハ特許人
ヲシテ必要面積ニ就テノ賃借權許可ヲ出願セシム可シ、而テ之ニ對スル手数料ハ本則ニ依リテ支拂フモノト
ス

第五十八條 賃借權又ハ特許權ハ其所有者ニ對シ、其賃借又ハ特許ノ目的以外ノ土地ニ就テノ何等ノ權利モ與
ヘラレサルモノトス、賃借權又ハ特許權内ニ含ミタル土地ノ地中地下ニ在ル金、銀又ハ其ノ他ノ金屬、礦物礦
石、「ボーキサイト」、寶玉、寶石、岩石、石炭、礦油ニ對シテノ權利ハ與ヘラレサルモノトス又特ニ任
命セラレタル政府ノ官吏又ハ工夫ハ許可地ニ入り、前記ノ金屬、礦物又ハ其ノ他ノ物品並ニ道路、軌道、鐵
道、排水路、灌水路、工事等ノ維持、修繕又ハ公共用工事ノ建設ニ要スル物品ヲ搜索シ又ハ之ヲ運搬スル事
ヲ得

第五十九條 第一項總督ハ賃借若ハ特許期間中何時ニテモ公共ノ利益若ハ便益ニ供スル工事、若ハ其ノ他ノ目
的ニ必要ナル賃借權、又ハ特許權内ニアル土地ノ一部ヲ回收スル權限ヲ有ス、總督ハ又現ニ效力ヲ有スル採
鑛ニ關スル命令又ハ規則ノ規定ニ從ヒ一人又ハ數人ニ前記土地ノ一部ヲ賣却、賃貸、特許、又ハ處分スルコ
トヲ得

トヲ得

總督ニシテ借地人又ハ特許人カ、高價ナル木材ヲ總テ切斷シタリト認メタル時又ハ其ノ土地ヲ農業ノ爲メ取
リ戻スヘキモノト認メタル時ハ前記土地ノ或部分ヲ取戻スコトヲ得但シ此ノ場合ニハ借地人又ハ特許人ニ賠
償金ヲ與ヘサルモノトス、然レトモ其取戻シタル地ニ市價ヲ有スル木材ノ生長シツツアル時ハ借地料ノ比例
的減却ヲナスヘシ

但シ以上ノ回收又ハ處分ニ礙材工場ノ敷地ノ五百「フット」以内、建築物ノ五百「フット」以内又ハ木材運搬ノ
爲建築シタル鐵道若ハ市街鐵道ノ百「フット」以内ニ在ル土地ニ對シテハ賠償金ヲ與フルニ非サレハ之ヲ行
フコトヲ得

第二項 賃借權又ハ特許權内ニ含メル土地ニシテ、前記ノ如ク取戻シ又ハ處分サレタル時ハ委員ハ此ノ内
ヨリ現在又ハ將來ノ借地人又ハ特許人ガ恐ラクハ要求スヘキ道路、鐵道、軌道ヲ建設スルニ必要ナル土地
ヲ取り除クヘシ又前記ノ如ク取戻シ又處分サレタル土地ニ關シテ新權利ヲ設定スル時ハ總督ハ道路、
鐵道、軌道、ノ爲メ借地人又ハ特許人ノ要求スヘキ土地ノ一部ヲ無償ニテ取戻ス事ノ權力ヲ保留スルモノト
ス

第六十條 「バラタ」ノ採集又ハ石材切出ノ特許權ハ伐木ノ賃借權又ハ特許權ノ下ニ許サレタル土地ニ賦與スル
コトヲ得又伐木ノ賃借權又ハ特許權ハ、「バラタ」採集ノ特許權又ハ牧畜ノ爲メ賃借權ノ下ニ許サレタル土地ニ
賦與スルコトヲ得

第六十一條 委員ヨリ特ニ權限ヲ賦與セラレタル政府ノ官吏ハ、借地人又ハ特許人カ賃貸借又ハ免許ノ條件ヲ履
行シ居ルヤ否ヤヲ確ムルガ爲其ノ作業ヲ検査スルニ適當ナリト認ムルトキハ何時ニテモ代木用ノ賃借又ハ免許

地内ニ立入ルコトヲ得

第六十二條 委員ハ特許人ガ其ノ特許條件又ハ伐木ノ特許ニ關スル規定ヲ遵守セサル場合ニ於テハ其ノ特許權ヲ取消スコトヲ得

第九章 「バラタ」、護謨、採集ノ特許

第六十三條 或期間又ハ皇帝不用時期間、御料林ヨリ護謨、「バラタ」又ハ同質ノ物品ヲ獲得スル爲ノ特許權ハ左ノ條件ニ依リ委員之ヲ賦與ス

第一項 特許人ハ特許權ニ特定セラレタル期日ニ年額二十弗ノ借地料ヲ委員ニ支拂フヘシ、若シ支拂期日ニ於テ借地料ヲ支拂ハサルトキハ特許人ハ借地料ノ外遲延一日ニ付、年六分ノ割合ヲ以テ其ノ利息ヲ支拂フヘシ

第二項 特許人ハ委員カ別ニ命令スル迄認可書ノ交付ヲ受ケタルトキハ直ニ第六十八條第五項ノ規定ニ依リ本則ニ特定シタル料金ヲ御料局ニ支拂フヘシ

第三項 特許人ハ讓渡及抵當ニ關スル規則ニ依ルノ外、其ノ利益ヲ讓渡又ハ抵當ト爲シ及之ヲ轉貸スルコトヲ得ス

第四項 特許人ハ其ノ許可セラレタル土地ノ正面ノ一側ニ平易ナル文字及數字ヲ以テ特許人ノ氏名土地ノ幅員及其ノ有スル特許權ノ年月日ヲ記載シタル木標ヲ建設シ且特許權續期中之ヲ修繕スヘシ但シ二又ハ二以上ノ隣接シタル土地ヲ同一人ニ特許シタル場合ニ於テハ全正面ノ最端ニ木標ヲ建設スルノミヲ以テ足ルモノトス

第五項 特許人ハ特許權續期中毎年其ノ特許地中ニ委員ノ満足ヲ買ヒ得ヘキ作業ヲ爲スヘキモノトス但シ委員ハ其ノ適當ト考フル期間特許人ニ對シ作業中止ノ許可書ヲ與フルコトヲ得

第六項 特許人ハ特許權ヲ賦與セラレタル期間中何時ニテモ本殖民地ノ國境ニ在ル政廳ヨリ護謨又ハ「バラタ」ヲ採集スルノ特許ヲ受クルコトヲ得ス

第七項 特許人ハ其ノ特許權ヲ以テ特許地ノ一部ニ護謨又ハ「バラタ」以外ノ樹木ヲ栽培スルコトヲ得ス總督ハ特許人ニ正當ナル通告ヲ爲シテ「バラタ」採集以外ノ目的ヲ有スル者ニ其ノ土地ノ一部ノ賃借權又ハ特許權ヲ賦與スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ其ノ賦與賃借又ハ特許セラレタル土地ノ一部ニ對シテ有シタル特許人ノ權利ハ直ニ消滅スルモノトス

以上ノ規定ハ本則施行ノ前後ニ關係ナク、護謨、「バラタ」又ハ同質ノ物品ヲ取得スル爲ノ特許權ニ適用スルモノトス

第六十四條第一項 護謨又ハ「バラタ」採集ノ特許權ノ賦與セラルル、前出願人ハ特許權出願ノ御料林ニ特許權繼續中間損害ヲ加ヘサルコト其ノ土地ヨリ獲得スル物品ノ料金及其ノ土地ノ借地料ヲ正確ニ支拂フコト及特許權出願地ヨリ二十哩以内ニ在ル特許權不許可ノ御料林ニ特許權繼續中間出願人又ハ其ノ使用人ノ行爲ニ因リ損害ヲ與ヘサルコトヲ保證スル爲五千弗ヲ超エサル金額ヲ委員ニ提供スヘキモノトス

第二項 前項ニ規定スル義務ヲ委員ノ通告ノ日ヨリ二箇月以内ニ履行セサルトキハ出願ハ之ヲ取消シ寄託シタル諸手数料ハ之ヲ沒收スルモノトス

第三項 護謨、「バラタ」、及其ノ他ノ同質ノ物品ヲ採集スル爲メ數個ノ特許權ヲ賦與セラレタル者ハ各土地ニ對シテ各別ノ保證金ヲ提供スル代リニ、全土地ニ對シテ五千弗ヲ超エサル保證金ヲ提供スルコトヲ得、此ノ

保證金ハ保證人ノ死亡、破産、殖民地住居ノ中止又ハ特許權ノ沒收ニ因リ之カ更改ヲ必要トスルトキニ於テ
ノミ更改スルモノトス

第六十五條第一項 特許人ハ下記ノ條項ヲ行フ事ヲ許可サレサルモノトス

- 一、特許地ノ護謄、又ハ「バラタ」ヲ、探査シ、又ハ栽培スルカ爲メ人ヲ雇傭スル事
- 二、千九百九年ノ雇主及用人規則、又改正規則ニ依リ、總督ヨリ任命セラレタル人又ハ委員ニ依
ツテ登録セラレタル資格者以外ノ者ヲ雇傭シ、使役シ、又關係セシメ、前記ノ事業又之ト類似ノ
事業ヲ爲サシムル事

第二項 資格登録ノ出願ハ「デヨー」チタウン、又ハ時々總督ノ指定スル場所ニ於テ委員又ハ之カ爲總督ヨリ任命
セラレタル官吏ニ對シテ爲スヘシ、此ノ官吏ヲ今後登記官吏ト稱ス

第三項 或土地ニ於テ作業スヘキ登録ヲ受ケタル人ニシテ其雇主トノ間ニ雇傭期限ノ契約アル場合ニハ、此ノ
期限經過ニ當ツテ若シ前土地ニテ作業ヲ繼續スルノ希望ヲ有スル時ハ、再ヒ登録ヲ受ケル事ヲ要セス

但シ此ノ場合ニ於テハ、雇主ハ期限ノ經過セル證書ニ裏書シテ用人ノ雇傭期ヲ何々日マテ延長シタル事ヲ
明ニスヘシ、又此ノ雇傭延長ハ出來得ル限り速ニ登記官吏ニ報告スヘキモノトス

第四項 登録證書ニ前項ノ如キ裏書ヲ有セスシテ、雇傭期ノ經過後、尙其土地ニテ作業スル者ハ、本則ノ規定
ニ依リ登録ヲ受ケスシテ雇傭セラレタル者ト見做スモノトス

第五項 登記官吏ハ本殖民地ニテ登録セラレタルヤ否ヤニ關セス、デヨーチタウン或ハニューアムスターダム
ノ境界以外ノ地ニ於テ會社又ハ組合商社ノ事業ノ爲メ労働スヘキ者ヲ登録スル事ヲ拒絕ス可シ

但シ會社又ハ組合商社ニシテ委員ノ定ムル金額ヲ寄託シタル場合、或ハ登録スヘキ者ノ支拂フヘキ諸手數

料ノ支拂ヲ二人ノ善良ナル保證人ヲ以テ約束スル場合ハ此ノ限ニアラス

第六項 登記官吏ハ労働賃金ノ支拂確實ナラサル雇主ニ對シ労働者ヲ登録シ、又雇主ノ許可ナクシテ雇傭契約
期限ノ未タ消滅セサル労働者ヲ登録スル事ヲ拒絕スヘシ

第七項 前記ノ如ク登録ヲ受ケント出願スル者ハ、登記官吏ニ對シテ其労働セントスル業務、又土地ニ關シテ
ハ、其土地ノ位置ヲ陳述ス可シ、而テ樹液採取者ノ場合ニ於テハ其指揮下ニ労働セントスル職工長ノ姓名ヲ
陳述ス可シ、而テ登記官吏ハ其者ニ授與スヘキ登録證明書ニ以上ヲ記載ス可シ、該證明書ハ委員ノ認可シタ
ル形式ヲ以テ作ルモノトシ、又授與ノ日ヨリ十二箇月ヲ超ヘサル期間有效ノモノトス、十八歳以下ノ者ニハ
樹液採取者ノ資格ヲ以テ労働スルノ登録ヲ許ササルモノトス

第八項 殖民地ノ利益ノ爲、登録ニ際シテ支拂フヘキ登録手数料ハ本則第一附表ニ特定スル金額トス

第九項 登録済ノ者ニシテ其労働期間ヲ經過シ、又或地方ニ居リテ其登録セラレタルモノ以外ニ或土地ニテ雇
傭セラレン事ヲ希望セハ、自身登記官吏ニ陳述スルヲ要セス、登録手数料ヲ封入シタル郵便書翰ヲ以テ登録
ヲ出願シ、本條第七項ニ關シタル證明書ヲ請求セハ充分ナリトス、而テ此場合ニ於テハ登記官吏ハ郵便ヲ以
テ證明書ヲ送附スルモノトス

第十項 移入者ハ労働免除ノ證明書ヲ提出スルカ、又ハ他ニ免除ヲ證明スルモノヲ提出スルニ非サレハ、登録
ヲ要セサルモノトス

第十一項 登記官吏ハ姓名、年齢、住居、雇傭ノ場所、及期限、勞銀、其ノ他總督ノ命スル細目ノ記録ヲ保存
スヘシ

第十二項 本則ノ規定ニ依リ登録セラレタル者ノ雇主ハ、登録證明書ノ裏面ニ其ノ者カ職務ヲ履行シタルコト

ヲ證明スルヲ要シ、且其ノ職務ノ満足ナリシヤ否ヤヲ記載スルコトヲ得ルモノトス

第十三項 土著印度人ニ對スル登録證明書ハ必スシモ之ヲ得ルコトヲ要セス、此ノ證明書ハ千九百十年土著印度人保護條例ニ依リ、印度人ヲ雇傭スルノ許可ヲ印度人保護官又ハ副保護官ヨリ賦與セラル、ニ非サレハ之ヲ發行シ又ハ雇傭ノ契約ヲ爲スヘカラス

第十四項 委員ハ總督ヘノ訴願ニ依リ正當ト認メタルトキハ登録證明書ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第十五項 登録ヲ受ケタル職工長又ハ樹液採取者ハ何時ニテモ其ノ登録セラレタル土地以外ニ於テ勞働スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ職工長又ハ採取者ヲ指揮スル代理人、職工長又ハ其ノ他ノ者ヨリ速ニ其ノ移轉セラレタル土地ノ位置ヲ近接地ノ官吏ニ報告スヘキモノトス

第十六項 登記官吏ニシテ登録スヘキ者カ必要ナル智識及才能ヲ有スト認メタル場合ニ於テハ郵便局又ハ其ノ他ノ確實ナル出所ヲ經由スル文書ヲ以テ登録ヲ受クルコトヲ得

第十七項 委員ニシテ出願者カ護謨、又ハ「バラタ」採集ノ爲特許シタル土地又ハ其ノ土地ニ關係シテ勞働スルニ不適當ナル者ト認ムルトキハ之カ登録ヲ爲サシメサルコトヲ命スルヲ得、委員ニシテ此ノ命令ヲ下シタルトキハ出願人ハ委員ノ相當ト認ムル期間登録ヲ拒否セラル、モノトス、但シ出願人ハ委員ノ命令ニ對シ當ニ總督ニ訴願スルコトヲ得

第十八項 前諸項ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケタル者ニシテ當諸官吏ノ検査ニ對シ其ノ登録證明書ヲ提出スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ怠リタルトキハ二十弗ヲ超エサル罰金ヲ課セラルヘシ

第十九項 本條ノ規定ニ依リ登録セラレタル者ニシテ當該官吏ノ命ニ應シ護謨「バラタ」、又ハ其他ノ樹木ノ樹液採取ノ場所ニ至リ且之ヲ指示スルコトヲ正當ナル辯解ナクシテ拒ミ又ハ之ヲ怠リタルトキハ四十八弗ヲ超

エサル罰金ヲ課セラルヘシ

第二十項 職工長ニシテ當該官吏ノ命ニ應シテ其ノ指揮スル樹液採取者ノ所在地ニ到リ且之ヲ指示スルコトヲ正當ナル辯解ナクシテ拒ミ又ハ之ヲ怠リタルトキハ四十九弗以上ノ罰金ヲ課セラルヘシ

第六十六條 第一項 地上ヨリ四「フキート」四分ノ一ノ高サニシテ周圍三十六「インチ」以下ノ「バラタ」樹ハ之ヲ伐採シ又ハ探液スヘカラス

第二項 樹木ハ一時ニ其ノ幹身ノ周圍ノ半以上ヲ切刻シ又ハ探液スルコトヲ得ス、樹木ハ前切刻ニ因ル樹皮ノ切リ口カ検査官吏ノ満足スル新皮ヲ以テ覆ハルルニ至ルマテハ再ヒ之ヲ切刻シ探液スルコトヲ得ス樹木ノ枝ハ切刻シ又ハ探液スルコトヲ得ス、但シ護謨及「バラタ」採集ノ目的ノ爲樹木カ全幹身ノ切刻又ハ探液ニ因リ損傷セラレタルコトヲ委員ニ於テ認定シタル場合ニ於テハ委員ハ該地ニ在ル全樹木ノ切刻又ハ探液ヲ樹幹ノ下部四分ノ三ニ制限スルコトヲ得

第三項 樹皮ノ切込ハ十字形ニ爲サス、平行形ニ切リ、而テ護謨液ヲ樹根ニ流下セシムヘシ

第四項 樹皮ニ作ル切リ口又ハ溝ハ外面ニ於テ幅一「インチ」半以下トシ其ノ深サヲ樹皮ノ厚サ以下トスヘシ

第五項 樹液採取者ハ委員ノ認可ヲ得ルニ非サレハ護謨「バラタ」又ハ同質ノ物品ヲ探液スルカ爲禁上用鐵器、鐵釘又ハ其ノ他ノ器具ヲ用フヘカラス

第六項 第五十三條及第八十七條ノ規定ニ依リ委員ノ許可ナクシテ護謨樹若ハ「バラタ」樹ヲ伐採若ハ破壞シタル者又ハ本條ノ規定ニ違反シテ樹木ヲ探液シタル者ハ四十八弗以上ノ罰金ニ處ス

第六十七條 第一項 特許人又ハ其ノ代理人若ハ代表者ハ其ノ採集シタル護謨「バラタ」又ハ同質物品ノ各包荷ノ

分量ヲ記載シタル帳簿ヲ備付クヘシ

第二項 特許人カ其ノ採集地ニ住居セザル場合ニ於テハ委員ハ其ノ作業地又ハ其ノ代理人ノ所在地ニ前項ノ帳簿ヲ備付タルコトヲ書面ヲ以テ特許人ニ許可スルコトヲ得

第三項 前項ノ帳簿ハ何時ニテモ御料局官吏稅務官吏又ハ警務官吏ノ檢閲ニ供スヘシ

第六十八條第一項 本章ノ規定ニ依リ御料地ヨリ收得スルコトヲ得ル護謨、「バラタ」又ハ其ノ他物品ハ其ノ地ノ特許人又ハ其ノ代理人若ハ代表者ノ署名アル許可書ナキトキハ之ヲ特許地ヨリ移動シ又ハ運搬スルコトヲ得ス

第二項 許可書ハ委員ノ命スル書式及特許人又ハ其ノ代理人若ハ責任者ニシテ細目ヲ具備スヘキモノトス御料地ヨリ物品ヲ移動スルカ爲發行スル許可書ニ所要ノ細目ヲ記入スルコトヲ拒ミ若ハ之ヲ怠リ又ハ許可書ヲ偽造シ變造シ若ハ故意ニ抹消シ爲ニ收入ニ損失ヲ及ボシタルトキハ本則ニ依リ所罰セラルヘシ

第三項 前項ノ物品ヲ取扱フ者ハ特許地ヨリ運搬スルニ當リ委員カ其ノ爲指定シタル政府出張所ニ到リテ當該官吏ニ許可書ヲ呈示スヘシ、此ノ場合ニ於テ許可書中ニ記載セラレタル物品カ其ノ目的ノ爲特許セラレタル御料地ヨリ正當ニ收得セラレタルモノト認メタルトキハ出張所官吏ハ之ニ自己ノ姓名、及年月日ヲ裏書スヘシ

第四項 前項ノ物品ニ關スル許可書ニ裏書ヲ有セサル場合ニ於テハ其ノ物品ハ政府出張所以外ニ運搬スルコトヲ得サルモノトス

第五項 前記物品ヲ特許地ヨリ搬出セントスル者ハ目的地ニ到着後二十四時間以内ニ其ノ附近ノ政府出張所ノ官吏ニ許可書ヲ呈示スヘシ、該官吏ハ其ノ許可書中ニ記載セラレタル細目ノ眞否ヲ確ムルモノトス

第六項 御料局官吏ハ職務ヲ以テ旅行中呈示ヲ受ケタル認可書ニ記載セラレタル細目ヲ調査シテ眞實ト認メタルトキハ之ニ自己ノ姓名及年月日ヲ裏書スヘシ、此ノ手續ニ依リテ裏書セラレタル場所ハ時ニ之ヲ政府ノ出張所ト看做スモノトス、本項ノ場合ニ於テハ本條第三項及第四項ノ規定ハ之ヲ適用セサルモノトス

第七項 委員又ハ委員ヨリ適法ニ權限ヲ與ヘラレタル御料局官吏ハ特許人カ特許地ヨリ收得シタル物品ヲ先ツ政府出張所ニ運搬セスシテ他ニ運搬スルコトヲ得ル許可書ヲ特許人ニ與フルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ本條第三項及第四項ノ規定ハ之ヲ適用セサルモノトス

第八項 特許人ハ前條ノ規定ニ依ル所要ノ許可書交付後直ニ其ノ特ニ規定シタル物品ノ料金ヲ御料局又ハ御料局當該官吏ニ支拂フヘシ

第九項 第六十八條第一項ノ規定スル、物品移動ノ許可書ヲ得且其ノ物品ニ對シテ納付スヘキ料金ヲ正當ニ納付シタルコトヲ證スル受領書ヲ呈示スルニ非サレハ、何人モ特許人ヨリ第六十八條ニ記載スル物品ヲ購入スルコトヲ得ス、又特許人ハ何人ニ對シテモ之ヲ賣却スルコトヲ得ス

第六十九條 御料地ヨリ收得シタル護謨「バラタ」又ハ其ノ他ノ同質ノ物品ヲ輸出セント欲スル特許人ハ先ツ料金納付済ノ領收書ヲ稅關吏ニ提出スヘシ、稅關官吏ハ領收書ノ提出ニ依リ護謨「バラタ」又ハ其ノ他ノ同質ノ物品ヲ秤量シタル後、領收書ノ裏面ニ輸出目録ニ記入シタル數量ヲ證明スヘシ、若シ其ノ數量ニシテ領收書ニ記載セラレタルヨリモ少ナカリシ場合ニ於テハ官吏ハ許可書ト共ニ領收書ヲ輸出人ニ返却スヘシ、領收書ニ記載セラレタル金額ヲ積込ミ了リシ時ハ官吏ハ領收書ニ之ヲ裏書スヘシ

「バラタ」以外ノ護謨、及蘭ノ採集許可權

第七十條第一項 貿易ノ目的ヲ以テ彈性護謨「バラタ」若ハ其ノ他ノ同質ノ物品、以外ノ護謨樹木若ハ灌木ヲ切斷セシテ得ラルヘキ物品、又ハ蘭以外ノ植物ヲ御料地ニ於テ採集セント欲スル者ハ委員ヨリ之カ許可書ヲ受クルコトヲ要ス

第二項 御料地内ニテ蘭ヲ採集セント欲スル者ハ委員ヨリ之カ許可書ヲ受クルコトヲ要ス

第三項 本條ノ規定ニ依ル許可權ハ本則附表ニ規定スル手数料ヲ支拂ヒテ委員ヨリ賦與セララルモノトス

第七十一條第一項 輸出ノ爲御料地ヨリ蘭ヲ採集スル者、又ハ彈性護謨、「バラタ」、其ノ他ノ同質ノ物品以外ノ護謨、香料「コベイバ」、「トシカ」豆、樹木若ハ灌木ヲ切斷セシテ收穫セララル物品、又ハ蘭以外ノ植物ヲ輸出セント欲スル者ハ、其ノ採集シタル蘭、護謨、香料「コベイバ」、又ハ「トシカ」豆ニ對シテ納付スヘキ料金を御料局官吏ニ支拂フヘシ、此ノ場合ニ於テハ官吏ハ其ノ領收書ヲ交付スヘキモノトス、又蘭、護謨、香料「コベイバ」、又ハ「トシカ」豆ヲ積込マントスルトキハ輸出人ハ料金支拂濟ノ領收書ヲ稅關吏ニ呈示スヘシ

第二項 稅關官吏ハ領收書ノ裏面ニ輸出品ノ量額ヲ記シ之ヲ證明ス可シ、又其量額ニシテ領收書ノ記載ヨリ少ナカリシ場合ニハ、官吏ハ許可書ト共ニ領收書ヲ輸出者ニ返却スヘシ、又領收書記載ノ全額ヲ積込ミ了リシ時ハ官吏ハ領收書ニ之ヲ裏書スヘシ

第三項 前記諸物品ノ料金ヲ支拂了ラサル時ハ輸出者ハ其ノ採集ノ爲與ヘラレタル特許權若ハ許可權又ハ其ノ所有者タルコトヲ示ス御料局官吏ノ證明書ヲ稅關吏ニ呈示スヘシ、稅關吏ハ之ニ依リ其ノ積込ヲ許ス可シ

七十二條第一項 料金ノ支拂ヲ要スヘキ本章ニ規定スル物品ヲ輸出シ若ハ輸出セントシ、又ハ之ヲ船中ニ積込ミ若ハ積込マントスル者ニシテ使用料ヲ支拂ハスシテ其ノ輸出品ヲ引渡シ、又ハ受取リシ者ハ、二百四十弗ヲ超

エサル罰金ヲ課シ、其ノ物品及其ノ所有ニ屬スル特許權、又ハ許可權ハ之ヲ沒收スヘシ

第二項 前項ノ場合ニ於テハ、御料局官吏、又ハ稅關吏ハ原告タルヲ得

第七十三條 「バラタ」採集ノ特許權所有者ハ其ノ期間ノ經過前、何時ニ於テモ其特許權ヲ引渡ス事ヲ得但シ此際特許權ヲ所有セシ一箇年、又ハ一箇年ニ滿タサル年月ニ對シ五弗、並ニ引渡ヲ爲ス迄ノ地料トヲ支拂フ可シ

第七十四條第一項 特許人又ハ文書ヲ以テ正當ニ委任セラレタル者ハ、其ノ特許權内ニ在ル土地ニ於テ行ハレタル本章ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ又ハ千九百三年御料地規則第三十二號ノ第二十一條ノ規定ニ違反シテ、御料地ヨリ前記物品ヲ採集シ、若ハ運搬シタル者ニ對シ使用人タルト否トヲ問ハス之ヲ告發スルコトヲ得

第二項 護謨、又ハ「バラタ」ニ關スル本則ノ規定ノ違反ニ付有罪ト認メタル者アルトキハ、其ノ告發人ハ直ニ犯人ノ有罪ニ關スル一切ノ報告ヲ委員ニ致スヘシ

第三項 第六十五條及第六十六條ノ規定ニ依ル犯罪ノ告發ハ、犯人ノ登錄セラレタル地方ノ裁判所管轄區域ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十章 石材、砂利、陶土、及其ノ他ノ粘土ノ採

取ニ對スル特許權

第七十五條 或期間、又ハ皇帝ノ不用期間、石材、砂利、陶土、其ノ他ノ粘土ノ採取ヲ目的トスル特許權ハ、左ノ條件ニ從ヒ委員ニ依リ之ヲ賦與スルコトヲ得ルモノトス

第一項 本特許權ハ本特許又ハ採取ニ關シ、現ニ效力ヲ有シ又ハ以後公布セララル條例又ハ規則ノ規定ニ從フ

第二項 特許人ハ特許權中ニ特ニ定メラレタル日ニ、「エーカー」ニ付二十仙ノ割合ヲ以テ、委員ニ借地料ヲ支拂フヘシ、但シ總督ハ何時ニテモ官報ニ廣告シテ其ノ相當ト認ムル借地料ノ割合ニ依リ廣告後出願シタル特許權ニ對シ支拂フヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第三項 特許人ハ特許權成立ノ日ヨリ、特ニ規定セラレタル期間内ニ、委員ノ満足ヲ得ル爲初歩的作業ヲ開始スルカ然ラサレハ其ノ特許權ヲ引渡スヘシ、若シ特許權ヲ引渡ササル場合ニ於テハ、特許權中ニ特ニ定セラレタル更ニ長期間内ニ、適確ニ採取作業ヲ開始シ、且之ヲ將來ニ繼續スルモノトス

第四項 特許人ハ讓渡又ハ抵當ニ關スル御料地規則ニ依ルノ外ニ、其ノ特許權又ハ其ノ一部ノ利益ヲ讓渡シ、又ハ抵當ト爲シ及委員ヨリ特別許可證ヲ得ルニ非サレハ之ヲ轉貸スルコトヲ得ス

第五項 特許人ハ其特許地ノ境界ニ、標木又ハ標板ヲ立テ之ヲ保存スヘシ、而テ其標木又ハ標板上ニハ、平易ナル文字ヲ以テ特許人ノ姓名、特許權ノ月日、又ハ期日ヲ記スヘシ、又ハ特許人此標木ヲ其權利繼續期間良ク修繕シ、常ニ土地境界線ヲ明瞭ニナシ、以テ當該官吏ノ承認ヲ乞フヘシ

第六項 碎石作業ハ當分切り出シ場手續ニ關シタル規則ノ規定ニ從ヒ執行スヘシ

第七項 特許權所有者ハ特許地ニ關スル權利、又ハ其地中ニ存在スル金、銀、其他金屬、礦物、礦石、「ボーキサイト」、寶玉、寶石、石炭、又ハ礦油ニツキテノ權利ハ與ヘラレサルモノトス、而テ政府ノ特ニ任命セラレタル官吏又ハ工夫ハ、特許地ニ入り以上ノ金屬、礦物其他ノ物品ヲ搜索シ、探掘シ、又運搬スルコトヲ得

第七十六條第一項 切り出ニツキ特許權ヲ與ヘラルル前ニ、出願人ハ特許地ヨリ切り出スヘキ砂利、陶土、粘土其他同質物品ノ使用料、及借地料支拂ノ保證金トシテ二百五十弗以下ノ金額ヲ委員ニ差出スヘシ

第二項 委員ヨリ通告ノ日ヨリ二箇月以内ニ保證金ヲ差出ササル時ハ出願ハ取消サレ、又ハ寄託諸手数料ハ沒收サルモノトス

第七十七條 總督ハ切出シ特許權ノ下ニ行フヘキ作業ノ時期、又ハ有效ニ作業繼續ヲナス時期ヲ延長スル事ヲ得
第七十八條第一項 特許人又ハ文書ヲ以テ委任セル其手理人ハ石材、砂利、陶土、粘土、其他同質ノ物品ヲ其地ヨリ移動スルノ前之ヲ行フ者ニ其移動スヘキ石材、砂利、陶土、粘土、又ハ他ノ同質物品ノ分量ヲ示ス許可書ヲ與ヘ、且ツ其ヨリ七日以内ニ委員ニ宛テ許可書ノ複寫ヲ送附スヘシ
但シ其地又ハ其附近ニ碇泊シタル船中ニ、石材、砂利、陶土、粘土、其他同質物品ヲ積込ム事ハ本章ノ規定スル移動トハ異ナルモノトス

第二項 上記許可書ハ委員ノ命スルカ如キ形式又ハ細目ニ依ルモノトス

第七十九條 特許人ハ前項規定ノ許可書ヲ與ヘタルノ後、直ニ御料局又ハ其カ爲メニ任命サレタル御料局官吏ニ特許物品ニ就テノ使用料ヲ支拂フヘシ

土砂等ノ移動

第八十條 御料地ヨリ土砂、貝殻又ハ「カツデー」ヲ收得セント欲スル者ハ、該物ノ存在スル土地ニ於ケル特許權ヲ得スシテ之ヲ採取スルコトヲ得ヘシ

但シ之ヲ爲スニ當リテ、御料局官吏ヨリ採取スヘキ土砂、貝殻、「カツデー」ノ重量、又ハ數量、採取スル場所、運搬ノ方法、及運送目的地ヲ記シタル許可書ヲ得サル可ラス

第八十一條 公共用トシテ土砂、貝殻、又ハ「カツデー」ヲ移動スル爲、政府ノ官吏ニ對シテ與ヘタル許可書ノ場合ノ外許可ヲ得タル者ハ、其ノ許可ト同時ニ砂、貝殻、「カツデー」ノ數量ニ對スル料金ヲ支拂フヘシ

第八十二條第一項 前條ニ規定シタル目的ノ爲、政府ノ官吏ニ與ヘタル許可權ハ、委員ニ於テ其ノ許可ノ日ヨリ十二箇月ヲ起エサル期間之ヲ利用セシムルコトヲ得

第二項 政府官吏以外ノ者ニ與ヘタル許可權ハ、其ノ許可ノ日ヨリ六週間ヲ限リ有效ナルモノトス

第八十三條第一項 本章ニ依リ該許可權ヲ與フル事ハ御料局官吏ノ自由ナルモノトス

第二項 御料局ノ官吏ニシテ該許可權ヲ與フル事ヲ拒否セシ場合ニハ、出願人ハ總督ニ之ヲ控訴シ其最後ノ判決ヲ乞フヘシ

第八十四條 何人モ本章ノ規定ニ從ヒ移動ノ許可ヲ得ルニ非ザレハ、御料地ヨリ採取シタル石材、砂、砂利、貝殻、「カツデー」、陶土、粘土、其他同質物品ヲ賣買スルコトヲ得ス

第十一章 雜 則

第八十五條第一項 總督ニシテ特許權ヲ得シカ爲メノ行爲ガ、出願人ノ從事セントスル産業ヲ侵害スルモノナリト認定シ、又特種事情ニ依リ特許權ノ授與ハ行フ可ラサルモノト認定セハ、委員ニ命ジテ總督ノ適宜ト思考シタル手数料ヲ支拂ハシメテ後、委員又ハ委員ヨリ之カ爲メニ特ニ任命シタル御料局官吏ヨリ或目的ノ爲メ又ハ御料地ニ生スル物品ヲ切斷シ、採集シ、運搬スルノ目的ヲ以テ御料地ヲ占有スルノ許可書ヲ其者ニ與フヘシ但シ之ニ關スル使用料ハ支拂フヘキモノトス

第二項 總督ハ認可ニ其ノ適當ト認ムル條件ヲ附加スルコトヲ得

第三項 出願人借地ヲ決定シタル後、海濱又ハ其ノ他ノ明瞭ナル境界ノ非サル場合ニ於テハ、委員ノ命スル方

法ニ依リ境界ヲ區劃スヘシ

第八十六條第一項 賃借權又ハ特許權ノ所有者ハ、規定ノ手数料ヲ支拂ヒ、其ノ借地ノ全部又ハ一部ヲ轉貸スルノ許可ヲ委員ヨリ與ヘラルル事ヲ得ルモノトス

第二項 本章規定ニ依リ賦與セラレタル許可ハ、本來ノ賃借人又ハ特許人ニ其權利ニ附帶スル條件ノ不履行ニ對スル責任ヲ免ルルコトヲ得ス、又其カ爲メ賃借權又ハ特許權ノ沒收ヲ妨ケサルモノトス

第三項 前項ノ規定ハ特別轉貸ニ付テモ之ヲ適用ス

第八十七條 委員ニシテ森林ヲ害セサルモノト認ムルトキハ、伐木、「バラタ」採集ノ特許權者、又ハ護謨樹、柑橘類栽培ノ賃借權所有者ニ其ノ特許地又ハ借地内ニ生スル護謨樹、又ハ「バラタ」樹ヲ切斷シ、之ヲ木材トシテ使用シ、又ハ樹液ヲ採取スルノ許可權ヲ與フルコトヲ得

○補 則

第八十八條第一項 本則第一附表ニ規定シタル手数料及使用料ハ該則中ニ記載セル諸件ニツキ支拂フモノトス但シ總督ハ何時ニテモ官報ニ廣告シテ該則中ニ記載セサル物品ニシテ御料地ヨリ採集シ、又ハ運搬セラルル物ノ使用料ヲ定ムルコトヲ得

第二項 本則實施前ノ規則ニ依リ出願セラレ、本則實施前ニ完了セサリシ出願ハ本則ニ依リ更ニ之ヲ進ムルコトヲ得

第八十九條 本則第八章、第九章、及第十章ノ規定ニ關セス千九百三年御料地令第二十二號、又ハ其法令ニ依リ許可セラレタル賃借權、特許權、又ハ許可權ニテ所有シタル土地ヨリ前記八、九、十、ノ三章ノ規定下ニ依リ

採取シ、又ハ取得シタル木材、竿、杭、梁木、棒、薪、屋根板、木炭、護謨、「バラタ」、砂、又ハ其ノ他ノ諸物品ニ對シテハ、前記八、九、十、ノ三章ノ規則ニ從ヒテ爲サレタルヤ否ヤニ關セテ特許料ヲ支拂フモノトス、而テ上記木材、竿、杭、梁木、棒、薪、屋根板、木炭、護謨、「バラタ」、砂又ハ其ノ他ノ物品ニシテ紛失シ、若ハ盜難ニカカリタル場合又ハ前記三章ノ規則ニ從フヘキ用料ヲ支拂ハナル場合ニハ、其紛失、盜難又ハ其ノ他ノ原因ニ拘ラス使用料ハ之ヲ委員ニ仕拂フモノトス、而テ委員ハ競賣實行ヲ以テ斯ノ如キ使用料ノ額ヲ回取スルモノトス

但シ土地及鑛山ノ委員ニシテ其ノ紛失又ハ盜難カ特許人ノ過失又ハ怠慢ヨリ生シタルモノニ非スト認メタトキハ、總督ハ認可ヲ經テ其ノ使用料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九十條 本則中ニアル規定ニシテ總督ノ讓與權、賃借權、特許權、又ハ許可權ヲ與フル事ヲ拒否セル場合ニハ、絕對ニ之ヲ拒ム事能ハサルモノトス、然レトモ總督ニシテ本則中ニ規定セラレタル事情ニ因リ之ヲ拒否スル場合ニ於テハ、出願人ノ前ニ支拂又ハ寄託シタル金額ハ總テ出願人ヘ拂戻スモノトス

第九十一條 「バラタ」採集ノ爲メ許可シタル特許權中ノ土地境界ノ狀態カ、土地境界ノ位置ノ變更ニ伴ヒテ變更ヲ生シ爲ニ其ノ近接セル特許人ノ利益ヲ侵害シ、又ハ委員ニシテ不適當ト認メタル場合ニハ、總督ハ委員ニ命ジテ、特許權中ノ境界ヲ修正シ又ハ之ヲ取消シ、更ニ新ナル權利ヲ與フルコトヲ得

第九十二條 下附賃借免許、又ハ許可ニ附帶スル條件ニ違反シタル者ハ二十四弗ヲ起ニナル罰金ニ處ス
第九十三條 千九百十五年御料地規則、及千九百十五年御料地規則ノ千九百十八年改正規則ハ之ヲ廢止ス
但シ此廢止ハ左ノ諸項ニ影響セサルモノトス

第九十四條 既ニ設定セラレテ現存シ、又其ヨリ生シタル權利、利益又ハ義務及舊規則ニ依リテ正當ニ爲サレ、又

ハ受ケタル事

第二項 舊規則ニ違反シタル反則ヨリ受ケタル罰金、沒收、又ハ所刑

第三項 前項ノ權利、利益、義務、罰金、沒收、所刑ニ關スル調査、法律手續、又ハ回復

第九十四條 本則ハ千九百十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

千九百三年御料地令第十七條ノ規定ニ依リ千九百十九年三月二十四日總督及政務局之ヲ作成ス

書記官

デー、ボール、グリーン

一、附 錄

手數料及特許料

一、御料局納付手數料

- 一、讓與權、賃借權、特許權、伐木特許權、切り出し特許權、又ハ以上ノ權利繼續ニ就キテノ出願 五 弗
- 二、護謨、又ハ「バラタ」採集特許權又ハ以上ノ權利繼續ノ出願 八 弗
- 三、賃借權、特許權、又ハ許可權ノ移轉ノ出願 四 弗
- 四、貯藏所、又ハ木材運搬道路又ハ荷車道路トシテ御料地ヲ占有スル許可、或ハ同上ノ移轉許可ノ出願 一 弗
- 五、委員ニ依リテ行ハルヘキ特許權、又許可權ノ擴張 五 弗

- 六、土地ノ全部又ハ一部ヲ轉貸スル許可 十二仙
- 七、彈牲護謨以外ノ護謨、又ハ「バラタ」、及同質ノ物品、又ハ蘭以外ノ植物、樹木又ハ灌木ヲ切斷セ
スシテ獲得サレ得ル物品ヲ採集シ、又ハ無特許物品採集ノ許可 一 弗
- 八、輸出スヘキ蘭採集ノ許可 五 弗
- 九、輸出ニ非サル販賣用蘭採集ノ許可 二 弗
- 一〇、本則第五十三條及第八十七條ノ規定ニ依リ切斷シタル樹木ヨリ、「バラタ」採集ノ許可 一 弗
- 一一、資格存在ノ爲メ登記者ヨリノ證明書 十二仙
- 一二、抵當設立認可ノ證明書 十二仙
- 一三、裁判官ノ面前ニテ行ハサル小農業賃借權ヲ抵當ニスル登録 一 弗
- 一四、抵當借財ノ皆済ヲ記録スル事 一 弗

二、測量手数料

- 一五、十エーカー以上ノ土地測量、及其圖面 七弗五十仙
- 一六、十エーカー以上四十エーカー迄ノ土地測量、一エーカー毎ニ 五十仙
- 一七、四十エーカー以上五百エーカー迄ノ土地測量、一エーカー毎ニ 三十仙
- 一八、五百エーカー以上ノ土地測量ニ於テハ出願人ハ左ノ割合ヲ以テ割リ増手数料ヲ寄託ス可シ
 - (一)、五百エーカー以上千エーカー迄ハ一エーカーニツキ 二十仙
 - (二)、千エーカー以上ハ一エーカー 十 仙

但シ五百エーカー以上ノ土地測量ノ實費カ寄託セル金額ヲ超エシ時ハ、出願者ハ超過分ヲ支拂フ可ク、又其實費ニシテ寄託セル金額ヨリ少ナカリシ時ハ出願者ハ餘分ヲ拂戻サル可シ

一九、運河開鑿、又ハ他ノ目的ノ爲メ御料地ヲ測量シ、又ハ其圖面ヲ作り、又ハ圖面ヲ要セサルモ、土地間ニ境界線ヲ劃ス事ハ測量又ハ劃線ノ一ヤード毎ニ 二 仙

二〇、平面地線ノ測量ハ一ヤード毎ニ 三 仙

三、使用料

- 二一、「グリーンハート」木材一立方尺毎ニ(縦測ニテ) 三 仙
- 二二、比重・七以上ノ木材(グリーンハート樹)以外ノ物又ハ圓材一立方尺毎ニ(縦測ニテ) 二 仙
- 二三、比重・七以下ノ木材、又ハ圓材 一 仙
- 二四、板、厚板、小割材、百フキート毎ニ 五 仙
- 二五、屋根板、千個毎ニ 十 仙
- 二六、五フキート半以下ノ柵棒、百本毎ニ 十二仙
- 二七、大種用棒百フキート毎ニ 十 仙
- 二八、タクーバ柵杭、百フキート毎ニ 十 仙
- 二九、直徑六インチ以下櫛梁木、百フキート毎ニ 五 仙
- 三〇、直徑四インチ以下櫛圓材、百フキート毎ニ 三 仙
- 三一、編枝、長サ二十フキート太サ一インチ半百本毎ニ 五 仙

- 三二、シャプル棒、百本毎ニ 十 仙
 - 三三、ハツキヤ、及其他棒、長サハフキート太サ半インチ以下百本毎ニ 十 仙
 - 三四、木炭、百封度毎ニ 五 仙
 - 三五、薪、一コード毎ニ(或ハ一噸八錢) 二十 仙
 - 三六、鬆用樹皮、百封度毎ニ 二 仙
 - 三七、「バラタ」、彈性護膜、又ハ同質物品、一封度毎ニ 二 仙
 - 三八、「コベイバ」、及、「トンカ」豆ノ香油ヲ含有スル護膜、一封度毎ニ 一 仙
 - 三九、輸出蘭、一個ニツキ 五 仙
 - 四〇、砂、砂利、貝殻、「カツデイ」、又同質物品、一噸毎ニ 一 仙
 - 四一、陶土、及粘土、又同質物、(ボトキサイトヲ含有ス)一噸毎ニ 五 仙
- 四、登録手数料
- 四二、第九章ニ依リ登録セントスル人ハ 二十四 仙

一、附表

様式

第一號 (第十七條第二項第一號ニ依ル)

農業目的ノ賃借權ニテ所有セル御料地ノ小面積地ヲ抵當トスル認可願

英領ギアナ千九百十九年御料地規則

住所
月 日

土地及鑛山委員宛

地所在御料地……エーカーニ對シ……年……月……日許可セラレタル農業賃借權……號ニ於ケル我權利、所有權、及利益ヲ抵當ニ供シ……ニ住居スル……ヨリ……圖ノ借財ヲ得ント余ハ希望スルモノナリ、此借財ハ前記土地ノ開墾、又ハ改良ニ、消費スルモノニテ、此カ返済ハ抵當ノ日ヨリ……以內ニ爲スモノナリ、又其利息ハ一箇年……分トス依テ貴下ノ認可ヲ請求スルモノナリ

賃借權所有者 署名

注意：茲ニ土地位置等ヲ記載スヘシ

第二號

農業目的ノ賃借權ニ依リ所有セル御料地ノ小面積、土地ノ抵當 (御料地規則第十七條第二項第一號ニ依ル)

英領ギアナ千九百十九年御料地規則

英領ギアナ殖民地……郡ニテ千九百一一年一月一日今後質主ト稱セララルヘキ……住居ノ……ト今後質權者ト稱セラ
ルヘキ……住居ノ……トノ間ニ契約成立セリ

故ニ質主ハ土地及鑛山委員ノ許可書ヲ以テ、質權者ヨリ下記ノ金額、期限、及條件ヲ以テ貸付金ヲ得ル事ヲ契約セリ

以下ノ提出書ヲ以テ之ヲ保證ス

質主ハ英預ギアナ流通貨幣ノ...弗ノ金額ヲ、質權者ヨリ正當ニ、且合法的ニ、借用セル事ヲ告白シ、且承諾スルモノナリ、而テ此金額ハ下記土地ノ開墾、及其全般ニ亙ル改良ニ消費スヘキ事ヲ約スルモノトス

而テ質主、及其子、業務執行者、監理者、代理者ハ前記金額ヲ一箇年...弗ノ年賦支拂ヲ以テ次ノ方法ニ於テ支拂フヘキ義務アルモノトス、即チ

- 千九百一十年ノ一日ニ弗ノ金額
- 千九百一十年ノ一日ニ弗ノ金額
- 千九百一十年ノ一日ニ弗ノ金額

質主、及其子、業務執行者、監理者、代理者ハ前記金額ノ利子、及未拂殘金、ノ各部ノ皆濟セララル迄、其ニ對スル利子ヲ此日ヨリ一箇年一分ノ割合ヲ以テ、月日及ヒ月日ニ於テ支拂フヘキ義務アル事ヲ約ス、而シテ其抵當繼續期間之等利子年賦額ハ一月一日及ヒ一月一日ニ於テ年賦支拂ノ時ニ、毎年支拂フ事ヲ約スルモノトス又質主、及其子、業務執行者、監理者、代理者ハ、抵當物ニ對スル課稅納附ノ時期來ル時ハ、此ヲ正確ニ支拂フヘキ義務アル事ヲ約ス、若シ質主又ハ前記代理者ニシテ此ノ課稅ヲ怠リ、又ハ納稅セサル時ハ質權者ハ自ら其課稅ヲ支拂ヒテ後、之ヲ質主又ハ此抵當ニハ關係ナキ前記ノ代理者ヨリ取戻ス乎、又ハ貸付金額償還ノ約定期限經過セサルニ拘ラス、直ニ此ヲ抵當流レトナシ、其抵當物件ヲ賣却シ、此賣上金ヨリシテ貸付金額及此ニ對スル利子ト共ニ質權者ノ支拂ヒタル課稅額及此カ支拂日ヨリ一箇年分ノ利子ヲ取戻スモノトス

又質權者、及文書ヲ以テ委託セラレシ者ハ、前記ノ土地ニ入り、貸付金ガ土地ノ爲メニ使用セラレタルヤ、否ヤヲ調査スルノ權利ヲ有スル事ヲ約ス、而テ貸付金額ヲ土地ノ爲メ費用セサリシ如ク見ユル場合ニハ、質權者ハ

直ニ其ヲ抵當流レトナシ、前記ノ如ク利子ニ相當スル金額ヲ決濟スルノ權ヲ有スル事ヲ約ス

又前記ノ弗ノ金額、其利子、前記金額、及利子ノ年賦支拂額、質權者ノ納附シタル税金、及其利子等ヲ、正確ニ支拂フヘキ保證トシテ、又質主自己、及其財產全部ヲ以テ負擔スヘシト質主ノ告白スル數個ノ契約及條件ヲ正確ニ、著實ニ、注意シ、實行シ、完了スヘキ保證トシテ、殊ニ「ニアル御料地」「エーカー」ニ對シ一月一日ノ第一號農業賃借權中ニ含有サレタル質主ノ權利、及利益ヲ、第一抵當ニナシタル權利ヲ完了ニスヘキ保證トシテ、又質主及前記其代理者カ「弗ノ前記金額、又前記年賦支拂金額ニ對スル利子、又質權者ノ支拂ヒタル課稅等ノ支拂ヲ怠リタル場合又前記ノ意味ヲ有スル契約又條件ノ著實ナル注意實行完了ヲ怠リタル場合ニハ質權者ハ此抵當ヲ抵當流レトナシ抵當物品ヲ賣却シテ其賣上高ヨリシテ其貸付金額其支拂ヒタル税金及之ニ對スル利子ヲ回收スルノ保證トシテ

兩當事者ハ右ノ證明書トシテ茲ニ證人ノ面前ニ於テ此文書ニ署名スルモノナリ

證據人

一 二

千九百一十年一月一日之ヲ登錄シ記録ニ留ム

土地及鑛山委員

注意、此抵當ハ委員ニ依リ制規通り登錄サレ、又記録ニ留ムル目的ヲ以テ土地及鑛山局ニ提出サル迄ハ有效ナラス、或ハ何等ノ効果ヲモ生セサルモノトス

當事者ノ署名ニ際シテノ立會人ハ、土地及鑛山ノ委員、土地及鑛山局ノ官吏、局長、稅關吏、警察吏等トス

(以印刷代謄寫)

1383

丁

大正十一年四月七日發行
 臺北市千歲町二丁目三十七番地
 發行者 色部米作
 臺北市八甲町一丁目六番地
 印刷人 菅木 崑
 臺北市八甲町一丁目六番地
 印刷所 盛文社

509
22

終